

平成 23 年度の具体的施策の実施状況に関する  
検証及び評価の結果

## 目次

- 1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援  
( 施策番号 1 ~ 120 ) . . . . . P 1
  
- 2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と  
消費者政策の実効性の確保・向上 ( 施策番号 121 ~ 139 ) . . . . . P 196
  
- 3 経済社会の発展への対応 ( 施策番号 140 ~ 171 ) . . . . . P 222

「消費者基本計画」における  
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成23年度）

施策番号1番	
具体的施策	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。</li> <li>② PIO-NETに関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。</li> <li>③ 国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。</li> </ol>
担当省庁等	消費者庁
実施時期	<ol style="list-style-type: none"> <li>①実施済み。</li> <li>②直ちに検討を開始します。</li> <li>③一部実施済み。また、適格消費者団体への設置については、平成23年度内に利用可能となるよう具体化を進めます。</li> </ol>
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PIO-NETについて、引き続き所定の改修を実施するとともに、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みとすべく、関係者の意見を踏まえて、さらなるシステムの刷新について検討していく。</li> <li>・行政機関等からの要望を踏まえ、PIO-NETを追加配備するとともに、適格消費者団体へも配備先を拡大する。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>関係者からの意見の汲み上げの状況、新たな仕組みの構築の進捗状況</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PIO-NETについて、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みとすべく、相談員や自治体職員、学識経験者等の関係者を構成員とする「PIO-NET刷新に関する検討会」を開催し、さらなるシステムの刷新について今夏目途の取りまとめに向けて検討している（平成23年度中に4回開催）。</li> <li>・「国の行政機関等におけるPIO-NET情報の利用指針」を策定し、財務局に対して追加配備を実施した。</li> <li>・適格消費者団体へのPIO-NET端末の設置については、具体化を目指し検討中。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、PIO-NETについて、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みとすべく、さらなるシステムの刷新について検討していく。</li> <li>・適格消費者団体へのPIO-NET端末の設置については、自治体をはじめとする関係者との調整を踏まえ、利用可能となるよう引き続き検討し、具体化を進める。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 1 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	①実施済み。 ②引き続き検討を行います。 ③一部実施済み。引き続き追加配備を実施します。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	情報・分析事業	1,858 百万円の内数	1,858 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 2 番	
具体的施策	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・掲載する情報の充実や機能の充実を継続的に図る。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成23年度は新たに約100箇所の消費生活センターからの危害・危険情報を加え、国民向けサイトで閲覧可能な事故情報として約30,000件(前年度比 約60%増)を登録した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度も引き続き、掲載する情報や機能の充実を継続的に図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	情報・分析事業	1,858百万円の内数	1,858百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号3番	
具体的施策	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対応します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	緊急時に速やかに対応します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・緊急時には適切な対応を行う。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成23年度には、消費者被害の発生・拡大を防止する観点から省庁横断的な緊急の対応が必要となる事態は発生しなかったが、消費者行政推進及び消費者被害の発生・拡大防止の観点から、関係省庁と密接な連絡、情報交換、協議等を必要に応じて行っている。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も引き続き実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号3番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	消費者政策調整経費(重大事故発生時の連絡・調整対応)	9	9

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 4 番	
具体的施策	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。</p> <p>これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段のうち、収集する事故情報の範囲等の拡大の検討について、継続的に実施します。公表する事故情報の範囲等の拡大は平成 22 年度に一部実施済み。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	消費者安全法第 12 条、第 13 条等 消費生活用製品安全法第 35 条、第 36 条等
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故情報の報告・公表制度の拡充に関して検討し、結論を得る。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年 11 月に「入手情報点検チーム」を設置し、これに情報を集約することで、情報の見落とし、未対応、対応遅れを防止する体制を整備した。寄せられた情報については、法令以外のものも含めて確認しており、これを通じて事故情報の収集状況を日々検証している。</li> <li>・「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」(平成 23 年 7 月 22 日、消費者委員会)に基づき、重大事故等の範囲の拡大を含め、事故情報の収集・分析・活用について検討を行い、報告を行った(平成 24 年 2 月 23 日)。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に実施する。</li> </ul>
備考	

**「消費者基本計画」の見直し**

施策番号 4 番	
具体的施策	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。</p> <p>消費者庁は、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。 なお、公表する事故情報の範囲等の拡大は平成 22 年度に一部実施済み。

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号5番	
具体的施策	高齢者被害、出資トラブルなどこれからの日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、消費生活情報課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・財産分野の消費者事故等に関する情報の分析を積み重ねていく中で、状況に応じた特定テーマを設定して分析し、その結果を必要に応じて消費者や関係行政機関へ情報提供する。  〔参考指標〕 消費者等への情報提供の回数
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「温泉付有料老人ホームの利用権」の勧誘に関する注意喚起等、消費者安全法第15条第1項に基づき、7件の注意喚起を実施。</li> <li>・東日本大震災に関する対応として、「震災に関連する悪質商法110番」を平成23年3月27日から平成23年7月29日まで開設した。そこで受け付けた相談など、被災地から寄せられた消費生活相談を分析し、その概況について毎週(計16回)ホームページに掲載するとともに、詐欺・悪質商法について4回消費者への注意喚起を行った。 *平成23年度としては2回</li> <li>・消費者安全法第12条に基づく消費者事故等の発生に関する情報の通知を同法第13条に基づき集約及び分析を行い、関係行政機関等へ情報提供を行った。また、その取りまとめ結果について平成23年6月及び平成24年2月に公表し、国会に報告した。</li> <li>・高齢者、障害者の周りの人々による見守りの強化の一環として、高齢者団体、障害者団体、行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を平成23年6月に開催し、高齢者及び障害者の消費者トラブルに関して情報の共有等を行った。</li> <li>・財産分野の消費者事故等の情報に関する分析にマスコミからの取材情報や国民生活センターにおける経由相談情報を活用するとともに、「消費者庁に寄せられる財産分野の情報の処理及びそれに基づく対応の実施について」を取りまとめた。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析手法の検討については、一部実施。</li> <li>・適切な分析及び情報提供について、施策番号6番に統合し継続的に実施する。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号5番	
具体的施策	
担当省庁等	施策番号6番に統合
実施時期	

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者事故等初動対応のうち端緒情報の収集及び分析	7	7

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 6 番	
具体的施策	PI0-NET 等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、消費者安全課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・消費者被害の発生の動向について、PI0-NET 情報や消費者安全法第 12 条第 2 項に基づく通知情報等を的確に分析し、関係機関等に対し情報提供するとともに、消費者等に対し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行う。  〔参考指標〕 消費者等への注意喚起等の回数
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費者安全法第 15 条第 1 項に基づき、7 件の注意喚起を実施。 ・東日本大震災に関する対応として、「震災に関連する悪質商法 110 番」を平成 23 年 3 月 27 日から平成 23 年 7 月 29 日まで開設した。そこで受け付けた相談など、被災地から寄せられた消費生活相談を分析し、その概況について毎週(計 16 回)ホームページに掲載するとともに、詐欺・悪質商法について 4 回*消費者への注意喚起を行った。 *平成 23 年度としては 2 回 ・消費者安全法に基づく消費者事故等の通知及び消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故等の報告によって入手した情報を基に、12 件の注意喚起を実施。 ・国民生活センターにおいて 79 件の情報提供(商品テスト情報を含む)を実施。 ・これらの情報等について、平成 23 年 6 月及び平成 24 年 2 月に消費者安全法第 13 条に基づき、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果を公表し、国会に報告した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行う。 ・施策番号 5 番のうちの適切な分析及び情報提供を本施策に統合し、継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 5 番・6 番	
具体的施策	消費者安全法に基づく消費者事故等の通知や PI0-NET 等で収集される情報に関する分析手法を向上させつつ、適切な分析を行うことによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	商品テスト事業、情報・分析事業	1,858 百万円の内数	1,858 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号7番	
具体的施策	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。 また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	前段については、リコール情報を提供するサイトの改善を引き続き実施します。後段は、引き続き検討を進め、平成24年度までに結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、消費者安全課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・リコール情報を提供するサイトの改善を進め、引き続き消費者への分かりやすい情報提供に取り組む。 ・さらに効果的にリコール情報を周知するシステムの構築に向けた研究開発に取り組む。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費者に分かりやすく効果的にリコール情報を周知する「リコール情報一元化システム(名称:リコール情報サイト)」を構築した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・リコール情報サイトの開発、運用開始により、一元的収集及び消費者への特性を考慮した周知ともに実施済み。 ・今後、サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号7番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注7)</sup> 。 サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討します。

(注7) リコール情報一元化システムを構築し運用を開始。

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	リコール情報等一元化関係経費	75	75

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 8 番	
具体的施策	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう情報収集体制及び調査分析体制の強化を図り適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省自動車局審査・リコール課リコール監理室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	道路運送車両法第 63 条の 2、第 63 条の 3 及び第 63 条の 4
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車メーカー等から事故火災情報等を収集するとともに、自動車不具合情報ホットラインを活用したユーザーからの不具合情報の収集を実施</li> <li>・自動車メーカー等への監査を実施</li> <li>・安全・環境性に疑義のある自動車について技術的検証を実施</li> <li>・強化された体制で、ユーザーの視点に立って情報収集、調査分析を実施</li> <li>・消費者委員会の自動車リコール制度に関する建議を踏まえながら、必要な措置を実施</li> <li>・リコール届出について、受け取り次第速やかにホームページで公表</li> <li>・ユーザーから収集した不具合情報やメーカーから報告を受けた事故火災情報について、ホームページで公開</li> <li>・リコール届出やユーザー不具合情報等について傾向等を分析・公表</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>自動車不具合情報ホットラインに寄せられた不具合情報の件数、独立行政法人交通安全環境研究所における技術的検証の実施件数</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車メーカー等から事故火災情報等を収集するとともに、自動車不具合情報ホットラインを活用したユーザーからの不具合情報の収集を実施した。(平成 23 年度の自動車不具合情報ホットラインに寄せられた不具合情報の件数 5,610 件)</li> <li>・自動車メーカー等への監査を実施した。</li> <li>・安全・環境性に疑義のある自動車について技術的検証を実施した。(平成 23 年度の独立行政法人交通安全環境研究所における技術的検証の実施件数 554 件)</li> <li>・リコール制度について、より一層ユーザーの視点に立ったものとするため、技術検証体制を強化するとともに、情報収集体制及び調査分析体制の強化を目的とした組織体制の強化を実施した。</li> <li>・消費者委員会の自動車リコール制度に関する建議を踏まえて必要な措置を実施した。</li> <li>・リコール届出について受け取り次第速やかにホームページで公表した。</li> <li>・ユーザーから収集した不具合情報、メーカーから報告を受けた事故火災情報についてホームページで公開した。</li> <li>・リコール届出内容の分析結果、ユーザー不具合情報の統計分析結果等について公表した。</li> </ul>

今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度以降も引き続き自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、リコール業務を適切かつ迅速に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 8 番	
具体的施策	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、ユーザーの視点に立ち、消費者委員会の建議を踏まえ、自動車不具合情報ホットラインの周知・広報を行うとともに、リコール業務を適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
国土交通省	リコール対策の充実	304	304

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号9番	
具体的施策	子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。 また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、実施済み。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、消費生活情報課、消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・「子どもを事故から守る！プロジェクト」の携帯サイト及びPCサイトのコンテンツ改良のための調査及びシンポジウムを開催する。 ・引き続き、子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供するメール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」を配信する。  〔参考指標〕 コンテンツ改良の調査状況、シンポジウムの開催状況、メール配信サービスの登録数
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・子どもの月齢・年齢毎（0～3歳頃）に起こりやすい事故とその予防策を紹介するホームページのコンテンツ「あなたのお子さんは安全？」に、イラスト及び新規項目を追加し、平成24年3月にホームページ（PC用・携帯用）に掲載。子育て中の保護者が、限られた時間の中でも手軽に必要な情報を入手できるよう、特に携帯サイトで子どもの事故予防の情報を提供することで、効率的かつ有効的な情報提供を実現。 ・平成24年3月に、「子どもを事故から守る！プロジェクト」シンポジウムを開催（豊島区、約100人の参加）。 ・メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」により、子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を毎週1回配信（平成23年度は、第29号から第79号まで配信。登録者数は20,223件（3月31日））。 ・子どものけがの体験談やけがを防ぐための工夫を募集し、ホームページで紹介。 ・平成24年3月に「子どもの事故防止に係る注意喚起・啓発チラシ」を作成し、都道府県等を通じて消費者等に133万枚配布するとともにホームページに掲載し周知を図った。 ・第5回キッズデザイン賞において「消費者担当大臣賞」を創設し、大臣賞を表彰（平成23年8月）。 ・「マクラーレン社製ベビーカーによる指の挟み込み事故の防止について」（9月28日）をはじめ、子どもの事故防止に関する注意喚起を多数実施。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き子どもの事故防止に向けた取組を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 9 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	子どもの不慮の事故防止経費	24	24

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 10 番	
具体的施策	<p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p>キッズデザインによる製品市場の拡大を目指し、消費者庁等に収集される事故情報や産業界が有する技術的課題等を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者と企業等との共同による原因究明等を行います。得られる科学的知見を業種横断的に設計・デザインにおいて利用できる共通基盤として整備し、持続的に企業・業界団体等に提供・共有する体制を検討します。また、キッズデザイン製品等に関する理解を広めるため、社会全体への効果的な情報発信を行います。</p>
担当省庁等	経済産業省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、平成 23 年度から平成 24 年度に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課、日用品室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <p>・後段のとおり。</p> <p>〔参考指標〕</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>・キッズデザイン製品開発支援事業において、公募型の事例分析プロジェクトを 27 件実施。有識者の意見を踏まえて、情報共有システムを試作。ホームページ「キッズデザインの輪」において情報を発信すると同時に、普及イベントを実施した。</p> <p>・普及イベント等を通じ、「キッズデザイン」に対する認知や理解が広がった。（普及イベントのアンケートによると、認知度 21.6%、イベント前の理解度 37.1%、イベントを通じての理解度 86.6%）</p>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・平成 24 年度、消費者庁等に収集される事故情報等を分析し、ここから得られる科学的知見を業種横断的に設計・デザインにおいて利用できる共通基盤として整備し、持続的に企業・業界団体等に提供・共有する体制の基礎を構築する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 10 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
経済産業省	キッズデザイン製品開発支援事業	208	208

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 11 番	
具体的施策	化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール(GHS)の利用促進及び普及啓発を図ります。
担当省庁等	厚生労働省、経済産業省、環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課、関係省庁
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・最新のGHS国連文書の動向を注視するとともに、GHSに関するJISが複数存在することから、JIS改訂の在り方を検討する。  〔参考指標〕 GHSに関する実態調査の実施状況(GHSの認識・対応状況等に関するアンケートを実施。) GHSに関するJISについて、国連文書の改訂を受け、GHSに基づくMSDS(JIS Z7250)及びラベル表示(JIS Z7251)のJISを、世界に先駆け、平成22年度に改訂する。 GHSの普及啓発状況(政府向け・事業者向けガイダンスの公表、HPのアクセス等(政府向けガイダンス・事業者向けガイダンス))
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	1. 「平成23年度の具体的施策の実施予定等」に対する達成状況 ・GHSに関するJISについて、国連文書の改訂を受け、GHSに基づく化学物質等安全データシート(MSDS)(JIS Z7250)及びラベル表示(JIS Z7251)に係る二つのJISを統合するとともに、最新のGHSと整合させ、平成23年度末に新たなJIS(JIS Z7253)として公示。  2. 「過去の実績との比較を踏まえた評価」 ・事業者による化学製品の危険有害性に関する情報伝達を一層促進した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール(GHS)の利用促進及び普及啓発を図っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 11 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注11)</sup> 。 引き続き、関係省庁等において、分類表示ルール(GHS)の利用促進及び普及啓発を図る等、継続的に実施します。

(注11)GHSに基づく化学物質等安全データシート(MSDS)(JIS Z7250)及びラベル表示(JIS Z7251)に係る二つのJISを統合するとともに、最新のGHSと整合させ、平成23年度末に新たなJIS(JIS Z7253)として公示。

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
経済産業省	化学物質規制対策事業	492 百万円の内数	443 百万円の内数
環境省	化学物質の有害性分類・ラベル調査及びラベル情報の提供	7	7

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 12 番	
具体的施策	<p>消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。</p> <p>さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	<p>消費者庁設置法案等に関する附帯決議（平成21年5月28日、参議院消費者問題に関する特別委員会）</p> <p>十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用するなど（略）事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。</p>
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進める。</li> <li>・医療機関ネットワークについては、効果的な情報収集及び情報共有を図るため、国民生活センターと連携し、情報システムを構築する。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用品による中毒事故等、8件のテーマについて関係省庁、研究機関と連携を図りながら、分析・原因究明を進めた。</li> <li>・各分野の専門家10名による「事故情報分析タスクフォース全体会合」を2回開催し、各テーマについての助言・指導を得た。</li> <li>・医療機関ネットワークについては、1年間で約5,500件の基本的な情報を収集し、これらのうち約300件については、重大性・多発性等の観点から、製品名、型番等詳細な事故情報を調査した。さらに、42件については、事故被害者、関係者からの事故に至った経緯や、現物等の実地調査を実施した。また、国民生活センターと連携して、情報システムを構築中。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関ネットワークについては、効果的な情報収集及び情報共有を図るための情報システムを構築する。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 12 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	重大事故受付対応の安全評価・監視関連の会議費用( 事故情報分析タスクフォース )	24 百万円の内数	24 百万円の内数
	事故原因分析調査	103	103
	医療機関ネットワーク	43	43

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 13-2 番	
具体的施策	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。
担当省庁等	消費者庁、警察庁、法務省、経済産業省、国土交通省、関係省庁等
実施時期	体制整備について、平成23年度中に必要な準備を進め、平成24年度中の体制の具体化を目指します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課、警察庁刑事局刑事企画課、法務省刑事局刑事課、経済産業省製品安全課、国土交通省
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費者庁設置法案等に関する附帯決議（平成21年5月28日、参議院消費者問題に関する特別委員会） 十四、・・・消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う...
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方を検討する。 ・既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくりを進める。 ・事故調査と刑事手続との関係の整理を行う。 ・消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備するため必要な準備を進める。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を第180回国会（常会）に提出した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・改正消費者安全法の成立後、体制の運用開始に向けて、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくりを進める。 ・改正消費者安全法の成立後、体制の運用開始に向けて、事故調査と刑事手続との関係の整理を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注13-2)</sup> 。 引き続き体制整備について必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。

(注 13-2) 平成 24 年 2 月 14 日、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 13-2-2 番	
具体的施策	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	速やかに検討を行い、施策番号 13-2 の体制の整備に反映します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費者庁設置法案等に関する附帯決議（平成 21 年 5 月 28 日、参議院消費者問題に関する特別委員会） 十四、・・・消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う...
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行う。 ・必要な体制の整備に向けて準備を進める。  〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、消費者事故等の調査を行うとともにこれらの機能も果たす「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を第 180 回国会（常会）に提出した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・改正消費者安全法の成立後、体制の運用開始に向けて、他の行政機関が実施する調査等の評価・活用、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を十分に果たすために必要な準備を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13-2-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注 13-2-2)</sup> 。 引き続き体制整備について、施策番号 13-2 と併せて必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。

(注 13-2-2) 平成 24 年 2 月 14 日、消費者事故等の調査を行うとともに他の行政機関が実施する調査等の評価・活用、事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能も果たす「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 13-3 番	
具体的施策	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。
担当省庁等	厚生労働省、関係省庁等
実施時期	平成23年度中に必要な検討を開始します。
担当部局・課・室名	厚生労働省医政局総務課医療安全推進室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・平成23年8月26日より「医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会」を開催しており、今後、医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方についても必要な検討を行う予定。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成23年8月より開催している「医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会」において、検討課題の柱の一つとして医療事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方等について検討を行うとともに、平成24年2月に、当検討会の下に「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」を設け、集中的に検討を行っている。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も引き続き検討を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13-3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	引き続き検討を行います。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 14 番	
具体的施策	消費生活用製品に関して、消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告公表制度等を活用し、収集された事故情報の分析と原因の調査・究明に取り組むとともに、同種事故再発防止のための事業者による適切な市場対応を促し、消費者に対する啓発及び事故未然防止のための技術基準改正等の検討を行います。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	引き続き検討を行います。
担当部局・課・室名	経済産業省商務流通情報政策局商務流通グループ製品安全課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	消費生活用製品安全法
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・LED ランプ等に係る政令を公布するほか、電気用品等の技術基準の見直しを行う。 ・重大製品事故の原因究明の機能強化や事業者による市場対応の促進等に引き続き取り組む。  〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	1. 平成 23 年度の実施状況 ・LED ランプ等 4 品目に係る改正政令を公布するとともに(平成 23 年 7 月公布、24 年 7 月施行予定) これらの品目等に係る技術基準省令等を改正し公布した(平成 24 年 1 月公布、同年 7 月施行予定)。また、ガス用品の技術基準省令等を改正した(平成 23 年 11 月公布、12 月施行)。 ・平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月末までに消費生活用製品安全法第 35 条に基づき消費者庁に報告・受理された重大製品事故(1,169 件)について、製品事故の原因究明を行うため、製品評価技術基盤機構(以下「機構」)に対して調査指示等を行った。また、消防庁と協力し、機構と各地の消防機関との連携強化を図るための窓口を設置するとともに、消防庁との間で連絡会合を開催するなど連携体制を強化した。  2. 平成 23 年度の実施状況の評価 ・実施予定に沿って着実に実施した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・重大製品事故の原因究明の機能強化や事業者による市場対応の促進等に引き続き取り組む。 ・製品事故の発生状況等を踏まえて技術基準等の見直しを行う。
備考	

**「消費者基本計画」の見直し**

施策番号 14 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	635 百万円の内数	635 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 15 番	
具体的施策	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課、国土交通省住宅局建築指導課昇降機等事故調査室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表する。 〔参考指標〕 報告書の公表件数 2 件  ・事故に係る調査体制の充実を図るとともに、施策番号 13-2 の検討とともに調査機関の在り方について検討する。 〔参考指標〕 事故調査担当職員の増員 2 名
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において「京都市左京区共同住宅エレベーター事故調査報告書」ほか 1 件の事故調査報告書を取りまとめ、平成 23 年 6 月 9 日に公表するとともに、同部会において「千葉市内複合施設エレベーター事故調査報告書」ほか 2 件の事故調査報告書を取りまとめ、平成 24 年 1 月 12 日に公表した。 ・「建築設備等の安全・安定性の確保に関する調査検討業務」において、平成 22 年度に引き続き、昇降機に係る事故情報・不具合情報の分析を行った。 ・平成 23 年 4 月より新たに専任の昇降機等事故調査室を設置するとともに、10 月より専任の職員 2 名を増員した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・国土交通省において、昇降機や遊戯施設の事故調査、調査結果の公表等を引き続き実施する。 ・国土交通省において、平成 24 年 10 月より、必要な技術基準の見直し等を担当する職員を増員し、事故再発防止対策の企画立案体制の充実を図ることとしている。 ・また、調査機関の在り方については、第 180 回国会(常会)に提出された「消費者安全法の一部を改正する法律案」において消費者庁に設置することが規定されている「消費者安全調査委員会」との関係性を踏まえ、国土交通省と消費者庁が連携して検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 15 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 16 番	
具体的施策	製品等の利用により生じた事故等について、捜査を推進し、責任の所在を明らかにすることにより、関係行政機関と協力しながら再発防止を図ります。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第一課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・製品等の利用により生じた事故等について、引き続き捜査を推進し、関係行政機関と協力しながら再発防止を図る。  〔参考指標〕 製品等の利用により生じた事故の通知件数、関係行政機関との協力状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・都道府県警察において、製品等の利用により生じた事故の捜査を推進するとともに、事案認知時に通知したり、現場等において情報交換を行うなど関係行政機関と協力しながら再発防止を図った。 ・平成23年度中の製品等の利用により生じた事故等の関係行政機関に対する通知件数は45件であった(前年度比-44件)。平成23年度中の製品等の利用により生じた事故の通知件数は、前年度に比べて減少した。 ・事故の再発防止に資するため、事故現場において関係行政機関と情報交換を行うなど、相互に協力するとともに、事故の捜査を推進した。 ・事故の情報集約、関係行政機関との協力等の必要性について、全国規模の会議において指示するなど、あらゆる機会を通じて周知・徹底を図った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・製品等の利用により生じた事故等について、引き続き捜査を推進するとともに、関係行政機関と協力しながら再発防止を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 16 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 17 番	
具体的施策	国民生活センターにおいて、製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進します。また、自治体からのテスト依頼への対応や、技術的な調査・分析機能を強化するため、手法の改善に取り組みます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み。引き続き、関連機関との連携を促進するなど、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第3項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・商品テストについては、その担い手等について、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において検討を行っているところであるが、自治体からの依頼への対応や、技術的な調査・分析機能は、強化を図っていくこととしている。  〔参考指標〕 関係機関との事故情報等の共有化、技術・知見の活用状況、商品テストの実施における役割分担の状況、人的体制の整備状況、機器の更新、整備状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、国民生活センターと関連機関との相互の協力関係を強化するため、国民生活センターと製品評価技術基盤機構及び農林水産消費安全技術センターとで協議した上で、国民生活センターと各機関との間で商品テスト事業に必要な分析に関する連携・協力について協定を締結した。(平成23年5月17日締結) ・自治体からの相談解決のためのテスト依頼については、原則全件対応することとしたため、テストの実施に当たっては事業者や外部の専門家の知見を活用している。また、製品評価技術基盤機構とは情報共有を密に行い、重複してテストを実施しないよう調整を図っている。特に、重大事故に係る商品テストを国民生活センターで実施する場合は、必ず事前連絡を行い、かつ、テスト後にその結果を共有している。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・商品テストについては、その担い手等について、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において検討が進められているところであるが、自治体からの依頼への対応や、技術的な調査・分析機能は、強化を図っていくこととしている。 ・消費者安全法の改正により消費者安全調査委員会が設置された場合は、同調査委員会との関係についても検討していくこととしている。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 17 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	商品テスト事業	1,858 百万円の内数	1,858 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 18 番	
具体的施策	製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するとともに、製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化を図ります。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・引き続き更なる事故原因究明の機能強化を図る。 ・消費者庁における国民生活センターの在り方の検討を踏まえ、必要に応じて協定の見直しを行う。  〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	1．平成 23 年度の実施状況 ・平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するための、「独立行政法人国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析に関する独立行政法人製品評価技術基盤機構との連携・協力に関する協定」を締結した。(平成 23 年 5 月締結)  2．上記 1 以外の実施状況 ・事故原因究明の機能強化のため、製品評価技術基盤機構の取組として、リスク評価手法に基づく調査事案の優先度付けによる調査の効率化の徹底を引き続き実施した。また、消防庁と協力し、機構と各地の消防機関との連携強化を図るための窓口を設置するとともに、消防庁との間で連絡会合を開催するなど連携体制を強化した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き更なる事故原因究明の機能強化を図る。 ・消費者庁における国民生活センターの在り方の検討を踏まえ、必要に応じて協定の見直しを行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 18 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 19 番	
具体的施策	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表します。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進します。
担当省庁等	総務省（消防庁）
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省消防庁予防課消防技術政策室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度同様に製品火災等に係る情報の収集、公表及び再現実験等を実施する。</li> <li>・再現実験のテーマについては、詳細は検討中であるが、東日本大震災に鑑み、これに関係して製品から出火するケースについて実施する見込み。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>製品火災等に関する情報の公表件数、製品別分析の実施状況、再現実験の実施状況</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年 1 ～ 12 月中の製品火災に関する調査結果（平成 23 年 6 月 22 日）</li> <li>・平成 23 年 1 ～ 3 月中の製品火災に関する調査結果（平成 23 年 7 月 22 日）</li> <li>・平成 23 年 1 ～ 6 月中の製品火災に関する調査結果（平成 23 年 10 月 20 日）</li> <li>・平成 23 年 1 ～ 9 月中の製品火災に関する調査結果（平成 24 年 2 月 1 日）</li> <li>・再現実験「地震発生時における一般住宅の火災危険の再現実験」実施（平成 23 年 12 月～平成 24 年 2 月）</li> <li>・「製品火災に係わる情報及び火災調査結果の一層の情報共有等について」（平成 23 年 6 月 23 日消防庁消防技術政策室長通知）</li> <li>・「製品火災に係わる消防機関と関係機関との連携事案に関する報告について」（平成 23 年 9 月 26 日消防庁消防技術政策室長通知）</li> <li>・なお、製品火災に係わる情報及び火災調査結果の一層の情報共有のため、経済産業省と協力し、消防機関と製品評価技術基盤機構との連携強化を図るための窓口を設置するとともに、経済産業省との間で連絡会合を開催するなど連携体制を強化した。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度についても、平成 23 年度同様に製品火災等に係る情報の収集、公表及び再現実験等について実施する。</li> <li>・検証実験のテーマについては平成 24 年度に決定。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 19 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
総務省（消防庁）	製品火災対策の推進	20	20

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 20 番	
具体的施策	食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、内閣府、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課、内閣府消費者基本政策室、食品安全委員会事務局総務課、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	食品安全基本法第 21 条第 1 項
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・改定に向けて検討を進めていく。  〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・食品安全基本法第 21 条第 4 項の規定により準用する同条第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会及び消費者委員会双方に、「基本的事項」の改定案骨子について意見を求め、両委員会から意見を頂いた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・食品安全委員会及び消費者委員会の意見を踏まえ、基本的事項の変更案を作成し、閣議決定・公表を平成 24 年度内に行う。これに基づき、食品の安全性の確保のために必要な措置を講ずる。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 20 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注20)</sup> 。 継続的に実施します。

(注 20) 食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」を改定。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 21 番	
具体的施策	<p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。</p> <p>消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>
担当省庁等	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課、食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費者情報官、環境省水・大気環境局、総合環境政策局環境保健部
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法 食品安全基本法第 13 条
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度の施策実施結果を踏まえ、多彩な参加者による安全啓発事業、「食品と放射能」等をテーマとした意見交換会の開催等を行う。</li> </ul>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁では、合計 48 回のリスクコミュニケーション等を実施（うち 45 回は、「食品と放射能」をテーマとし、関係省庁及び地域の消費者団体等と連携して実施）。また、注意喚起を要すると考えられる世代別の事故例等を取り上げた安全啓発資料等を活用した講座を全国 30 箇所で開催。</li> <li>東日本大震災への対応として、食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報をホームページで発信したほか、放射性物質や、食品等の安全の問題を分かりやすく説明する冊子「食品と放射能 Q&amp;A」を作成（平成 23 年 5 月 30 日～適宜改訂、平成 24 年 3 月 31 日現在第 5 版）し、ホームページで公表するとともに、配付。また、食品中の放射性物質の新しい基準値について、図や表を用いて分かりやすく解説したチラシを、施行前の 3 月 15 日からホームページで情報提供した。</li> <li>・食品安全委員会では、食品健康影響評価等に係る意見交換会を 43 回開催したほか、ホームページ等を通じて食品の安全性に関する情報提供を実施した。</li> <li>・厚生労働省では、内閣府食品安全委員会との共催で、食品中の放射性物質対策をテーマとした説明会を 7 回開催した。また、その他の食品の安全性に関する様々なテーマについて、説明会等を 8 回開催するとともに、地方自治体等での意見交換会への講師の派遣を実施した。</li> <li>また、平成 24 年 4 月 1 日から施行された、食品中の放射性物質の新しい基準値について、リーフレットや説明会で使用した資料をホームページに掲載するなど、消費者に食品の安全性に関する知識と理解を深めていただけるように情報提供を実施した。</li> <li>・農林水産省では、消費者の視点に立った農林水産行政を進めるため、消費者団体との懇談会等を開催。また、食品の安全性について正しい知識を持っていただくためのセミナーを全国 9 カ所で開催するとともに、出張講座や講師派遣を実施。</li> <li>また、食品中の放射性物質について、正確な情報提供を通じて正しい知識の普及を図るために、消費者団体や食品製造・流通業者等に対する説明会を 25 回実施したほか、ホームページ等を通じて分かりやすい情報の発信を行った。</li> </ul>
今後の取組方針	・平成 23 年度の事業実施結果を踏まえ、「食品と放射能」に関するリスク

「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	コミュニケーション等を強化するとともに、引き続き、安全啓発事業を展開する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 21 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者安全施策企画推進事業	20	20
食品安全委員会	リスクコミュニケーション実施経費	24	24
厚生労働省	食品安全に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進( )	13	13

施策番号 22 の一部と重複

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 22 番	
具体的施策	食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じます。
担当省庁等	厚生労働省、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課、監視安全課、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	食品衛生法
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 【厚生労働省】 ・継続的に実施する。  【農林水産省】 ・食品安全について、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じる。
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	【厚生労働省】 ・適時に食品、添加物等の規格基準の設定等を実施した。 ・食品中の放射性物質について、より一層、食品の安全と安心を確保するため、新たな基準値を設定した。 ・食品の安全性を確保するための検査・監視体制を継続的に実施した。  【農林水産省】 ・食品の安全性向上のため、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に十分配慮しつつ、危害要因の実態調査やリスク管理措置の検討等を従来から計画的に実施。 ・平成23年度においては、 食品安全に関するリスク管理の標準的な作業手順を定めた「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」に従い、優先的にリスク管理の対象とする有害微生物のリストを決定し、平成24年度から5年間を対象とした有害微生物のサーベイランス・モニタリング中期計画を策定。 国民の主要なカドミウム摂取源であるコメに関するカドミウム濃度低減対策を一層推進するため、生産段階における低減対策を取りまとめた指導者向けの「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針」を作成・普及。 乾燥調製施設や貯蔵施設でのコメのカビ汚染を防ぐ対策を取りまとめた生産者向けの「米のカビ汚染防止のための管理ガイドライン」を作成・普及。 生鮮野菜を衛生的に保ち、食中毒を防ぐため、生産者向けの「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」を作成・普及。 畜産物の安全性を向上させるため、牛肉及び鶏肉の生産農場への食中毒菌の侵入やまん延を防ぐ対策を取りまとめたハンドブックを作成。

今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、科学に基づいて食品安全に関するリスク管理を推進する過程において、食品事業者や消費者等関係者と意見・情報を相互に交換し、必要に応じリスク管理施策に反映させるとともに透明性を確保する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 22 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
厚生労働省	食の安全の確保	12,703	12,913

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 23 番	
具体的施策	リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。
担当省庁等	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、関係省庁等
実施時期	リスク評価機関の機能強化については、平成22年度における施策の実施状況等を踏まえ、平成23年度においても、継続的に取組を実施します。リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、平成23年度以降検討を開始します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、食品安全委員会事務局総務課、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、関係省庁等
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に実施する。 ・リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下、検討を行う。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・リスク評価機関の機能強化については、的確かつ迅速なリスク評価を実施するため、専門調査会の専門性を強化し、標準的な事務処理期間制度(タイムクロック制)を実施するとともに、評価ガイドラインの策定に向けた検討等を行った。 ・リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下での検討は行われていない。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に実施する。 ・リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下、検討を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 23 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	リスク評価機関の機能強化については、平成23年度における施策の実施状況を踏まえ、平成24年度においても、継続的に取組を実施します。リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、平成23年度以降検討を開始します。

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 24 番	
具体的施策	<p>「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成22年10月に施行される取引等の記録の作成・保存の制度の定着を図ります。</p> <p>また、その他の飲食料品についても、農林漁家、中小事業者の取組を推進しつつ、同法の実施状況を踏まえ、関係省庁が連携し、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の作成・保存の義務付け等について検討し、必要に応じて所要の措置を講じます。</p>
担当省庁等	農林水産省
実施時期	前段について、継続的に実施します。(平成22年10月施行) 後段について、同法の実施状況を踏まえ検討を行います。
担当部局・課・室名	(前段) 国税庁酒税課 農林水産省消費・安全局表示・規格課 (後段) 農林水産省消費・安全局表示・規格課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」第3条、第5条及び第6条(前段)、附則第5条(後段)
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>{平成23年度の実施予定}</p> <p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米穀等(米穀、米加工品の中間原材料及び米加工品をいう。)の流通において、問題が発生した際に速やかに流通ルートや原因を特定し、必要な対策が円滑に講じられるよう、米トレサ法に基づく米穀等に係る取引等の記録作成・保存の状況の確認等のため、米穀事業者に対する巡回立入検査等を実施し、制度の定着を図る。</li> </ul> <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米穀等以外の飲食料品について、米トレサ法の実施状況を踏まえ、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の作成・保存の義務付け等について検討。</li> </ul>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米穀等に係る取引等の記録の作成・保存状況の確認のため、全国で米穀事業者に対し、巡回立入検査等を実施。</li> </ul> <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米穀等以外の飲食料品についてトレーサビリティに関する情報収集を行った。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度以降も引き続き、米穀事業者に対する巡回立入検査等を実施し、制度の定着を図る。</li> </ul> <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度以降も引き続き、米穀等以外の飲食料品について、米トレサ法の実施状況を踏まえ、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の作成・保存の義務付け等について検討を行う。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 24 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	国税庁、農林水産省
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 25 番	
具体的施策	高度な取組内容を含む農業生産工程管理（GAP）の共通基盤づくりを進めるとともに、指導者の育成や産地での導入等に対する支援を充実し、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省生産局農産部技術普及課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・改定したガイドラインの周知を図るとともに、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化の推進について、消費・安全対策交付金等による支援を実施。  〔参考指標〕 ガイドラインの策定状況
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	以下のとおり、23 年度に実施予定としていた取組を実施することができた。 ・ガイドラインについてブロック説明会等を通じて周知。 ・農業生産に関連する指針の制定を踏まえ、ガイドラインを改定（平成 23 年 6 月、8 月、平成 24 年 3 月） ・産地における更なる取組の拡大と内容の高度化を図るため、消費・安全対策交付金等を活用し、指導者の育成や産地での導入等に対する支援を実施。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・ガイドラインの周知を図るとともに、今後も、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化の推進について、引き続き消費・安全対策交付金等による支援を実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 25 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
農林水産省	消費・安全対策交付金	3,023 百万円の内数	3,023 百万円の内数
	産地活性化総合対策事業	10,704 百万円の内数	10,704 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 26 番	
具体的施策	食品製造事業者の中小規模層における HACCP 手法の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づいた長期低利融資に加え、低コスト導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取組等を支援します。また、HACCP 手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための研修等を支援します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	平成 22 年度以降、低コスト導入手法の構築、零細規模層に対する施策を強化し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省食料産業局企画課食品企業行動室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（第 10 条第 1 項（日本政策金融公庫からの資金の貸付け））
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・HACCP 手法導入促進のため現場責任者・指導者養成の研修の実施、低コスト導入の取組、一般的衛生管理徹底の取組のための支援を実施。  〔参考指標〕 各研修における実施状況（実施回数、参加人数）研修後のアンケート調査
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月にかけて、中小規模層の食品製造事業者を対象に、HACCP 導入研修、責任者・指導者養成研修等を全国で 71 回実施し、研修終了後のアンケート調査により研修の効果測定を実施した。また、低コスト導入の取組として、低コスト導入手法の検証・普及を実施した。 ・平成 23 年 9 月から平成 24 年 2 月にかけて、食品事業者の製造現場及び管理部門の実務担当者を対象に一般的衛生管理徹底のための研修を全国で 30 回実施した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度以降も引き続き、HACCP 手法導入促進のための研修の実施、低コスト導入の取組、HACCP 手法導入の前提となる一般的衛生管理徹底の取組のための支援を実施し、食品製造事業者の中小規模層における HACCP 手法の導入を促進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 26 番	
具体的施策	食品製造事業者の中小規模層における HACCP 手法の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づいた長期低利融資に加え、低コスト導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取組等を支援します。また、零細規模層に対し、HACCP 手法導入の前提となる一般的衛生管理を徹底させるための研修等を支援します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
農林水産省	食品産業品質管理・信頼性向上支援事業	277 百万円の内数	277 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 27 番	
具体的施策	食品のリコール社告を出す際に「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008)を参考とするよう周知します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省消費・安全局表示・規格課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・消費者へより一層適切な情報提供を行う観点から、食品のリコール社告を今後出す際に「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008)を参考とするよう、食品事業者に対して文書等により周知。
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成 23 年 5 月 19 日から 6 月 6 日に順次、食品事業者団体(140 団体)に対して文書を発出し、周知を行った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度以降も引き続き、必要に応じて周知を図り、食品事業者による取組の促進に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 27 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 28 番	
具体的施策	農林物資規格調査会等の審議を経て、社会的ニーズに対応した新たな JAS 規格の導入を推進することに加え、JAS 規格の新規策定や見直しに係る作業手順の透明化を図ります。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省消費・安全局表示・規格課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(JAS 法施行規則)第 1 条～第 4 条、第 13 条及び第 14 条
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・平成 23 年度より、JAS 法施行規則に基づき、日本農林規格の制定等に関する計画を作成・公表することにより、JAS 規格の見直しに係る作業手順を透明化。 ・消費者への商品情報の適切な提供等に係る規格について、社会的ニーズや事業者の実態等の調査及び検討を実施。
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・日本農林規格の制定等に関する計画を作成・公表することにより、JAS 規格の見直しに係る作業手順の透明化を図った。 ・消費者への商品情報の適切な提供等に係る規格について、関係者からのヒアリング調査等により、社会的ニーズ等の調査・検討を行った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度以降も引き続き実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 28 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
農林水産省	食の情報提供活動促進委託事業	17	17

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 29 番	
具体的施策	流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努めます。
担当省庁等	警察庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第一課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・流通食品への毒物混入事件について、引き続き迅速な捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努める。  〔参考指標〕 流通食品への毒物混入事件の通知件数、関係機関との連携状況
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・都道府県警察において、流通食品への毒物等混入事件の捜査を推進するとともに、事案認知時に関係行政機関に通知するなど連携しながら被害の拡大防止に努めた。 ・平成 23 年度中の流通食品への毒物等混入事件の通知件数は 3 件であった(前年度比+2 件)。平成 23 年度中の流通食品への毒物等混入事件の通知件数は、前年度に比べて増加した。 ・被害の拡大防止に資するため、迅速に捜査を推進するとともに、関係行政機関と情報交換を行うなど連携を図った。 ・事件の情報集約、関係行政機関との連携等の必要性について、全国規模の会議において指示するなど、あらゆる機会を通じて周知・徹底を図った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・流通食品への毒物混入事件について、引き続き迅速な捜査を推進するとともに、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 29 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 30 番	
具体的施策	食品安全や食生活と健康について、消費者への分かりやすい情報提供の取組を推進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省消費者情報官
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 23 年度の実施予定] ・消費者向けの食品安全や食生活と健康についての情報を分かりやすく提供。
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>・当省ホームページにおいて、消費者に対し、食品安全や食生活と健康に関する分かりやすい情報を提供するため、以下の取組を実施。</p> <p>平成 23 年 4 ~ 5 月に富山県などで食肉の生食による腸管出血性大腸菌の食中毒事件が発生したことから、お肉はしっかり火を通してから食べることを、特に小さい子ども・高齢者は注意すること等注意喚起を促すページを作成。同様にサルモネラ属菌の食中毒事件が発生したことから卵を食べる際の留意事項を記載したページを作成。</p> <p>最近、これまで食中毒の原因として知られていなかった寄生虫が、ヒラメや馬刺しによる食中毒の原因となっている可能性が高いことから、寄生虫による食中毒について解説したページを作成。</p> <p>食品中の放射性物質対策について、解説したページを作成し情報提供。</p> <p>上記を通じ、食品安全に関する分かりやすい情報提供を行うことができた。</p>
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度の実施結果を踏まえ、引き続き消費者向けの食品安全や食生活と健康についての情報を分かりやすく提供する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 30 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 31 番	
具体的施策	食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省食料産業局企画課食品企業行動室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「コンプライアンス」の徹底を促進する。  〔参考指標〕 コンプライアンス確立に関する研修会の実施状況(開催回数、受講後の満足度(アンケート))、信頼性向上自主行動計画に基づいた事業者団体の活動のフォローアップ状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成23年9月から10月にかけて、食品事業者を対象に、コンプライアンス体制確立の必要性を周知・再認識し、「コンプライアンス」の徹底を促進することを目的とした「基礎研修会」を全国で20回開催した。 ・平成23年10月から平成24年2月にかけて、食品事業者の製造現場及び管理部門の実務担当者を対象に、コンプライアンスの具体的な取組手法の習得や部門内外におけるコンプライアンス上の問題点についての原因分析及び対策の検討等を目的とした「実務研修会」を全国で33回開催した。 ・平成23年11月から平成24年3月にかけて、食品事業者の経営者層を対象に、コンプライアンス経営上の課題に気付く力を高めることを目的とした「経営層研修会」を全国で10回開催した。 ・平成23年9月から平成24年2月にかけて、食品業界団体等からの要請によるコンプライアンス研修会への講師派遣を8回行った。 ・平成23年12月から平成24年2月にかけて、信頼性向上自主行動計画を策定した食品業界団体に対し、傘下企業の企業行動規範策定状況等についてのアンケート調査を実施した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も引き続き、食品業界の信頼性向上に向けた研修会等を通じて、「コンプライアンス」の徹底を促進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 31 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
農林水産省	食品産業品質管理・信頼性向上支援事業	277 百万円の内数	277 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 32 番	
具体的施策	我が国の主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各国政府・国際機関との連絡体制の強化、また、国内においては消費者庁を含む国内関係省庁・機関との連絡体制の強化に取り組みます。
担当省庁等	外務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	外務省経済局政策課、官房総務課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・在外公館に「食の安全」担当官を指名し、情報収集及び連絡体制の強化に努める。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・「食の安全」問題に関わりが深い9つの在外公館において「食の安全」担当官を指名し、現地の情報収集に努めるとともに本省及び関係省庁への連絡体制を強化するよう努めた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き在外公館に「食の安全」担当官を指名し、情報収集及び連絡体制の強化に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 32 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 33 番	
具体的施策	輸入食品監視指導計画により、輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施や担当官の増員、情報等の入手のための関係省庁との連携の推進など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ります。
担当省庁等	厚生労働省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	食品衛生法
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図る。</li> <li>・平成23年度輸入食品監視指導計画を実施する。 対日輸出牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を検証する。 輸出国の衛生対策推進のため、現地調査を実施する。</li> <li>・平成24年度輸入食品監視指導計画を策定する。</li> <li>・検疫所における人員(食品衛生監視員)を拡充する。</li> <li>・高度な検査機器の整備等を行う。</li> <li>・中国及びカナダの食品安全に関する情報収集等を行う担当官を現地日本大使館へ引き続き配置する。</li> <li>・中国及びカナダ以外の主な輸出国における対日輸出食品の危害情報等の収集、問題発生時の輸出国政府との調整、必要に応じた現地調査の実施等のため、担当官の在外公館への配置を検討する。</li> </ul> <p>〔参考指標〕 輸入食品モニタリング検査達成率</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度輸入食品監視指導計画を実施した。 対日輸出牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を検証した。 輸出国の衛生対策推進及び個別問題に関し、協議及び現地調査を実施した。</li> <li>・平成24年度輸入食品監視指導計画を策定した。</li> <li>・検疫所における人員(食品衛生監視員)を拡充した(平成22年度:383人 同23年度:393人)。</li> <li>・輸入時のモニタリング検査を増加した(平成22年度:85,000件 同23年度:約86,100件)。</li> <li>・検査機器の整備及び輸入時の検査項目の拡充(平成22年度農薬+動物用医薬品682項目 同23年度694項目等)を行った。</li> <li>・中国及びカナダの食品安全に関する情報収集等を行う担当官を現地日本大使館へ引き続き配置した。</li> <li>・東京電力福島原子力発電所事故に伴い、関係自治体の食品中の放射性物質に関する検査を横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター、神戸検疫所輸入食品・検疫検査センター及び東京検疫所検査課で受け入れた。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度も継続して実施する。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 33 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
厚生労働省	輸入食品の監視体制等の強化( )	2,001	2,001

( ) 施策番号 22 の一部と重複

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 34 番	
具体的施策	食品表示の適正化を図るための施策を着実に推進します。(施策番号 69 ~ 79 に記述)
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 35 番	
具体的施策	消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘察し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて引き続き検討を行い、平成24年9月までに必要な措置を講じます。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者制度課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	消費者安全法附則第2項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成23年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者の財産被害に係る行政手法について、庁内検討チームにおいて検討を行い、平成23年夏までに検討結果の取りまとめを行う。また、当該取りまとめを踏まえ、各論点に応じた専門性を有する有識者等からなる研究会を開催し、法制的な検討も含めた議論を行う。</li> </ul> <p>[参考指標]</p> <p>「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」及び「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の開催回数</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>[実施状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年12月に「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」を発足し、以後9回会議を開催し(平成23年度中に4回開催)、平成23年8月に取りまとめを行った。</li> <li>平成23年8月19日に、上記取りまとめについて、「集团的消費者被害救済制度専門調査会」に報告を行った。同専門調査会報告書を受けて消費者委員会から「集团的消費者被害の救済・抑止をより効果的に行うためには、行政的手法を活用することが不可欠であることから、引き続き、取り組むべき課題について検討を進めること」等を内容とする意見が提出された(「集团的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見」(平成23年8月26日))。</li> <li>平成23年10月に「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」を発足し、以後5回開催し(平成24年3月末現在)、「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置」や「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」について議論を行った。</li> <li>平成23年12月に「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置」について取りまとめを行い、当該取りまとめを踏まえ、平成24年2月14日に、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</li> <li>平成23年12月21日に、上記取りまとめについて、消費者委員会に報告を行った。</li> </ul> <p>[評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「消費者安全法の一部を改正する法律案」は、消費者の財産に対する重大な被害を生じさせる事態を「多数消費者財産被害事態」と定義し、当該事態が発生し、かつすき間事案の場合に、事業者に対する行政措置を導入するものであり、同法律案の提出は、消費者安全法附則第2項への対応と</li> </ul>

	位置付けられる。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「消費者安全法の一部を改正する法律案」の成立後、消費者庁として、必要な制度の周知、施行体制の整備等を図っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 35 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み <sup>(注35)</sup>

(注35)平成24年2月14日、消費者に重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 36 番	
具体的施策	消費生活用製品の分野におけるリスクアセスメントの必要性・在り方等に関する専門家との検討を踏まえ、リスクアセスメントの普及啓発を推進します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・リスクアセスメントハンドブック(第一版)及びリスクアセスメントハンドブック(実務編)を活用して事業者等への一層の普及を図り、リスクアセスメントの定着を目指す。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	1. 平成23年度の実施状況 ・平成22年5月に公表した、事業者がリスクアセスメントを実施する際の基礎知識を解説したリスクアセスメントハンドブック(第一版)を踏まえて、企業の実務担当者向けに、具体的手法について実務的に解説したリスクアセスメントハンドブック(実務編)を作成し公表した(平成23年6月)。  ・リスクアセスメントの普及を促進するため、以下の取組を実施した。 - 関連団体の説明会等において紹介。 - 経済産業省内関係課を通じてリスクアセスメントハンドブックを各工業会へ周知。 - 企業の品質管理担当者を対象としたセミナー等でリスクアセスメントハンドブックをテキストとして利用。 - 消費者を対象とした製品安全セミナーで紹介(計14回)。 - 経済産業省ホームページ「製品安全ガイド」にダウンロード可能な形式で掲載。(平成23年度の当該ページへのアクセス数は約1万件)。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・リスクアセスメントハンドブック(第一版)及び同ハンドブック(実務編)(平成23年6月発表)を活用して事業者等への一層の普及を図り、リスクアセスメントの定着を目指す。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 36 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 37 番	
具体的施策	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	おおむね2年ごとに1製品群につき作成します。(「洗剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」を平成22年度中に作成します。)
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第3条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・「安全確保マニュアル作成の手引き」を新規に作成すべき製品群について検討を行う。  〔参考指標〕 手引きの検討状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・「平成23年度の具体的施策の実施予定等」に対する達成状況 「安全確保マニュアル作成の手引き」を新規に作成すべき製品群について、検討中である。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・新規に作成すべき製品群の候補が見つからないため、消費者基本計画の見直しを検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 37 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	必要に応じて、製品群ごとに作成します。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
厚生労働省	家庭用品健康被害防止対策事業費	3	3

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 38 番	
具体的施策	製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁及び国民生活センターなど関係機関との協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課、国民生活センター商品テスト部管理課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・消費者庁と国民生活センターが連携し、判例等を収集し、公表していく。  〔参考指標〕 判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報の収集・公表件数(法施行からの累積件数)
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	〔平成23年度の具体的施策の実施状況〕 ・消費者庁及び国民生活センターが連携・協力して製造物責任法に関連する判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報を収集し、その概要について、国民生活センターのウェブサイト(消費者庁のウェブサイトからリンクを設定。)において、判例139件(第一審93件、控訴審36件、上告審10件)、製造物責任法に基づき提訴された訴訟情報142件などを公表した(平成23年8月末時点の累計件数。うち平成23年度収集分の公表件数は、判例10件、製造物責任法に基づき提訴された訴訟の情報2件。) ・製造物責任法に関連する判例等を収集・公表したことで、消費者が消費者被害を防止するために必要な知識を得る環境の整備につながることができた。これは、被害の未然防止・拡大防止に資するという点で有効なものである。また、消費者被害の未然防止・拡大防止により、国民全体の経済的損失が減少するという点で効率的である。  〔過去の実績との比較を踏まえた評価〕 ・製造物責任法に関する裁判外紛争解決事例の収集・公表は従来行っていなかったが、業界別民間PLセンターが行っている審査等を中心に裁判外紛争解決事例(8件)を収集した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、消費者庁と国民生活センター、業界別民間PLセンター等が連携し、判例等を収集し、公表していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 38 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 39 番	
具体的施策	エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に1回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省健康局生活衛生課・医政局総務課・医事課・歯科保健課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	厚生労働省設置法第4条第1項第27号
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・エステティック衛生基準の周知・徹底、1年に1回程度のエステティック学術会議の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について、適時助言を行い、その成果等について広く周知を行う。  〔参考指標〕 助言の時期、内容、公表内容・件数、公表方法、周知先における認知度
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・エステティックを利用する消費者の健康被害の防止については、平成23年12月21日付けで消費者委員会から「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされたことを踏まえ、(財)エステティック研究財団あて平成24年3月30日付け事務連絡により、 当財団により策定された自主管理基準である「エステティックの衛生基準」について、当該基準の知識を修得するためのeラーニングの周知を図る等、今後ともその普及に努めるよう指示するとともに、 厚生労働科学研究費補助金による「エステティックにおけるフェイシャルスキンケア技術の実態把握及び身体への影響についての調査研究」について、平成23年度までに実施された調査研究の成果等の公表に努めること等を指示した。  なお、美容医療サービスについては、平成23年12月21日に消費者委員会から「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」がなされたことを踏まえ、 平成24年2月29日開催した全国医政関係主管課長会議において、「健康被害等に関する情報の提供と的確な対応」、「不適切な表示(広告)の取締りの徹底」、「美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底」等について、依頼を行うとともに、 平成24年3月23日に「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について(依頼)」を各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部局長宛てに発出し、消費者行政担当部局と連携を取って対応をすること等を依頼する 等の対応を行っている。  ・その他、インプラントについては、平成23年12月22日に国民生活センターから「歯科インプラント治療に係わる問題-身体的トラブルを中心に-」が報道発表されたことも踏まえ、 平成23年12月26日に、各関係団体に国民生活センターの報道発表資料を情報提供し、歯科インプラント治療についての基準や治療のプロセス等の周知等を検討していただくように依頼を行うとともに、

	<p>平成 24 年 1 月 16 日に、ガイドラインの作成を最終目標にした厚生労働省受託事業「歯科保健医療情報収集事業」の第 3 回インプラント班会議にて、再度、国民生活センターの報道発表資料を情報提供し、事業の迅速化を依頼し、</p> <p>平成 24 年 2 月 29 日開催した全国医政関係主管課長会議において、「歯科医療の安全に努めてほしい」と要請する等の対応を行っている。</p>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・平成 24 年度以降も引き続き、エステティック衛生基準の周知・徹底、1 年に 1 回程度のエステティック学会議の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について、適時助言を行い、その成果等について広く周知を行う。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 39 番	
具体的施策	<p>エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学会議の年に 1 回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。</p> <p>施設における衛生管理の実態を把握し、必要に応じて、衛生管理を進めるためのマニュアルの整備等、施術者、店舗の参考となる情報提供に努めていきます。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 40 番	
具体的施策	<p>一定の水準や合理性を満たしている民間サービス事業者に対して、サービス品質や信頼性を確保し、消費者が安心してサービスを利用できるよう、第三者が認証を与える制度の普及促進についてフォローアップを行います。</p> <p>既に制度が運用されているエステティック業、結婚相手紹介サービス業については運用上の課題を把握するとともに、必要に応じて助言を行います。また、消費生活センターなどに寄せられる苦情相談件数が増加している業界を中心に、制度導入の必要性について業界団体などとともに検討します。</p>
担当省庁等	経済産業省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局サービス政策課サービス産業室、商務情報政策局ヘルスケア産業課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程表に沿った取組を進めていくこととする。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p><b>【エステティック業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連事業者等にエステティック業の認証についての認知を広めることに加え、一般の消費者にも認証の存在と意義を広める施策について助言を行った。</li> <li>・当該認証機関や関連事業者等に対して、消費者相談への対応の在り方について、適宜、助言を実施した。</li> <li>・エステティック業の認証制度の普及促進についてのフォローアップを継続的に実施することができた。</li> <li>・エステティック業の認証制度における運用上の課題を把握し、必要に応じた助言を継続的に実施することができた。</li> </ul> <p><b>【結婚相手紹介サービス業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に制度が運用されている結婚相手紹介サービス業について、事業者からの相談に対して適宜対応しつつ、当該業界における運用上の課題の把握や助言を行った。</li> <li>・第三者による認証制度の普及促進についてのフォローアップの観点から、個別事業者や地方自治体等からの各種問い合わせ等に適宜対応した。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・葬祭業及びその関連サービス業に関し、業界の現状等について、業界団体や関連事業者等から聴取の上、認証制度の必要性についての検討を行った。</li> <li>・上記以外の業種においても、制度の導入の可能性・必要性等について検討を行った。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直し	平成24年度以降も引き続き、工程表にある以下の3点について継続的に実施していく。

しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者が認証を与える制度の普及促進についてのフォローアップ</li> <li>・既に制度が導入されているエステティック業、結婚相手紹介サービス業について運用上の課題把握、必要に応じた助言</li> <li>・苦情相談件数が増加している業界を中心に、制度導入の必要性についての業界団体等との検討</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 40 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 41 番																		
具体的施策	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、改正特定商取引法の改正の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。																	
担当省庁等	消費者庁																	
実施時期	継続的に実施します。																	
担当部局・課・室名	消費者庁取引対策課																	
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)																		
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 23 年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法の厳正な執行を行う。</li> </ul> <p>[参考指標]</p> <p>行政処分の件数</p>																	
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>1. 「平成 23 年度の具体的施策の実施予定等」に対する達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業局との密な連携の下、行政処分を着実に進めることで、悪質事業者による被害拡大の防止などを図った。</li> </ul> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商取引法に基づく行政処分の件数(件、平成 24 年 3 月 31 日時点)</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H18 年度</th> <th>H19 年度</th> <th>H20 年度</th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">43</td> </tr> </tbody> </table>						H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	30	40	37	48	53	43
	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度												
	30	40	37	48	53	43												
<p>今後の取組方針</p> <p>「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き特定商取引法の厳正な執行を行う。</li> </ul>																		
備考																		

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 41 番						
具体的施策	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。					
担当省庁等	変更なし					
実施時期	変更なし					

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 41-2 番																				
具体的施策	通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。																			
担当省庁等	消費者庁																			
実施時期	継続的に実施します。																			
担当部局・課・室名	消費者庁取引対策課																			
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)																				
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成23年度の実施予定]</p> <p>・通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組を実施する。</p> <p>[参考指標]</p> <p>ISP 通報件数、金融庁への情報提供件数</p>																			
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>1. 「平成23年度の具体的施策の実施予定等」に対する達成状況</p> <p>約1万件の通信販売サイトや約445万件の迷惑メール広告とその関連サイトについて、調査分析を行った。当該調査分析をもとに、違法が疑われる通信販売事業者に対して警告メールを送ることにより不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促した。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年度</th> <th style="width: 45%;">ISP 通報数</th> <th style="width: 30%;">金融庁への 口座情報提供数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度</td> <td style="text-align: center;">20,039</td> <td style="text-align: center;">357</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td style="text-align: center;">23,634</td> <td style="text-align: center;">83</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td style="text-align: center;">20,848</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td style="text-align: center;">37,686</td> <td style="text-align: center;">21</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td style="text-align: center;">61,517</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> </tbody> </table>		年度	ISP 通報数	金融庁への 口座情報提供数	平成19年度	20,039	357	平成20年度	23,634	83	平成21年度	20,848	35	平成22年度	37,686	21	平成23年度	61,517	22
年度	ISP 通報数	金融庁への 口座情報提供数																		
平成19年度	20,039	357																		
平成20年度	23,634	83																		
平成21年度	20,848	35																		
平成22年度	37,686	21																		
平成23年度	61,517	22																		
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組を実施する。																			
備考																				

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 41-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 42 番	
具体的施策	<p>消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。</p> <p>また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。</p>
担当省庁等	消費者庁、法務省、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度以降、前段については、問題点の把握を行い、後段については、検討に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者制度課、取引対策課、表示対策課、法務省民事局参事官室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <p>・消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析を行うとともに、民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項の在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討する。</p> <p>〔参考指標〕</p> <p>消費者契約に関する裁判例の収集・分析件数、紛争解決機関又は有識者等へのヒアリングの回数</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>〔実施状況〕</p> <p>・消費者契約に関する裁判例について、同法の規定の解釈・適用が争われた事例のみならず、同法の規定そのものの解釈・適用が争われたわけではないが消費者契約の適正さが問題とされた事例（適合性原則や不招請勧誘が問題とされる事例、公序良俗違反や詐欺、錯誤などの民法上の条文が適用されているが、消費者契約法による保護の範疇として検討すべき事例など）に係る裁判例（1,668 件）の収集・分析及び消費者問題に係る裁判外における紛争解決事例や消費生活相談事例の傾向、統計等の分析を行った。</p> <p>・裁判例等の収集・分析の方法や実体法部分に関する見直しについて、有識者から成る研究会を計 3 回開催するとともに、消費者契約法の各条項及びこれに関連する事項について、関係機関 9 団体にヒアリングを行った。</p> <p>・「適格消費者団体連絡協議会」を計 2 回開催し、各団体より差止請求訴訟の状況について報告を受け、現状把握を行った。</p> <p>・平成 24 年 3 月 2 日に、特定商取引の商取引類型に訪問購入を追加し、当該商取引類型を差止請求の対象とすることを内容とする「特定商取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</p> <p>〔評価〕</p> <p>・裁判例等について、有識者や関係機関の助言を得て、効率的に収集・分析するとともに、効果的に問題点の把握及び検討を行うことができた。</p> <p>・平成 23 年 9 月及び平成 24 年 3 月に開催した「適格消費者団体連絡協議会」において、各団体より差止請求訴訟についての報告を受け、これを踏まえて、今後の課題等を把握することができた。</p>

	・上記のとおり、「特定商取引法の一部を改正する法律案」においては、特定商取引の商取引類型に訪問購入を追加し、当該商取引類型について新たに差止請求の対象とすることとしている。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度は、平成 23 年度に行った消費者契約に関する裁判例等の収集・分析結果を活用するとともに、民法改正議論と連携しながら、消費者契約の不当勧誘・不当条項の在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大など、消費者契約法の在り方について引き続き検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 42 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、引き続き検討します。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者契約法の運用・見直し	23	23

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 43 番	
具体的施策	<p>特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。</p> <p>消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成 22 年度早期に開始し、以降継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <p>・関係省庁において、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時取りまとめ、公表する。</p> <p>〔参考指標〕</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>・消費者庁所管法令(共管を含む)のうち執行規定を有するもの、特定商取引法第 26 条第 1 項第 8 号の規定により訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に該当するものについて同法を適用しないものとされた法律の合計 66 本の法律について、平成 20 年度、21 年度、22 年度の執行状況を担当省庁に照会して取りまとめ、平成 23 年 12 月 2 日の消費者委員会において報告した。</p> <p>・また、消費者委員会からの意見を受け、各法律の執行状況に加え、情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近 3 年間の受付件数を調査項目に追加した。</p>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き関係省庁において、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時取りまとめ、公表する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 43 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 44 番	
具体的施策	マンション投資への悪質な勧誘から消費者を保護するため、契約締結前の行為規制及び契約締結後の消費者保護規定の充実について、実態把握の上、省令・通達改正で可能な措置は早急に講じるとともに、取引の安定性にも考慮して法的措置について検討し、結論を得ます。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	省令・通達で対応可能な措置は平成23年度前半に検討し、結論を得て、措置を講じます。 法的措置については平成23年度中に検討し結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁取引対策課、国土交通省土地・建設産業局不動産課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	宅地建物取引業法
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 省令・通達で対応可能な措置は平成23年度前半に検討し、措置を講じる。 法的措置については平成23年度中に検討し結論を得る。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「規制・制度改革に係る方針」及び「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」を踏まえ、契約締結前の行為規制に係る部分については、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)を平成23年8月31日付けで改正(平成23年10月1日施行)し、宅地建物取引業者等の勧誘行為について以下のとおり禁止行為を明確化した。  <ul style="list-style-type: none"> <li>勧誘に先立って宅地建物取引業者の商号又は名称、勧誘を行う者の氏名、勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うことを禁止</li> <li>相手方が契約を締結しない旨の意思(勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、勧誘を継続することを禁止</li> <li>迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘を禁止</li> </ul> </li> <li>・また、平成23年9月16日付けで、関係機関に対して、当該施行規則の具体的な運用に当たって留意すべき事項等として、「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令」の運用について」を通知した。</li> <li>・このほか、平成23年9月以降、宅地建物取引業者向けに当該施行規則の改正に係る説明会を開催したほか、平成23年10月20日付け地方消費生活相談員向けの広報誌に当該施行規則の改正の概要を掲載し、周知を行った。</li> <li>・さらに、平成23年10月26日付けで、「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」を改正し、当該施行規則の改正において禁止行為とした内容に違反した場合の標準的な業務停止期間等を定め、関係機関に対して通知した。</li> <li>・なお、消費生活センター等に寄せられたマンション勧誘に関する相談件数については、平成23年10月～24年3月は1,643件寄せられているが前年度と比較すると38.4%減少しており、平成24年4月以降についても大幅な減少が見込まれる。</li> <li>・契約締結後の消費者保護規定に係る部分については、規制仕分けの指摘を踏まえ、  <ul style="list-style-type: none"> <li>規制仕分けの際に事例を指摘した参考人所属団体への直接の確認</li> <li>PIO-NETの事例の調査</li> </ul> </li> </ul>

	<p>を行った。</p> <p>その結果、宅地建物取引におけるキャッチセールスに係る事例を確認することができなかつたため、現時点において、法的措置は必要ないものと判断した。</p> <p>・「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」における指摘事項については、上記施行規則の改正等のほか、国土交通本省において、都道府県及び国土交通省地方整備局等が行った悪質な勧誘に係る行政処分等の情報（勧誘行為の態様を含む）を集約する体制を整備し、都道府県及び地方整備局等に対して当該情報提供を行っている。また、国土交通本省が違反疑義情報を入手した場合や都道府県及び地方整備局等からの申し出等に応じて、勧誘事業者等に係るPIO-NET情報の提供を行っている。</p> <p>・さらに、平成23年12月26日付けで、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」を改正し、宅地建物取引業法第47条の2（業務に関する禁止事項）に規定されている内容の具体的な運用に当たって留意すべき事項や第37条の2で規定されているクーリング・オフ妨害をはじめとするクーリング・オフ制度に係る内容を追加で明記し、関係機関に対して通知した。</p> <p><b>【実施による効果】</b></p> <p>消費生活センター等に寄せられたマンション勧誘に関する相談件数（PIO-NET登録件数（平成22年度、平成23年度ともに6月30日までに登録されたもの））</p> <table border="1" data-bbox="528 992 1166 1137"> <thead> <tr> <th></th> <th>4～9月</th> <th>10～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2,888件</td> <td>2,666件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2,624件</td> <td>1,643件</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>9.2%</td> <td>38.4%</td> </tr> </tbody> </table>		4～9月	10～3月	平成22年度	2,888件	2,666件	平成23年度	2,624件	1,643件	対前年度比	9.2%	38.4%
	4～9月	10～3月											
平成22年度	2,888件	2,666件											
平成23年度	2,624件	1,643件											
対前年度比	9.2%	38.4%											
<p>今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>・悪質な勧誘事案については、今後も関係機関と連携して適切な対応を図る。</p>												
<p>備考</p>													

「消費者基本計画」の見直し

<p>施策番号 44 番</p>	
<p>具体的施策</p>	<p>変更なし</p>
<p>担当省庁等</p>	<p>変更なし</p>
<p>実施時期</p>	<p>実施済み。 (宅地建物取引業法施行規則の改正の措置等を行った。)</p>

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成22年度 当初予算額	平成22年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 44-2 番					
具体的施策	<p>貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。</p> <p>その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。</p>				
担当省庁等	消費者庁、警察庁、経済産業省				
実施時期	平成23年度中できる限り早期に措置を講じます。 平成23年度中に検討し結論を得ます。				
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、取引対策課、警察庁生活安全局生活安全企画課、経済産業省商取引・消費経済政策課消費経済企画室				
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)					
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成23年度の実施予定]</p> <p>把握した被害実態を踏まえ、現行制度上可能な措置を講ずる。</p> <p>貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するための法的措置について検討を行う。</p> <p>[参考指標]</p> <p>措置の時期、貴金属等を扱う強引な訪問買取業者を対象とした検挙件数・行政処分件数</p> <p>平成23年度中に検討し結論を得る</p>				
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年6月に、消費者事故等が疑われる事案に関係する事業者24社に対して、消費者安全法第14条第1項に基づき、業務や取引の内容等に関する資料の提供を要求したところ、不実告知を誘引する可能性のあるマニュアルの記述、消費者への交付書面における「キャンセル不可」の記述等がいくつかの事業者認められた。このため、これらに対する留意点を公表し、貴金属等の訪問買取を行う事業者に対し適切な対応を促した(平成23年9月7日公表)</li> <li>警察庁においては、平成23年6月、悪質な訪問買取業者に対する厳正な対応及び被害者になりやすい高齢者等への広報啓発について都道府県警察に対し指示を行った。また、各都道府県警察では、古物営業の許可を受けて訪問買取を行っている業者に対し、各種機会を利用して、法令遵守の徹底を指導した。</li> </ul> <p>平成23年度における貴金属等を扱う強引な訪問買取業者を対象とした検挙件数・行政処分件数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>検挙件数</th> <th>行政処分件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">40件</td> <td style="text-align: center;">5件(営業停止1件/指示4件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学者、弁護士、消費者団体、関係省庁で構成される「貴金属等の訪問買取りに関する研究会」を平成23年7月から計6回開催し、貴金属等の訪問買取りに関するトラブルの実態を把握・分析するとともに、当該トラブル解決のための規制の在り方について検討を行った。</li> <li>上記研究会での検討結果として、特定商取引に関する法律の改正によっ</li> </ul>	検挙件数	行政処分件数	40件	5件(営業停止1件/指示4件)
検挙件数	行政処分件数				
40件	5件(営業停止1件/指示4件)				

	て、勧誘方法の適正化等についての法的措置を講じることとする内容の「貴金属の訪問買取りに関する研究会中間取りまとめ」を平成 23 年 12 月 9 日に公表。 ・上記中間取りまとめを踏まえ、平成 24 年 3 月 2 日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取りから消費者を保護するため、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出し、審議中。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 44-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み (被害実態を把握した上、貴金属等の訪問買取を行う事業者が留意すべき点を公表した他、注意喚起等を実施。) 一部実施済み <sup>(注 44-2)</sup> 。

(注 44-2)「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 45 番	
具体的施策	改正割賦販売法を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、同法の運用を通じて適切な対応を進めます。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ商取引監督課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	割賦販売法
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・割賦販売法を適切に運用し、関係業者への法遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進める。  〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	1. 平成 23 年度具体的施策実施状況 ・一般消費者からの相談を受ける全国の消費者相談センター相談員等を対象として、12 月より全国 7 箇所で改正割賦販売法に関するセミナーを開催。 ・クレジットカードの仕組みや利用時の留意点等を記載したリーフレット「クレジットカード一年目の教科書」を作成し、上記セミナー参加者、大学、工業高校、自動車教習所等全国約 1500 箇所に合計 30 万部配布。 ・国内アクワイアラー及び包括決済代行業者へのインタビューを実施し、国内の決済代行業者を介した取引についての調査を実施。  2. 平成 23 年度の具体的施策の評価 ・改正割賦販売法に関するセミナーでは、約 650 名の参加者を得て、改正内容を広く周知することができた。 ・リーフレット「クレジットカード一年目の教科書」では、内容をクレジットカードに関する基本的知識を有していない若年層に向けたものとするとともに、それらを対象とした配布先を選定することで、クレジット取引に係るトラブルの未然防止を目的とした啓蒙を効果的に実施することができた。 ・国内の決済代行業者を介した取引についての調査においては、国内アクワイアラー及び包括決済代行業者による、販売店(店子)の管理の実態を把握することができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、割賦販売法を適切に運用し、関係業者への法令遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 45 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	635 百万円の内数	635 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 46 番	
具体的施策	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、金融庁総務企画局信用制度参事官室、総務省地域力創造グループ地域政策課、法務省大臣官房司法法制部司法法制課・民事局参事官室・民事局民事第二課・刑事局刑事課、財務省大臣官房政策金融課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課、経済産業省商取引・消費経済政策課、商取引・消費経済政策課消費経済企画室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・引き続き「多重債務問題改善プログラム」及び「借り手の目線に立った10の方策」に基づき、借り手等の実情を踏まえた方策を重層的に実施する。  〔参考指標〕 取締状況(検挙事件数、検挙人員)、ヤミ金融事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数、インターネットサービスプロバイダー等に対するインターネット上の無登録貸金業広告の削除要請件数、自治体等の多重債務相談窓口の設置状況、金融経済教育実施実績、多重債務に関する相談件数、等
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	〔平成23年度の実施状況〕 ・ 下記施策の実施により、多重債務問題の解決のための取組を着実に推進。 (1) 多重債務問題改善プログラムの実施 相談窓口の整備・強化：無料相談会の実施、改正貸金業法広報、多重債務相談の手引き(相談マニュアルの改訂版)の作成・配布及び同手引きに係る研修の実施。 セーフティネット貸付の提供：生活福祉資金貸付制度の強化、地域生協の県域規制緩和、金融機関の取組の推進。 金融経済教育の強化：地域で開催される講座等への講師派遣による多重債務問題等の金融トラブルに係る出前講座等の実施等。 ヤミ金の取締り強化：集中取締本部を維持した継続的取締り、ヤミ金業者に対する電話警告、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認等、インターネット上の無登録貸金業広告の削除要請。 (2) 「借り手の目線に立った10の方策」の実施 多重債務者の生活再建のためのセーフティネットの充実・強化 (上記(1)と同じ) 多重債務者に対するカウンセリング・相談の改善・強化 (上記(1)と同じ)  ヤミ金対策の強化 ヤミ金対策の強化：ヤミ金融事犯利用口座凍結のための金融機関へ

	<p>の情報提供、ヤミ金業者に対する電話警告（再掲） 携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認等（再掲）、インターネット上の無登録貸金業広告の削除要請（再掲）</p> <p>（３）その他施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ヤミ金融に利用され凍結された口座の名義人情報を、全国銀行協会及び(株)ゆうちょ銀行に加え、神奈川県信用金庫協会及び商工組合中央金庫に対しても提供開始。ヤミ金融に利用され凍結された口座名義人 8,531 人に係る情報を、これらの金融機関へ提供（平成 23 年 12 月 16 日時点）</li> </ul> <p>（１）・（２）の取組に関する実績は、以下のとおり。</p> <p>[自治体等の多重債務相談窓口の設置状況]</p> <p>：財務局、都道府県ではすべて設置済。市区町村では、1,625 団体（全体の 93%）で設置済（22 年度実績）。（参考）21 年度は 1,626 市区町村。なお、23 年度は集計中。</p> <p>[金融経済教育に関する講師派遣実績等]</p> <p>：22 年度 649 回（うち多重債務問題関係 約 300 回）      なお、23 年度は集計中。</p> <p>[平成 23 年中におけるヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員]</p> <p>：366 事件、666 人（前年比 27 事件、89 人）</p> <p>[平成 23 年中のヤミ金融事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数]：21,006 件（前年比 +7,421 件、+54.6%）</p> <p>[平成 23 年中の携帯音声通信事業者への契約者確認件数]</p> <p>：3,683 件（前年比 +908 件、+32.7%）</p> <p>[平成 23 年中のヤミ金業者への電話警告件数]</p> <p>：14,821 件（前年比 +2,263 件）</p> <p>[平成 23 年中のインターネット上の無登録貸金業広告の削除要請件数]：228 件（前年比 +75 件）</p> <p>[平成 23 年度の具体的施策の評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多重債務相談を含む貸金業又はヤミ金に関する相談件数は落ち着きを見せてきており、現時点においては、改正貸金業法の完全施行（平成 22 年 6 月 18 日）を受けて、当初懸念されたような深刻な状況にはなっていないといえるが、完全施行の影響については、引き続き、注視する必要がある。</li> </ul> <p>[多重債務に関する相談件数]</p> <p>：21 年度：77,951 件 22 年度：72,381 件 23 年度：44,231 件  <small>全国の消費生活センター等から PIO-NET へ登録された相談件数</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正貸金業法の完全施行後、直ちにヤミ金融が急増しているような状況にあるとはいえないが、今後とも、被害の状況を注視しつつ、手を緩めることなく、取締り及び対策を推進する。</li> </ul>
<p>今後の取組方針  「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>・平成 24 年度以降も、引き続き「多重債務問題改善プログラム」及び「借り手の目線に立った 10 の方策」に基づき、借り手等の実情を踏まえた方策を重層的に実施する。</p>
<p>備考</p>	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 46 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
警察庁	ヤミ金融事犯の取締りの推進	5	5
金融庁	改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	9	9
	多重債務者相談窓口経費	269	269
法務省	セーフティネットとしての日本司法支援センターの事業の維持・強化	16,554 百万円の内数	16,554 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 47 番	
具体的施策	商品先物取引法の迅速かつ適正な執行を行います。
担当省庁等	農林水産省、経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省食料産業局商品取引グループ、農林水産省大臣官房検査部検査課、経済産業省商務情報政策局商務流通グループ商取引監督課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	商品先物取引法
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・商品先物取引法を迅速かつ厳正に執行する。  〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	1．平成 23 年度の具体的施策実施状況 ・商品先物取引法に基づく立入検査・監督を行うとともに、付随して、犯罪収益移転防止法に基づく立入検査・監督を行った。 ・商品先物取引に関する委託者の実態調査を行い、国内商品先物取引(通常取引・損失限定取引)、外国商品先物取引、店頭商品デリバティブ取引のそれぞれの取引ごとの商品先物取引業務の現状を把握した。  2．平成 23 年度の具体的施策の評価 ・平成 21 年法改正により、商品先物取引に係る相談件数は減少傾向(経済産業省・農林水産省合算相談件数：平成 21 年度 191 件、平成 22 年度 133 件、平成 23 年度 73 件)にあり、商品先物取引法が適正に執行されていると評価できる。 ・商品先物取引に関する実態調査は、平成 23 年度から商品先物取引法完全施行に伴い、調査対象取引を外国商品先物取引、店頭商品デリバティブ取引も加え、より詳細な調査を行うことができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き商品先物取引法に基づく監督を厳正に行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 47 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
経済産業省	商取引適正化・製品安全に係る事業	635 百万円の内数	635 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 48 番	
具体的施策	<p>外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。</p> <p>また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。</p>
担当省庁等	金融庁
実施時期	引き続き実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局証券課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 490 条第 1 項
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法を厳正に運用し、投資家保護上必要な行政対応を実施。</li> <li>・当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切に運用。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>FX 取引業者及びファンドの販売業者・運用業者の処分内容・件数(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日)</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令違反や投資家保護上の問題が認められた登録業者に対して、行政処分を実施。 (行政処分件数・内訳) FX 取引業者 3 社 9 件(業務改善命令 3 件、登録取消し 1 件、資産の国内保有命令 5 件) ファンド販売・運用業者 4 社 10 件(業務改善命令 5 件、業務停止命令 3 件、登録取消し 2 件)</li> <li>・前年度に処分を行った業者へのフォローアップなど投資家保護に資する対応を継続的に実施。</li> <li>・「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」を 2 回(7 月、12 月)開催し、関係行政機関等とファンド取扱業者について情報交換・意見交換を実施。</li> <li>・ファンドを販売又は運用する登録及び届出業者に対し平成 22 年度に続き平成 23 年度も「ファンドモニタリング調査」を実施することにより、販売・運用の実態を把握。</li> <li>・平成 23 年度において、当局からの破産手続開始の申立てを要する事例は認められなかった。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施。</li> <li>・また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切に運用。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 48 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証評価」(平成23年度)**

施策番号 49 番																																					
具体的施策	関係省庁との緊密な連携を図り、高齢者などを狙った国民の生活を脅かす悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進し、被害回復に向けた犯罪収益の保全等に努めるとともに、消費生活への影響を早期に排除するため、迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策を推進します。																																				
担当省庁等	警察庁																																				
実施時期	継続的に実施します。																																				
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活経済対策管理官																																				
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)																																					
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未公開株、社債等の取引等を装う利殖勧誘事犯、高齢者を狙った特定商取引等事犯を優先的に取り締まるとともに、被害の未然・拡大防止及び回復支援対策を推進する。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>取締状況(検挙事件数・検挙人員)、生活経済事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数、インターネットサービスプロバイダー等に対するインターネット上の無登録貸金業広告等の送信防止措置要請件数</p>																																				
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>震災に便乗した生活経済事犯の取締状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災や原子力発電所事故に便乗した生活経済事犯の発生を受け、関連情報の収集や関係機関・団体との情報共有を行った上で、取締りの徹底を図るとともに、被害の拡大を防止するため、政府広報、ウェブサイト等を利用した広報啓発活動、犯罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供等を推進した。平成23年中、こうした震災に便乗した生活経済事犯につき14事件を検挙した。</li> </ul> <p>優先的取締対象事犯の検挙状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活経済事犯のうち、利殖勧誘事犯、高齢者を狙った特定商取引等事犯等悪質な生活経済事犯を優先的に取り締まるよう都道府県警察に指示した。</li> </ul> <p>【利殖勧誘事犯の検挙事件数及び検挙人員の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙事件数</td> <td>12</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>31</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>86</td> <td>117</td> <td>125</td> <td>110</td> <td>184</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特定商取引等事犯の検挙事件数及び検挙人員の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙事件数</td> <td>112</td> <td>142</td> <td>152</td> <td>193</td> <td>161</td> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>299</td> <td>279</td> <td>371</td> <td>430</td> <td>314</td> </tr> </tbody> </table> <p>生活経済事犯利用口座に係る対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年中に、生活経済事犯に利用された疑いがある口座として警察が金融機関に情報提供した件数は、24,535件(前年比+9,651件、+64.8%)と前年を大きく上回った。</li> <li>・利殖勧誘事犯利用口座として金融機関に凍結を求めた口座を分析したところ、その大多数が法人名義であり、その中にはバーチャルオフィス( )を利用して開設されたと認められる口座もあることから、金融機関に対し、法人名義口座開設時審査の厳格化を求めた。これを受けて、(株)ゆうちょ銀行等の金融機関において審査が厳格化された。また、(株)ゆうちょ銀行及び全国銀行協会に対し、警察が凍結を求めた利殖勧誘事犯利用法人名義口座に係る情報を提供する用意があることを伝え、早期活用を求め、平成24年1月から(株)ゆうちょ銀行に情報提供を開始した。</li> </ul>		H19	H20	H21	H22	H23	検挙事件数	12	22	29	31	35	検挙人員	86	117	125	110	184		H19	H20	H21	H22	H23	検挙事件数	112	142	152	193	161	検挙人員	299	279	371	430	314
	H19	H20	H21	H22	H23																																
検挙事件数	12	22	29	31	35																																
検挙人員	86	117	125	110	184																																
	H19	H20	H21	H22	H23																																
検挙事件数	112	142	152	193	161																																
検挙人員	299	279	371	430	314																																

	<p>バーチャルオフィスは、顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物を受け取る場所として使用させ郵便物を当該顧客に引き渡したり（郵便物受取サービス）、当該顧客が本店所在地として登記することを許諾したり（貸し住所サービス）、自己の電話番号を当該顧客が連絡先電話番号として使用させ当該顧客あての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡したり（電話受付サービス）する役務を提供している。</p> <p>その他の生活経済事犯に係る対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレジットカードショッピング枠現金化（以下「現金化」という。）について、クレジットカード各社・業界へ働き掛け、現金化業者との加盟店契約解除の促進及び現金化広告サイトの送信防止措置を要請した。国際ブランド各社等では、要請を踏まえて、対策を講じている。</li> <li>・インターネット上の無登録貸金業に係る広告、現金化に係る広告、無承認医薬品に係る広告及び偽ブランド品に係る広告が、ヤミ金融事犯、クレジットカードショッピング枠現金化事犯、薬事関係事犯及び偽ブランド事犯に悪用されている。このような状況を踏まえ、平成 23 年中に、国内のインターネットサービスプロバイダーに対し、インターネット上の無登録貸金業に係る広告につき 228 件、現金化に係る広告につき 112 件、無承認医薬品に係る広告等につき 150 件、偽ブランド品に係る広告等につき 42 件の送信防止措置要請を行った。</li> </ul> <p>また、中国等の外国捜査機関に対し、無承認医薬品に係る広告につき 130 件、偽ブランド品に係る広告につき 448 件の情報を提供し、被疑者検挙やウェブサイトの送信防止措置を要請した。</p> <p>関係省庁との情報共有の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」を申し合せ、国及び地方公共団体において、行政機関に寄せられた利殖勧誘事犯等の被害が疑われる相談情報を相談者の同意を得て警察に提供する枠組みを構築した。</li> <li>・「未公開株式の投資勧誘による被害防止対策連絡協議会」、「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等の会議に参加し、関係省庁等との連携を図った。</li> </ul>
<p>今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、利殖勧誘事犯及び高齢者を狙った特定商取引等事犯の被害の未然・拡大防止対策を集中的に行う。</li> </ul>
<p>備考</p>	

「消費者基本計画」の見直し

<p>施策番号 49 番</p>	
<p>具体的施策</p>	<p>変更なし</p>
<p>担当省庁等</p>	<p>変更なし</p>
<p>実施時期</p>	<p>変更なし</p>

【関連予算】（単位：百万円）

<p>省庁等</p>	<p>施策・事業名</p>	<p>平成 23 年度 当初予算額</p>	<p>平成 23 年度 補正後予算額</p>
<p>警察庁</p>	<p>ヤミ金融事犯の取締りの推進</p>	<p>5</p>	<p>5</p>

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 23 年度)**

施策番号 50 番																																																																						
具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、その取締りを強化します。																																																																					
担当省庁等	警察庁																																																																					
実施時期	継続的に実施します。																																																																					
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第二課																																																																					
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)																																																																						
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、取締りを推進する。  〔参考指標〕 取締状況(検挙件数、検挙人員)																																																																					
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、都道府県警察間の合・共同捜査を積極的に推進するなどして、警察の総力を挙げた取締りを推進した。その結果、平成 23 年中の融資保証金詐欺及び架空請求詐欺の検挙件数は 749 件、検挙人員は 190 名であった。</p> <p>平成 23 年中の融資保証金詐欺及び架空請求詐欺の検挙状況を平成 18 年から平成 22 年までの 5 年間の平均値と比べると、検挙件数が 1,873 件の減少、検挙人員が 160 名の減少となっているが、他方で、認知件数についても、同期間中に減少を続け、平成 23 年の認知件数は平成 18 年と比べて 1 万件以上も減少していることなどを踏まえると、一定の成果は上がっていると認められる。</p> <p><b>【認知件数の推移】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空請求詐欺</td> <td>3,614</td> <td>3,007</td> <td>3,253</td> <td>2,493</td> <td>1,774</td> <td>756</td> </tr> <tr> <td>融資保証金詐欺</td> <td>7,831</td> <td>5,922</td> <td>5,074</td> <td>1,491</td> <td>362</td> <td>525</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【架空請求詐欺の検挙件数、検挙人員の推移】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>平均(H18～H22)</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数</td> <td>1,123</td> <td>1,252</td> <td>1,074</td> <td>1,137</td> <td>1,607</td> <td>1,239</td> <td>706</td> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>339</td> <td>132</td> <td>154</td> <td>247</td> <td>224</td> <td>219</td> <td>178</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【融資保証金詐欺の検挙件数、検挙人員の推移】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>平均(H18～H22)</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数</td> <td>876</td> <td>886</td> <td>1,529</td> <td>2,026</td> <td>1,600</td> <td>1,383</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>検挙人員</td> <td>168</td> <td>117</td> <td>144</td> <td>168</td> <td>60</td> <td>131</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	H20	H21	H22	H23	架空請求詐欺	3,614	3,007	3,253	2,493	1,774	756	融資保証金詐欺	7,831	5,922	5,074	1,491	362	525		H18	H19	H20	H21	H22	平均(H18～H22)	H23	検挙件数	1,123	1,252	1,074	1,137	1,607	1,239	706	検挙人員	339	132	154	247	224	219	178		H18	H19	H20	H21	H22	平均(H18～H22)	H23	検挙件数	876	886	1,529	2,026	1,600	1,383	43	検挙人員	168	117	144	168	60	131	12
	H18	H19	H20	H21	H22	H23																																																																
架空請求詐欺	3,614	3,007	3,253	2,493	1,774	756																																																																
融資保証金詐欺	7,831	5,922	5,074	1,491	362	525																																																																
	H18	H19	H20	H21	H22	平均(H18～H22)	H23																																																															
検挙件数	1,123	1,252	1,074	1,137	1,607	1,239	706																																																															
検挙人員	339	132	154	247	224	219	178																																																															
	H18	H19	H20	H21	H22	平均(H18～H22)	H23																																																															
検挙件数	876	886	1,529	2,026	1,600	1,383	43																																																															
検挙人員	168	117	144	168	60	131	12																																																															
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等については、近年、ピーク時と比べて、被害が大幅に減少しているが、「振り込め詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」(平成 22 年 7 月)における申合せ等を踏まえ、関係省庁や金融機関、携帯電話事業者等の関係機関等と連携しつつ、この種事犯の撲滅に向け引き続き取締りを推進する。																																																																					
備考																																																																						

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 50 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
警察庁	広域知能犯捜査センターの運営	147 百万円の内数	147 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 23 年度)**

施策番号 51 番																																																																									
具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進します。																																																																								
担当省庁等	警察庁																																																																								
実施時期	継続的に実施します。																																																																								
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第二課																																																																								
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)																																																																									
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <p>・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、引き続き、関係法令を駆使した取締りを推進する。</p> <p>〔参考指標〕</p> <p>取締状況(検挙件数、検挙人員)</p>																																																																								
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進した。平成 23 年中の振り込み詐欺等を助長する犯罪(口座詐欺・盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反)の検挙件数は 3,851 件、検挙人員は 2,371 人であった。</p> <p>平成 23 年中の振り込み詐欺等を助長する犯罪の検挙状況を平成 20 年から平成 22 年までの 3 年間の平均値と比べると、検挙件数は 851 件の減少、検挙人員は 252 人の増加となっており、振り込み詐欺全体の認知件数が減少していることなどを踏まえると、一定の成果は上がっているものと認められる。</p> <p>また、この種事犯等に利用された預貯金口座や携帯電話については、被害の拡大防止を図るため、口座凍結依頼や契約者確認の求めを実施したほか、犯行に利用されたレンタル携帯電話については、携帯電話レンタル会社に対して規約に基づく解約を依頼した。</p> <p><b>【検挙件数】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>平均(H20～H22)</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座詐欺・盗品等譲受け</td> <td>2,930</td> <td>3,861</td> <td>2,328</td> <td>3,040</td> <td>2,138</td> </tr> <tr> <td>本人確認法・犯収法</td> <td>485</td> <td>910</td> <td>748</td> <td>714</td> <td>1,288</td> </tr> <tr> <td>携帯電話端末詐欺</td> <td>1,182</td> <td>939</td> <td>554</td> <td>892</td> <td>392</td> </tr> <tr> <td>携帯電話不正利用防止法</td> <td>61</td> <td>64</td> <td>44</td> <td>56</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,658</td> <td>5,774</td> <td>3,674</td> <td>4,702</td> <td>3,851</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【検挙人員】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>平均(H20～H22)</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座詐欺・盗品等譲受け</td> <td>1,080</td> <td>1,489</td> <td>961</td> <td>1,177</td> <td>1,085</td> </tr> <tr> <td>本人確認法・犯収法</td> <td>279</td> <td>648</td> <td>550</td> <td>492</td> <td>981</td> </tr> <tr> <td>携帯電話端末詐欺</td> <td>579</td> <td>370</td> <td>277</td> <td>409</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>携帯電話不正利用防止法</td> <td>36</td> <td>50</td> <td>37</td> <td>41</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,974</td> <td>2,557</td> <td>1,825</td> <td>2,119</td> <td>2,371</td> </tr> </tbody> </table>		H20	H21	H22	平均(H20～H22)	H23	口座詐欺・盗品等譲受け	2,930	3,861	2,328	3,040	2,138	本人確認法・犯収法	485	910	748	714	1,288	携帯電話端末詐欺	1,182	939	554	892	392	携帯電話不正利用防止法	61	64	44	56	33	合計	4,658	5,774	3,674	4,702	3,851		H20	H21	H22	平均(H20～H22)	H23	口座詐欺・盗品等譲受け	1,080	1,489	961	1,177	1,085	本人確認法・犯収法	279	648	550	492	981	携帯電話端末詐欺	579	370	277	409	277	携帯電話不正利用防止法	36	50	37	41	28	合計	1,974	2,557	1,825	2,119	2,371
	H20	H21	H22	平均(H20～H22)	H23																																																																				
口座詐欺・盗品等譲受け	2,930	3,861	2,328	3,040	2,138																																																																				
本人確認法・犯収法	485	910	748	714	1,288																																																																				
携帯電話端末詐欺	1,182	939	554	892	392																																																																				
携帯電話不正利用防止法	61	64	44	56	33																																																																				
合計	4,658	5,774	3,674	4,702	3,851																																																																				
	H20	H21	H22	平均(H20～H22)	H23																																																																				
口座詐欺・盗品等譲受け	1,080	1,489	961	1,177	1,085																																																																				
本人確認法・犯収法	279	648	550	492	981																																																																				
携帯電話端末詐欺	579	370	277	409	277																																																																				
携帯電話不正利用防止法	36	50	37	41	28																																																																				
合計	1,974	2,557	1,825	2,119	2,371																																																																				
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、引き続き、関係法令を駆使した取締りを推進する。																																																																								

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 51 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
警察庁	振り込め詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保	2	2

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 52 番	
具体的施策	検挙事例の分析や捜査手法の研究等を通じ、国民生活を脅かす悪質な生活経済事犯に係る捜査態勢の充実・拡充を推進します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活経済対策管理官
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 23 年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活経済事犯の情勢及び犯行実態の分析並びに各種研修を継続して行い、捜査態勢の充実を図る。</li> </ul> <p>[参考指標]</p> <p>各都道府県警察の職員に対する研修等の実施状況</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年中の生活経済事犯の検挙状況について、年次報告書「平成 23 年中における生活経済事犯の検挙状況等について」を作成し、この中で生活経済事犯の情勢分析を行った。</li> <li>利殖勧誘事犯利用口座として金融機関に凍結を求めた口座を分析したところ、その大多数が法人名義であり、その中にはバーチャルオフィス( )を利用して開設されたと認められる口座もあることから、金融機関に対し、法人名義口座開設時審査の厳格化を求めた。これを受けて、(株)ゆうちょ銀行等の金融機関において審査が厳格化された。また、(株)ゆうちょ銀行及び全国銀行協会に対し、警察が凍結を求めた利殖勧誘事犯利用法人名義口座に係る情報を提供する用意があることを伝え、早期活用を求め、平成 24 年 1 月から(株)ゆうちょ銀行に情報提供を開始した。</li> </ul> <p>バーチャルオフィスは、顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物を受け取る場所として使用させ郵便物を当該顧客に引き渡したり(郵便物受取サービス)、当該顧客が本店所在地として登記することを許諾したり(貸し住所サービス)、自己の電話番号を当該顧客が連絡先電話番号として使用させ当該顧客あての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡したり(電話受付サービス)する役務を提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年中に検挙した無承認医薬品の広告・販売に係る事件で無承認医薬品の仕出地が国外と判明した 46 事件で、うち 22 事件は中国本土仕出しであった。また、警察が押収した偽ブランド品の大半が中国本土から密輸入されている。これらの無承認医薬品及び偽ブランド品は、日本語のウェブサイトがこれらの物品を広告して注文を受け付け、外国から国際郵便で日本の購入者に届けられるという形態で流入するものが多いことが分かった。このような状況を踏まえ、警察では、中国等の外国捜査機関に対し情報提供し、被疑者検挙やウェブサイトの送信防止措置を要請するとともに、国内のインターネットサービスプロバイダーに対し、ウェブサイトの削除を要請している。</li> <li>利殖勧誘事犯被害の防止及び被害回復を図るため、ポスター、リーフレット及び相談業務に従事する警察職員向けの手引書を作成した上、都道府県警察に配布し、活用を指示した。</li> <li>生活経済事犯に関わる新たな罰則を規定する法律が制定・改正された際には、都道府県警察に対して取締要領等について指導し、都道府県警察の捜査員の捜査力の向上を図った。</li> <li>平成 23 年度中に都道府県警察の捜査幹部や捜査員を召集して全国規模の研修を 4 回開催し、生活経済部門の捜査力向上を図った。</li> </ul>

今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・生活経済事犯の効率的かつ戦略的な取締りが可能となるよう、生活経済事犯の情勢及び犯行実態の分析並びに各種研修を継続して行い、引き続き捜査態勢の充実を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 52 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
警察庁	ヤミ金融事犯の取締りの推進	5	5

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 53 番	
具体的施策	賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生する等の家賃の支払に関連する賃貸住宅の賃借人の居住をめぐる状況にかんがみ、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、同法の厳正な運用を行うとともに、安易な保証拒否を行わないよう家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図ります。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	法案の成立・施行後、直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、取引対策課、国土交通省住宅局安心居住推進課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・平成22年3月に「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」を国会に提出し、現在継続審議中。  〔参考指標〕 (法案審議中のため指標設定不可)
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	1．平成23年度の具体的施策の実施予定等の達成状況 ・「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」については、第179回国会閉会の際(平成23年12月)、審査未了により廃案となった。  2．過去の実績との比較を踏まえた評価  3．上記以外の評価
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況にかんがみ、家賃債務保証会社に対し、業務の適正な実施に当たって遵守することが望ましい事項、不当な取立て行為を行わないこと等を周知する等、賃借人の居住の安定を図るための取組を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 53 番	
具体的施策	家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況にかんがみ、家賃債務保証会社に対し、業務の適正な実施に当たって遵守することが望ましい事項、不当な取立て行為を行わないこと等を周知する等、賃借人の居住の安定を図るための取組を検討します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	検討の結果、可能なものから逐次実施します。

-----

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅セーフティネット基盤強化推進事業（家賃債務保証業等の適正化支援）	515 百万円の内数	515 百万円の内数

「消費者基本計画」における  
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成23年度）

施策番号 54 番	
具体的施策	民間賃貸住宅の契約の適正化のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を再改訂し、「賃貸住宅標準契約書」については見直し検討後、改訂を行います。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	いずれも、平成23年度内の公表を目指します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅総合整備課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂については、意見募集を実施し、今年度中に公表する予定。 ・「賃貸住宅標準契約書」については、必要な見直しについて検討を行った上で、今年度中に改訂・公表する予定。  〔参考指標〕 検討の進捗状況（平成23年度に検討を開始できたか（会議等の開催時期・内容・回数））
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂については、平成23年6月に意見募集を行った後、平成23年8月に公表を行った。 ・「賃貸住宅標準契約書」の改訂については、平成23年9月より「賃貸住宅標準契約書改定検討委員会」を開催し（全3回）、原状回復ガイドラインとの連携等必要な見直しについて検討を行ったのち、改訂案を作成し、意見募集を行った上で、平成24年2月に公表を行った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂及び「賃貸住宅標準契約書」の改訂について適切に周知を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 54 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 （「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂及び「賃貸住宅標準契約書」の改訂を行い、その公表を行った。）

【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
国土交通省	住宅建設事業調査費	173百万円の内数	173百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 55 番	
具体的施策	既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第19条第2号
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表 ・住宅瑕疵担保履行法に基づく既存住宅売買瑕疵保険・リフォーム瑕疵保険を利用する登録事業者の情報のウェブサイトでの公表  〔参考指標〕 悪質事案の公表状況、保証・保険制度充実のための取組状況、保険を利用する登録事業者の情報のウェブサイトでの公表状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	〔実施状況〕 ・平成23年10月に、住まいのダイヤル((財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)が記者発表を行い、相談業務を通じて得た情報を基に、相談事案を周知した。 ・住まいのダイヤルのホームページにおいて、住まいのダイヤルで受け付けた住宅に関する悪質事案を含む代表的な相談内容と相談結果を公表した。 ・全国各地のホームセンター、家電量販店、住宅展示場等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントにおいて、寸劇で過去の悪質事案を再現し、消費者に普及啓発を行うとともに、リフォーム瑕疵保険の有用性等について周知した。 ・イベント開催回数：53回(平成23年度) ・参加人数：3,600人(平成23年度) ・リフォーム支援制度を紹介したガイドブックでリフォーム瑕疵保険の有用性等について消費者に周知した。 ・配布部数：189,469部(平成23年度) ・引き渡し後リフォーム型既存住宅売買瑕疵保険、リフォーム前の現況調査部分も保険対象とするリフォーム瑕疵保険を創設し、保証・保険制度の充実を図った。 ・リフォーム瑕疵保険、既存住宅売買瑕疵保険を利用する事業者には保険法人への登録を求める制度を実施するとともに、引き渡し後リフォーム型既存住宅売買瑕疵保険など新たに創設した保険においても事業者には保険法人への登録を求める制度を導入。各保険法人のホームページに各登録事業者を掲載。 ・保険法人数：5法人(平成23年度) ・リフォーム瑕疵保険 申込件数：2,123戸 登録事業者数：10,745事業者 (平成23年度)  ・既存住宅売買瑕疵保険

	<p>売主が宅建業者の場合 申込件数：3,284戸 登録事業者数：1,471事業者</p> <p>売主が宅建業者以外の場合 申込件数：1,319戸 登録事業者数：357事業者</p> <p>(平成23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の事業者選びの参考とするため、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて、全保険法人に登録されたリフォーム事業者等を検索できるサイトを公開している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス数：451,473件(平成23年度)</li> </ul> </li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度の具体的施策の実施予定はすべて実施。</li> <li>・その上で、消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントやリフォーム支援制度を紹介したガイドブックなどにおいてリフォーム瑕疵保険の有用性等について周知した。</li> <li>・リフォーム瑕疵保険、既存住宅売買瑕疵保険を利用する登録事業者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム瑕疵保険 登録事業者数：6,546事業者(平成22年度) 10,745事業者(平成23年度)</li> <li>・既存住宅売買瑕疵保険 売主が宅建業者の場合 登録事業者数：1,232事業者(平成22年度) 1,471事業者(平成23年度)</li> <li>売主が宅建業者以外の場合 登録事業者数：226事業者(平成22年度) 357事業者(平成23年度)</li> </ul> </li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表する。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、これらの制度の周知を図る。また、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表する。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 55 番	
具体的施策	<p>既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、これらの制度の周知を図ります。また、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表します。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
国土交通省	住宅消費者への相談体制の整備事業	300百万円の内数	300百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 56 番	
具体的施策	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行います。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第83条第1項第7号
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・継続的に実施  〔参考指標〕 相談窓口の設置状況、周知状況、利用状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	〔実施状況〕 ・住まいるダイヤル((財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター)において、リフォーム工事の内容や価格などに関する相談を含めた住宅に関する電話相談業務を実施した。 ・リフォーム工事に関する電話相談件数：6,745件(平成23年度) ・うち見積りに関するもの：987件(平成23年度) ・住まいるダイヤルにおいて、消費者がリフォーム事業者から提示された見積りについて、電話での無料相談を受けられるリフォーム無料見積チェック制度を実施した。 ・相談件数：402件(平成23年度) ・リフォーム支援制度を紹介したガイドブックや住まいるダイヤルが作成する各種パンフレットなどで、住まいるダイヤルについて消費者に周知した。 ・リフォーム支援制度ガイドブック配布部数：189,469部 (平成23年度) ・住まいるダイヤルパンフレット配布部数：38,393部 (平成23年度) ・全国各地のホームセンター、家電量販店、住宅展示場等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントにおいて、住まいるダイヤルの活用法を紹介した。 ・イベント開催回数：53回(平成23年度) ・参加人数：3,600人(平成23年度) ・被災した住宅の補修・再建を支援するため、住まいるダイヤルにおいて、被災した住宅の補修に関する相談に応じる(平成24年3月31日現在11,528件)とともに、弁護士等による無料専門家相談、リフォーム無料見積りチェック等により、被災者の消費者トラブルからの保護を図っている。特に、平成23年3月31日から同年8月31日までは、住まいるダイヤルにおける被災地専用フリーダイヤルの設置、被災主要都市における相談窓口の設置及び現地での無料診断・相談にも取り組み、現地での無料診断・相談の申込みは6,078件であった。 〔評価〕 ・平成23年度の具体的施策の実施予定はすべて実施。 ・住まいるダイヤルのリフォーム工事の見積りに関する電話相談件数

	499 件（平成 22 年度） 987 件（平成 23 年度） ・リフォーム無料見積チェック制度の相談件数 351 件（平成 22 年度） 402 件（平成 23 年度）
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度以降も引き続き、リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようにするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者を確認すべき点等のアドバイスを行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 56 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅消費者への相談体制の整備事業	300 百万円の内数	300 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 57 番	
具体的施策	ハウスメーカーの倒産による消費者の被害を未然に防止するため、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行います。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省土地・建設産業局建設業課・住宅局住宅生産課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第22条第1項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・周知の継続的实施。 ・完成保証制度の実施に必要な措置について検討を行う。  〔参考指標〕 周知方法、周知先、検討状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	〔実施状況〕 ・国土交通省の要請に基づき、住宅関連団体で構成する(社)住宅生産団体連合会において策定された、工事の出来高に照らして合理的な支払いとする契約の締結等を求める自主的なガイドラインについて、消費者に対し周知・普及に努めた。 ・中央建設業審議会において工事の出来高に照らして過度な支払いをしないよう契約書に標準的な支払い割合を例示する改正がされた民間建設工事標準請負契約約款(乙)について、その利用を促進するため周知に努めた。 ・事業計画の認可等を通じて住宅瑕疵担保責任保険法人が行う完成保証の適正な運用について必要な助言を行った。 〔評価〕 ・平成23年度の具体的施策の実施予定はすべて実施。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も引き続き、ハウスメーカーの倒産による消費者の被害を未然に防止するため、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 57 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 58 番	
具体的施策	有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省老健局高齢者支援課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	老人福祉法第29条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、平成22年度の実施状況を踏まえ、必要に応じて都道府県等に対して指導の要請を行う。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・入居契約の適正化に関して、老人福祉法を改正し、 家賃、敷金、介護等のサービス費用を除き、権利金等を受領してはならないこと 入居後一定期間に契約解除等が行われた場合に、前払金の返還を義務づけること とし、平成24年4月1日より施行された。 なお、法改正等の内容に関しては、全国厚生労働関係部局長会議(平成24年1月19日開催)及び全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(平成24年2月23日開催)において、制度の周知を図った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成22年12月17日に内閣府消費者委員会より「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」を受け、短期解約特例制度(いわゆる90日ルール)についての法制化・明確化に対し、老人福祉法の改正(平成24年4月1日施行)を行い、対応を図ったところである。今後は適切な法施行が行われるよう、都道府県等に対し、指導の徹底を要請していきたい。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 58 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (法改正を行うとともに周知を行うこととした。)

施策番号 58-2 番	
具体的施策	有料老人ホーム等に係る入居一時金の実態を把握し、償却についての透明性を更に高めるための方策も含め、入居一時金の在り方について検討します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	引き続き検討します。

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 59 番	
具体的施策	インターネットを通じた取引の増加や多様化する旅行者ニーズ等に適切に対応するとともに、宣伝や契約とそぐわない宿泊施設、ダブルブッキング、業者倒産による予納金のこげつき等の消費者被害を未然に防止するため、事業者への指導や啓発パンフレットの作成等による消費者への情報提供の充実等を図ります。
担当省庁等	国土交通省(観光庁)
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省観光庁観光産業課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	旅行業法第1条等
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・旅行業協会を通じて、消費者からの苦情の解決や旅行業務の適正化を図るための旅行者に対する指導を実施する。また、地方運輸局と連携して、旅行者に対する立入検査を実施するとともに、消費者に対し、旅行業法に違反した旅行者の処分・指導内容等について、ホームページによる情報提供を図る。
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	〔平成23年度の実施状況〕 ・旅行業協会を通じて、消費者からの苦情の解決や旅行業務の適正化を図るための旅行者に対する指導を実施した。 また、地方運輸局と連携して、旅行者に対する立入検査を実施するとともに、消費者に対し、旅行業法に違反した旅行者の処分・指導内容等について、ホームページによる情報提供を図った。  〔参考〕 旅行業協会による苦情解決事務 4,458 件 旅行業協会による指導事務の件数 1,765 件
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・継続的に実施します。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 59 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (違反した旅行者の処分・指導内容等をホームページにより情報提供を図った。)

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 60 番	
具体的施策	<p>未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫して、かつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施・引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、警察庁刑事局捜査第二課、金融庁監督局証券課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を実施。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>取締状況（検挙事件数、検挙人員）、利殖勧誘事犯利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数、情報集約・共有件数・悪質な業者への法執行件数、注意喚起・普及啓発の実施状況、制度の運用・整備の在り方の検討状況</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>以下の施策を実施。なお、平成23年 5月20日及び11月11日の2回にわたり、実施した施策を消費者委員会へ報告。</p> <p>情報集約・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本証券業協会から消費者庁等に対し、52回にわたり、同協会未公開株通報専用コールセンターに寄せられた相談情報を提供。</li> <li>上記の情報を基に国民生活センターで事業者の名寄せを実施。2回にわたり、警察庁、金融庁に約4,600事業者分の名寄せ情報を提供。</li> <li>消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」申合せ（平成 23 年 6 月）。</li> <li>警察庁において、金融庁、消費者庁等の行政機関から利殖勧誘事犯被害が疑われる相談情報約 4,000 件の提供を受けるとともに、当該情報を関係都道府県警察に提供し、犯罪利用口座凍結及び被疑者検挙に活用（平成 23 年中）。</li> </ul> <p>業者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁において、警告書を発出した無登録で金融商品取引業を行っていた47事業者について、社名を公表。</li> <li>消費者庁において、消費者安全法に基づき、社名公表を伴う消費者への</li> </ul>

注意喚起を7回実施。

・証券取引等監視委員会において、無登録業者等による金商法違反行為に係る裁判所への申立て(3件)を実施。いずれについても、申立てどおり、裁判所の禁止命令が発令。

・警察において、未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案に対する取締りを集中的に行い、未公開株取引関係10事件、社債取引関係12事件、ファンド取引関係21事件、外国通貨取引関係1事件、架空権利取引関係3事件、被害救済偽装関係8事件の計55事件で被疑者を検挙(平成23年中)。

・警察において、この種事案に利用された口座を凍結するため、金融機関に対し、4,323件の情報提供を実施(平成23年中)。

・警察において、この種事案等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進し、口座詐欺・盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反で3,851件、2,371人を検挙(平成23年中)。

・警察庁において、この種事案に利用された口座として金融機関に凍結を求めた口座を分析したところ、その大多数が法人名義であり、その中にはバーチャルオフィス( )を利用して開設されたと認められる口座もあることから、金融機関に対し、法人名義口座開設時審査の厳格化を求めた。これを受けて、(株)ゆうちょ銀行等の金融機関において審査が厳格化された(平成23年11月)。また、(株)ゆうちょ銀行及び全国銀行協会に対し、警察が凍結を求めたこの種事案に利用された法人名義口座に係る情報を提供する用意があることを伝え、早期活用を求め、平成24年1月から(株)ゆうちょ銀行に情報提供を開始(平成24年1月)。

バーチャルオフィスは、顧客に対し、自己の居所若しくは事務所の所在地を当該顧客が郵便物を受け取る場所として使用させ郵便物を当該顧客に引き渡したり(郵便物受取サービス)、当該顧客が本店所在地として登記することを許諾したり(貸し住所サービス)、自己の電話番号を当該顧客が連絡先電話番号として使用させ当該顧客あての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡したり(電話受付サービス)する役務を提供している。

・警察において、この種事案等に利用された携帯電話については、被害の拡大防止を図るため、契約者確認の求めを実施。加えて、犯行に利用されたレンタル携帯電話についても、携帯電話レンタル会社に対して、規約に基づく解約依頼を実施。

注意喚起・普及啓発

・消費者庁において、政府広報(インターネット記事)を通じた注意喚起を実施(平成23年5月)。

・消費者庁において、地方公共団体における金融機関等に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供を迅速かつ確実に実施するため、担当職員向けの質問集を作成して地方公共団体に通知(平成23年9月)。

・金融庁において、リーフレット「こんな『うまい話』にご用心!」を作成。警察庁、消費者庁、日弁連、金融機関等の協力も得て、関係団体等に配布(平成24年1月)。

・金融庁、証券取引等監視委員会において、注意喚起文書(「適格機関投資家等特例業者に対する対応を強化!」)を公表(平成24年2月)。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察庁において、政府公報（ラジオ）を活用した注意喚起を実施（平成23年10月、平成24年2月）。</li> <li>・警察庁において、この種事案の被害の防止及び被害回復を図るため、ポスター、リーフレット及び相談業務に従事する警察職員向けの手引書を作成した上、都道府県警察に配布し、活用を指示（平成23年12月）。</li> </ul> <p>制度の運用・整備の在り方の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ改正金融商品取引法が施行（罰則引上げは平成23年6月、その他の項目は同年11月）。</li> <li>・適格機関投資家等特例業務の要件を充足しないファンドを運営するような悪質な業者自体を排除すべく、届出記載事項の追加等の法令改正による規制強化を行い、併せて金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正により、届出受理時のチェック項目の追加等の監督上の着眼点を整備（いずれも平成24年4月施行）。</li> <li>・消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」申合せ（平成23年6月）（再掲）。</li> <li>・個別法で対応困難な財産被害事案について、事業者に対する措置等を設けることにより、当該被害の発生・拡大を防止することを目的とする消費者安全法改正案を閣議決定（平成24年2月）。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度以降も引き続き、未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を適宜行う。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 60 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注60)</sup> 。 継続的に実施・引き続き検討します。

(注60) 金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合にその売買契約を原則として無効とするルールの創設等を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行（罰則引上げは平成23年6月、その他の項目は同年11月施行）。  
適格機関投資家等特例業務に係る問題に対応すべく法令改正及び監督指針改正を実施（平成24年4月施行）。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
警察庁	広域知能捜査センターの運営	147百万円の内数	147百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 61 番	
具体的施策	いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	過去の事例収集の結果等を踏まえ、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・引き続き検討する。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費生活相談情報ネットワーク(PIO-NET)に寄せられた相談の実態や海外における規制状況などの調査(委託)を実施し(平成24年1月～3月)その結果等を踏まえ、「いわゆるマルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント」を公表し、消費者に注意を促した(平成24年4月)。 ・個別法で対応困難な財産被害事案について、事業者に対する措置等を設けることにより、当該被害の発生・拡大を防止することを目的とする消費者安全法改正案を閣議決定(平成24年2月)。 ・パンフレットを国民生活センターと連名で作成し、消費者に注意喚起を行う予定。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・上記のとおり消費者への注意喚起を行っており、本施策は実施済みとする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 61 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (マルチ取引に係る実態調査を実施し、その結果等を踏まえ、消費者に注意喚起を行っている。)

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 62 番	
具体的施策	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。
担当省庁等	金融庁
実施時期	引き続き実施します。
担当部局・課・室名	証券取引等監視委員会事務局証券検査課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	金融商品取引法第 187 条、第 192 条、第 198 条第 8 号、第 207 条第 1 項第 3 号
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・無登録業者等に係る情報収集、分析を実施 ・その結果、必要と認められる場合は金融商品取引法第 187 条に基づく調査を実施、さらに同法第 192 条に基づく裁判所の差止命令の申立てを実施  〔参考指標〕 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況(件数)、差止命令の申立て及び裁判所の差止命令(件数)
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	無登録業者等に係る情報収集 ・国民生活センターや日本証券業協会コールセンターから、両センターに寄せられた無登録業者等の情報を 37,359 件収集し分析。 ・金融庁金融サービス利用者相談室や証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課から、同室・同課に寄せられた無登録業者等の情報を 16,682 件収集し分析。  禁止命令の申立て及び裁判所の禁止命令 ・無登録でファンドの取得勧誘等を行っていた者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て(3 件)を実施。いずれについても、申立てどおり、裁判所の禁止命令が発令。  その他 ・裁判所の差止命令の申立てに係る裁判管轄に、違反行為の行為地を追加することを盛り込んだ改正金融商品取引法が施行(平成 23 年 11 月)。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き裁判所への禁止命令の申立て及びそのための調査の制度を活用。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 62 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 63 番	
具体的施策	消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。
担当省庁等	金融庁、関係省庁等
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局信用制度参事官室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度以降も引き続き施策を実施する。消費者信用分野における諸問題については、関連法令の施行状況等を中心に引き続き、情報収集・分析を行い、必要に応じて適切な対応を検討していく。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>改正貸金業法完全施行後の実態把握等、改正割賦販売法の広報・普及活動の実施状況等</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>〔平成23年度の具体的施策の実施状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正貸金業法完全施行(平成22年6月)直後に設置した「改正貸金業法フォローアップチーム」において、施行後の状況についてフォローするため、これまで5回にわたり関係者ヒアリング等を実施(平成23年度中は1回)。</li> <li>「貸金業利用者に対する意識調査」を実施し、改正貸金業法完全施行後における貸金業利用者の状況を把握(平成23年4月)。</li> <li>消費者相談にかかわる消費者相談員等を対象として、12月より全国7箇所で開催の改正割賦販売法に関するセミナーを開催。</li> <li>クレジットカードの仕組みや利用時の留意点等を記載したリーフレット「クレジットカード一年目の教科書」を作成し、上記セミナー参加者、大学、工業高校、自動車教習所等全国約1,500箇所に合計30万部配布。</li> </ul> <p>〔平成23年度の具体的施策の評価〕</p> <p>1. 改正貸金業法完全施行後の実態把握等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金融庁・財務局・日本貸金業協会における改正貸金業法を含む貸金等に関する1日あたりの相談・苦情件数は、304件(平成22年6月)から185件(平成23年12月)に減少してきており、また、関係者ヒアリングの結果からも、改正貸金業法完全施行後の状況としては、落ち着きをみせていることがうかがわれる。</li> <li>「貸金業利用者に対する意識調査」において、「貸金業法が改正されたこと」の認知度は52.2%(平成22年3月) 84.0%(同年11月) 74.3%(平成23年4月)となっており、制度周知が一定の効果を挙げていることがうかがわれる。</li> </ul> <p>2. 改正割賦販売法の広報・普及活動の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般消費者からの相談を受ける全国の消費者相談センター相談員を対象とした改正法セミナーを開催し、約650名の参加者を得て、改正内容を広く周知することができた。</li> <li>リーフレット「クレジットカード一年目の教科書」では、内容をクレジットカードに関する基本的知識を有していない若年層に向けたものとす</li> </ul>

	るとともに、それらを対象とした配布先を選定することで、クレジット取引に係るトラブルの未然防止を目的とした啓蒙を効果的に実施することができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度以降も引き続き施策を実施する。消費者信用分野における諸問題については、関連法令の施行状況等を中心に引き続き、情報収集・分析を行い、必要に応じて適切な対応を検討していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 63 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
金融庁	改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	9	9

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 64 番	
具体的施策	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」において、振り込め詐欺等の被害者に対して返金されずに預金保険機構に納められた納付金の具体的用途等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、被害者への返金については、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する連絡等の取組を更に促進することにより、返金率の向上に努めます。
担当省庁等	金融庁、財務省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局企画課調査室、金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室、財務省大臣官房信用機構課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・預金口座の不正利用に係る情報提供は、今後も継続する。 ・プロジェクトチームにおいて、預保納付金の具体的用途等について引き続き検討を進め、その検討結果を公表するとともに、検討結果を基に主務省令を定める。また、決定した預保納付金の具体的用途の支出先となる担い手の選定を行う。 ・振り込め詐欺等の被害者への返金率向上のための施策を推進する。  〔参考指標〕 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等、預保納付金の具体的用途等に係る主務省令の制定状況、預保納付金の具体的用途に係る担い手の選定状況、振り込め詐欺救済法に基づく被害者への分配状況
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・預金口座の不正利用に関する情報提供件数については、平成 23 年 4 月、7 月、10 月及び平成 24 年 1 月に公表した。 ・平成 23 年 8 月 26 日に、プロジェクトチームにおける最終取りまとめ(「預保納付金の具体的用途について」)を公表し、預保納付金の具体的用途として、「犯罪被害者等の子供に対する奨学金貸与」「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業へ支出することを決定した。 ・最終取りまとめの提言を踏まえ、預保納付金の具体的用途等を規定した主務省令を、平成 24 年 3 月 21 日に公布を行い、一部規定については同日施行した(当該主務省令の施行日は同年 4 月 1 日。) ・預保納付金の具体的用途の支出先となる担い手については、犯罪被害者等支援に知見を有する有識者の方々からの意見も踏まえつつ、引き続き、選定を進めている。 ・返金制度の周知のために作成したリーフレットの配付等を通じ、引き続き返金制度の周知徹底を図った。 ・金融機関がより積極的に「被害が疑われる者」へ連絡するよう、プロジェクトチームの要請に基づき、全国銀行協会は事務取扱手続を改正したところ(平成 23 年 3 月)。これを受けて、金融機関との意見交換会等の機会を通して、かかる手続改正を踏まえた取組の促進を要請した(平成 23 年

	度の返金率は約 74%に上昇)。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、金融機関等に対し不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行う。</li> <li>・預保納付金の具体的用途の支出先となる担い手の選定作業を引き続き進めるとともに、担い手によって両事業が速やかに開始されるよう、適切な対応を行っていく。</li> <li>・振り込め詐欺等の被害者への返金が進むよう努める。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 64 番	
具体的施策	<p>金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。</p> <p>「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」による最終取りまとめ(「預保納付金の具体的用途について」)に基づいて事業の担い手を決定するとともに、当該担い手において事業運営の公正性・透明性が確保された上で、両事業が速やかに開始され、広く犯罪被害者等の支援が展開されるよう、適切な対応を行います。また、被害者への返金については、引き続き、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の取組を促すことにより、返金率の向上に努めます。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>一部実施済み<sup>(注64)</sup>。</p> <p>後段について、引き続き検討します。</p>

(注 64) 最終取りまとめの提言を踏まえ、預保納付金の具体的用途を規定した主務省令を制定した。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 65 番	
具体的施策	キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。
担当省庁等	警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室、警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律第9条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュカード利用者に対する注意喚起を継続的に実施。</li> <li>・金融機関の犯罪防止策について年度ごと、犯罪発生後の対応措置への取組状況について四半期ごとにそれぞれ金融庁ウェブサイトで公表。</li> <li>・平成23事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組(情報セキュリティ対策の徹底、振り込み詐欺等金融機能の不正利用の防止など)を重点的に検証。</li> </ul> 〔参考指標〕 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況、偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁ウェブサイトにて、キャッシュカード利用者に対する注意喚起を継続的に実施した。</li> <li>・平成23事務年度の監督方針に、情報セキュリティ管理の徹底等、振り込み詐欺等金融機能の不正利用の防止などを重点事項として明記し、検証した。</li> <li>・平成23年4月、7月、10月、平成24年3月には偽造キャッシュカード等による被害発生状況及び金融機関による補償状況について公表した。</li> <li>・平成23年7月、平成22年度の偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況について、アンケート調査を実施し、取りまとめのうえ公表。当該調査によると、ICキャッシュカードを導入した金融機関の割合が増加する等、金融機関による情報セキュリティ向上への取組が着実に実施された。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き上記施策を実施し、偽造キャッシュカード等に係る被害防止に向けた金融機関の取組を促進する。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 65 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 66 番	
具体的施策	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込み詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。
担当省庁等	警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課調査室、警察庁生活安全局生活安全企画課、刑事局捜査第二課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・金融機関をはじめ各関係機関との意見交換を通じ、振り込み詐欺による被害の未然防止等に向けた取組を推進。 ・平成 23 事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組(情報セキュリティ対策の徹底、振り込み詐欺等金融機能の不正利用の防止など)を重点的に検証。  〔参考指標〕 金融機関に対する注意喚起等の実績
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・業界団体との意見交換会において、振り込み詐欺等の被害者救済に向け、引き続き振り込み詐欺救済法的確な運用に努めるとともに、リーフレットの配付等を通じた返金制度の周知徹底を図るよう要請を行った。 ・顧客へのアンケート方式の被害防止チェックリストの作成・配付等により、金融機関の窓口職員等による顧客への効果的な声掛けの徹底を要請した結果、平成 23 年における金融機関職員等による被害未然防止件数は 1,709 件であり、平成 22 年と比較して約 25.9%増加した。 ・被害額を最低限に抑えるため、平成 23 年 3 月、警察庁から全国銀行協会に対し、同協会加盟金融機関における ATM 利用限度額の初期設定引下げを要請したところであるが、それ以降、都道府県警察からも個々の金融機関に対して同様の働き掛けを行った結果、平成 23 年度中、金融機関計 46 行が引下げを行った。 ・平成 23 事務年度の監督方針に、情報セキュリティ管理の徹底等、振り込み詐欺等金融機関の不正利用の防止などを重点事項として明記し、検証した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、金融機関との意見交換を行い、振り込み詐欺の被害未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組を一層促進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 66 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 68 番																						
具体的施策	警備業法に規定されている契約内容の書面交付が確実に行われるよう推進することにより、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。																					
担当省庁等	警察庁																					
実施時期	継続的に実施します。																					
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課																					
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	警備業法第 19 条																					
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・警備業法に基づく契約内容の書面交付が確実に実施されるよう、都道府県警察を通じて、警備業者に対する指導・監督を継続的に実施する。  〔参考指標〕 警備業者に対する書面交付義務違反に係る検挙件数・行政処分件数の推移																					
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・警備業法に基づく契約内容の書面交付が確実に実施されるよう、各都道府県警察において、各種講習会、立入検査時に業者に対する指導を実施したり、違反業者に対する行政処分を実施したりした。 ・行政処分件数は増加傾向にあり、警備業者に対する指導・監督を強化していく必要がある。  【書面交付義務違反に係る検挙件数・行政処分件数の推移】																					
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検 挙</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>行政処分</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>19</td> <td>25</td> <td>31</td> </tr> </tbody> </table>		H18	H19	H20	H21	H22	H23	検 挙	0	1	2	0	2	0	行政処分	1	9	12	19	25	31
	H18	H19	H20	H21	H22	H23																
検 挙	0	1	2	0	2	0																
行政処分	1	9	12	19	25	31																
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・警備業法に基づく契約内容の書面交付が確実に実施されるよう、都道府県警察を通じて、警備業者に対する指導・監督を継続的に実施する。																					
備考																						

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 68 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 69 番	
具体的施策	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	食品表示に関する一元的な法律について、平成24年度中の法案提出を目指します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、平成24年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指し、取組を進める。  〔参考指標〕 食品表示一元化検討会の運営状況、法案提出等に向けた準備状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・より多くの消費者の方々の方が実際に商品を選ぶ際に役に立つ分かりやすい食品表示の実現を目指して、平成23年9月から学識経験者、消費者関連団体、事業者団体等で構成する「食品表示一元化検討会」を開催しているところ。平成23年度は計6回の検討会を開催した。 ・検討会において議論された論点について、主な考え方や関連する意見を「食品表示一元化に向けた中間論点整理」に取りまとめ、意見募集(パブリックコメント(平成24年3月5日～4月4日)及び意見交換会(平成24年3月23日))により、広く一般の意見を募った。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度中の法案提出を目指し、引き続き、検討を進めることとしている。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 69 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	269百万円の内数	263百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 70 番	
具体的施策	加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・消費者委員会の「原料原産地表示拡大の進め方についての意見について」を踏まえ、食品表示一元化検討会の中で検討する。  〔参考指標〕 加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大に係る検討状況
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・食品表示一元化検討会において、加工食品の原料原産地表示の考え方についても議論を行い、中間的な論点整理を公表した(平成 24 年 3 月 5 日)。  〔消費者委員会食品表示部会に設置された「原料原産地表示拡大の今後の進め方に関する調査会」において検討が行われ、調査会報告書が取りまとめられた(平成 23 年 7 月 6 日)〕
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 70 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	269 百万円の内数	263 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 71 番	
具体的施策	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成 23 年 7 月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。
担当省庁等	消費者庁、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。(平成 23 年 7 月施行)
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課、国税庁酒税課、農林水産省消費・安全局表示・規格課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 4 条及び第 8 条
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・指定米穀等(米穀、米加工品の中間原材料及び米加工品のうち、非食用のものを除く。)について、消費者への確実な産地情報の伝達が確保されるよう、米トレサ法に基づく産地情報の伝達の有無、伝達された産地の確認等のため、米穀事業者に対する巡回立入検査等を実施し、制度の定着を図る。
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・米トレサ法に基づく産地情報の伝達の有無、伝達された産地の確認のため、全国で米穀事業者に対し、巡回立入検査等を実施。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度以降も引き続き、米穀事業者に対する巡回立入検査等を実施し、制度の定着を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 71 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	消費者庁、国税庁、農林水産省
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	269 百万円の内数	263 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 72 番	
具体的施策	食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、消費者の「食」への信頼確保を図っていくため、アドバイザーの育成等を行います。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省食料産業局食品小売サービス課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 23 年度の実施予定] ・食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界関係者を対象に研修会等を開催する。
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・企業の担当者等を対象に、食品の自主的な原料原産地表示のガイドラインと関連する法令との関係や、表示に際しての注意事項等の解説を行う実践的な研修会を 5 回開催し、138 名が参加した。 ・また、食品産業に対する原産地表示の要請に応じるためには、事業者だけではなく消費者の理解や協力が必要であることから、事業者、消費者相互の理解を深めるための意見交換会を併せて開催するなど、実施予定に沿った取組を実施することができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・食品の原料原産地表示のガイドラインに基づき、事業者が自主的に取組を推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 72 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (業界関係者を対象とした研修会等について、実施予定に沿った取組を実施することができた。)

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
農林水産省	食品産業品質管理・信頼性向上支援事業	277 百万円の内数	277 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 73 番	
具体的施策	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	施策を一部実施済み。 平成23年夏頃を目途に、栄養成分表示の義務化の方向性について取りまとめます。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	健康増進法第31条第2項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・本年夏頃を目途に栄養成分表示検討会報告書を取りまとめる。 ・法制上の措置が必要となった場合には、食品表示に関する一元的な法律に盛り込むこととしている。  〔参考指標〕 栄養成分表示の義務化に向けた課題の検討状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成22年12月より「栄養成分表示検討会」を開催し、報告書を取りまとめた(23年8月23日)。 ・食品表示一元化検討会において、栄養表示の義務付けの在り方について議論を行い、中間的な論点整理を公表した(24年3月5日)。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・栄養成分の表示の在り方について引き続き検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 73 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	施策を一部実施済み <sup>(注73)</sup> 。 引き続き検討します。

(注73) トランス脂肪酸については、平成23年2月に、食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。平成23年8月に、「栄養成分表示検討会報告書」を取りまとめ。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	269百万円の内数	263百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 74 番	
具体的施策	食品の期限表示の更なる周知徹底を図るとともに、設定根拠の明確化などの制度改善等について検討を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	直ちに検討に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 19 条の 13、食品衛生法第 19 条
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・平成 22 年度の検討結果を踏まえ、引き続き検討する。  〔参考指標〕 食品の期限表示についての周知等
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・意見募集(平成 22 年 3 ~ 4 月)や意見交換会(同年 9 月)の結果を踏まえ、平成 23 年 4 月、「加工食品の表示に関する共通 Q&A(第 2 集)」を以下のとおり改正し、運用の改善を図った。 「消費期限」と「賞味期限」の違いの明確化 保存方法等に関する情報提供の促進 期限表示ラベルの貼り替えに対する考え方の明確化 事業者による期限設定の考え方の明確化 いわゆる 1 / 3 ルールが任意のものであることの明確化
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度以降も引き続き、Q&A やパンフレットの活用を通じ、期限表示制度に関する消費者の理解が促進されるよう、制度の周知徹底を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 74 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (Q&A 等を改正し、食品の期限表示制度の改善方策のための措置を図るとともに、全国食育大会、講演等において期限表示の普及啓発を実施。)

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	269 百万円の内数	263 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 75 番	
具体的施策	遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・遺伝子組換え食品や食品添加物の表示の在り方を検討する。  〔参考指標〕 海外の制度を踏まえた表示の検討状況
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・遺伝子組換えパパイアについて、表示の義務化の検討を行い、新たに義務表示の対象品目として追加した。(平成 23 年 8 月 31 日公布、同年 12 月 1 日施行)
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度以降も引き続き、遺伝子組換え食品や食品添加物の表示の在り方を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 75 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	269 百万円の内数	263 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 76 番	
具体的施策	「健康食品の表示に関する検討会」において、特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み。引き続き、特定保健用食品の広告を含む表示に係る考え方の明確化や健康食品の虚偽誇大広告への厳正対処等の措置を講じます。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	健康増進法
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・「健康食品の表示に関する検討会」論点整理に基づき、消費者庁における取組を進める。  〔参考指標〕 特定保健用食品の広告を含む表示の検討状況、健康食品の虚偽・誇大表示への対処状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成23年6月、「特定保健用食品の表示に関するQ&A」を公表し、容器包装の表示だけでなく広告を含め、具体的に違反のおそれのある事例とその根拠を示した。 ・「食品の機能性評価モデル事業」を実施し、新たな成分に係る保健の機能の表示の可能性の研究を行った。 ・通年的に、インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視を行い、健康増進法に違反するおそれのある文言があった場合には、事業者に対し表示の適正化を求める等の対応を実施した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も引き続き、「健康食品の表示に関する検討会」論点整理において消費者庁が取り組むべきとされた各種施策を推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 76 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	269百万円の内数	263百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 77 番	
具体的施策	健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。
担当省庁等	消費者庁、厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課、厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・消費者に対し、適切なアドバイスができる専門家制度の活用のための調査・研究を継続的に行うとともに、消費者庁で行っている「健康食品の表示に関する検討会」の検討状況を踏まえて、消費者の理解促進を図る具体的な取組を実施していく。 ・正確な情報を消費者に適切に提供する取組を実施する。  〔参考指標〕 消費者への適切な情報提供等の実施状況
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成 21 年度から 3 か年計画で実施している調査・研究の 3 年目として調査・研究が終了した。 ・その他、消費者に対する普及啓発の取組としてリーフレット(GMP マークを目印に健康食品を選びましょう!)を作成し関係自治体、団体等に配布した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・上記調査研究結果を踏まえ、適時に改善を実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 77 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
厚生労働省	食品安全に関する研究の推進	1,140	1,140

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 78 番	
具体的施策	食品表示の信頼性を確保するため、 ・地方農政局の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによる DNA 分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 23 年度の実施予定] ・地方農政局等の職員による巡回調査について、JAS 法に基づき行う立入検査によることを原則とするほか、卸売業者・製造業者への調査数の増加を図り、引き続き監視強化の取組を実施。 ・独立行政法人農林水産消費安全技術センターが行う科学的な検査手法を活用した食品表示の監視を強化するため、地方農政局等の職員が卸売業者・製造業者に対して行う巡回調査の一部について、独立行政法人農林水産消費安全技術センターと合同による立入検査を実施。
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・地方農政局等の職員による巡回調査(年間約 4 万件)について、JAS 法に基づき行う立入検査によることを原則として実施したほか、卸売業者・製造業者への調査数の増加を図り、引き続き監視強化の取組を実施。 ・独立行政法人農林水産消費安全技術センターが行う科学的な検査手法(分析件数は年間 6 千件以上)を活用した食品表示の監視を強化するため、地方農政局等の職員が卸売業者・製造業者に対して行う巡回調査の一部について、独立行政法人農林水産消費安全技術センターと合同による立入検査を実施。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 78 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 79 番					
具体的施策	食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。				
担当省庁等	消費者庁、警察庁、農林水産省				
実施時期	継続的に実施します。				
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、農林水産省消費・安全局表示・規格課				
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 19 条の 14、食品衛生法第 55 条、健康増進法第 32 条の 2 等				
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・効果的な執行を着実に実施する。  〔参考指標〕 処理件数、取締状況(検挙事件数、検挙人員)				
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 6 月、第 6 回食品表示連絡会議を開催し、食品表示監視協議会の強化に向けた取組について確認した。</li> <li>平成 24 年 1 月、平成 22 年度下半期及び平成 23 年度上半期の JAS 法に基づく指導に関する実績について公表した。</li> <li>平成 23 年度 指示実績 (JAS 法)</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年中における食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び検挙人員は 12 事件 (+2 事件、+20%)、37 人 (+17 人、+85%) であった。この種事案は、国民の健康に対する直接の被害を及ぼしかねないことから、その傾向を注意しつつ、引き続き取締り及び対策を推進する。</li> </ul>	国	都道府県	7	20
国	都道府県				
7	20				
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、効果的な執行を着実に実施する。				
備考					

**「消費者基本計画」の見直し**

施策番号 79 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	269 百万円の内数	263 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 80 番	
具体的施策	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	不当景品類及び不当表示防止法 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14号
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。  〔参考指標〕 処理内容・件数、処理期間
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費者による自主的かつ合理的な商品・サービスの選択を確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当な表示に対して、景品表示法に基づいて厳正に対処すること、及びそのための体制の拡充を図ることは必要不可欠である。 ・平成23年度は、前年度に引き続き、国民生活に広く影響のある、また、一般消費者の関心の高い分野において措置命令を行い、消費者の適正な選択確保に資する有効な法執行が行われた。平成23年度においては、28件の措置命令が行われ、これらの事案は平均約180日の期間で処理された。 ・また、都道府県・公正取引委員会とのブロック別連絡会議を開催することにより、景品表示法の執行機関間における連携強化が図られ、有効に執行体制の拡充を図ることができた。更なる連携強化に向けて、平成24年度の稼働を目指し、景品表示法執行NETシステムの構築を行った。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。
備考	

**「消費者基本計画」の見直し**

施策番号 80 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**【関連予算】(単位:百万円)**

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	告示・運用基準の制定・改廃関係	2	2
	電子商取引表示監視調査システム関係	3	3
	商品・サービスの表示に関する実態調査関係	19	19
	景品表示法等に関する相談・普及関係	4	4
	景品表示法情報ネットワークの構築	22	22
	景品表示法違反事件調査関係	59	59

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 81 番	
具体的施策	住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課、国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・HP、パンフレット等を活用することにより一層の住宅性能表示制度の普及を推進する ・関係団体との情報共有及び定期的なニーズ調査を実施。必要に応じ、有識者のご意見を踏まえつつ、技術的検討を行う  〔参考指標〕 普及促進のための取組状況、検討状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	1. 実施状況 ・一般消費者、設計者、施工者及び住宅性能評価機関を対象に必要なに応じHPを随時更新し、情報提供を行った。 ・住宅性能評価機関における情報共有・運用検討・ニーズ調査の会議を開催(4部会のうち、1部会において4回、3部会において3回)。 ・平成23年度建築基準整備促進事業において、民間知見を活用し、劣化対策及び液状化対策に関する技術基準を整備する上で必要な事項について検討を行った。  2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・設計住宅性能評価の実施率(住宅着工戸数に対する設計住宅性能評価書が交付された戸数の割合) 23.6%(平成22年度) 23.5%(平成23年度) 実施率はほぼ横ばい。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も引き続き、HP等を活用し住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、住宅性能評価機関における会議や建築基準整備促進事業等を通じ、評価方法の充実を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 81 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	住宅性能表示制度の普及促進	1	1

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 82 番	
具体的施策	家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	家庭用品品質表示法第3条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・家庭用品の品質表示に関する調査結果を踏まえ、今後は、対象品目及び表示の標準の見直しに向けて消費者及び事業者、学識経験者も交えた検討作業を実施する。  〔参考指標〕 見直しに向けた検討状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・家庭用品品質表示法は、表示に際しての一定のルールを定め、事業者が家庭用品の品質に関する情報を消費者に提供することにより、消費者がその購入に際し製品の品質を正しく認識し、経済的損失や危険などを被ることのないよう、その利益を保護しようとするものである。家庭用品品質表示法を巡る環境の変化を踏まえ、同法の対象品目や表示を行う事項等について、適宜、見直しを行っていくことは、消費者利益の保護を図る上で必要不可欠である。 ・平成23年度においては、雑貨工業品品質表示規程のうち、浄水器に係る表示事項の改正を行ったり（平成23年10月施行）なべ等とセット販売される強化・耐熱ガラス製の「ふた」に関する品質表示の取扱いの変更について、関係する行政機関及び関係業界団体あてに通知を発出したりするなど、家庭用品品質表示法に関する規程の改正等を行った。 ・また、平成23年度においては、消費者、事業者、学識経験者等からなる検討会を立ち上げ、今後の家庭用品の品質表示に関して、短期的及び中長期的な観点から具体的な検討を行った。その他、事業者団体に属していない事業者等に対してヒアリング調査を行い、家庭用品品質表示法に係る品質表示に対する意識や実態を把握し、その調査結果を同検討会での検討の参考とした。 ・さらに、前年度に引き続き、家庭用品品質表示法の周知啓発を実施した。消費者庁ホームページの同法のコーナーについて、平成23年度におけるアクセス数は約839万件であった。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・家庭用品の品質表示に関する検討会における検討結果を踏まえつつ、現実の消費生活の上で必要となる品質表示に関するニーズも見定めた上で、短期的な観点から家庭用品品質表示法における表示の標準について、適宜見直しを進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 82 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	表示の設定、普及、遵守状況調査	15	15

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 83 番	
具体的施策	建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、その広報に努めるとともに、制度の適正な運用の確保を図ります。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度の広報・啓発を推進</li> <li>・指定建物錠の購入に係る予算を獲得し、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号。以下「法」という。)第7条に基づく告示の履行状況を確認する。</li> <li>・警察庁、国土交通省、経済産業省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、ホームページに公表される「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載する品目のラインナップの充実を図るほか、防犯建物部品を一般に広く普及させるための活動の活性化など普及促進方策について検討。</li> </ul> <p>〔参考指標〕 建物部品の防犯性能の表示制度の広報・啓発状況、法第8条に基づく勧告及び命令の状況</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>指定建物錠の防犯性能表示制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年から継続して警察庁ウェブサイトに入犯防止対策ホームページ「住まいる防犯110番」を開設し、その中で本制度について紹介している。</li> <li>・警察庁において、市場で販売されている指定建物錠を購入し、建物錠の製造業者等が、法第7条に基づく国家公安委員会告示に従って指定建物錠の防犯性能に関する表示をしているかどうかについて、検証・確認を行った。</li> </ul> <p>防犯性能の高い建物部品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、ホームページで公表されている「防犯性能の高い建物部品目録」に新たに59品目の建物部品を追加してラインナップの充実を図り、また、既に販売又は製造を終了している品目については、その旨を記載するなど、掲載内容を見直し、より有益な情報を消費者に提供できるよう努めた。</li> <li>・「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」における普及促進委員会を定期的開催し、関係業界や関係省庁との連携強化に努めた。</li> <li>・防犯建物部品は、目録掲載の始まった平成16年4月の15種類2,281品目から平成24年3月末で17種類3,157品目にその品目数を大きく伸ばしている。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き本制度の広報・啓発を推進する。</li> <li>・平成24年度においても、指定建物錠の購入に係る予算を獲得し、法第7条に基づく告示の履行状況を確認する。</li> <li>・「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」におい</li> </ul>

	て、引き続き目録に掲載する防犯建物部品の品目を増やしていくほか、防犯建物部品を一般に広く普及させるための活動の活性化等普及促進方策について検討を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 83 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
警察庁	指定建物錠の防犯性能の表示内容に関する検証	1	1

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 84 番	
具体的施策	電気通信サービスの広告表示に関して、電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」の実施状況、不適切な広告表示に対する取組状況を注視するとともに、利用者に分かりやすいものとするため、更なる検討を促します。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・有識者による検討の場(利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 電気通信サービス利用者WG)における議論を継続し、広告表示の適正化に向けた方策の提言を平成23年度内に取りまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成22年9月から、PI0-NETデータ等を用いて定量的に評価・検証を行った上で、今後求められる対応について検討を行い、平成23年12月に利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会において、「電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言」(以下「提言」という。)を取りまとめた。 ・提言においては、広告表示の適正化に向けた方策として、業界団体において、広告表示自主基準の見直し及び用語集の継続の見直しを行うことが求められたところ、電気通信サービス向上推進協議会において、用語集については、平成23年1月に改訂版が公表された。 自主基準については、平成24年2月に強調表示、比較表示等についてより分かりやすい記述に向けた解説の追記等の見直し案について意見募集が行われ、同年4月に改訂版が公表された。 ・提言を踏まえた取組が適切に行われた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 84 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 85 番	
具体的施策	国内・国際標準化関連活動に消費者の視点を適切に反映し、消費者分野等における標準化施策（適合性評価制度の構築・運用を含む。）を実施します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット基準認証政策課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度に確立した標準化に関する消費者ニーズの把握・抽出・分析の手法を活用し、国内・国際標準化活動に消費者の視点を適切に反映するための取組を継続的に実施する。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>消費者に対する標準化セミナーの実施状況（開催回数、参加者数）、消費者代表者の工業標準調査会への参加状況（人数、回数）、優先的に標準化を検討するテーマ（件数）</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>1．実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への標準化知識の普及啓発として、消費者のための標準化セミナーを全 15 回開催し、合計 1,020 名が参加した。うち、1 回は JIS 規格の原案作成及び改定作業を行う技術分野毎の専門委員会へ消費者代表として参加する人材のための基礎・応用セミナーを開催し、19 名が参加した。</li> <li>・日本工業標準調査会への消費者代表者の参加状況は、合計 14 名の消費者代表者が総会を含む合計 56 件の専門委員会に参加した。</li> <li>・平成 22 年度に確立した標準化に関する消費者ニーズを把握・抽出・分析するための手法を活用し、平成 22 年度までに実施した消費者ニーズ調査で把握したニーズ約 600 件について検討し、優先的に標準化を検討するテーマとして 13 品目を抽出した。</li> </ul> <p>2．評価</p> <p>（1）平成 23 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者に対し規格策定への参加促進のための標準化セミナーを開催し、また、平成 22 年度に検討した消費者ニーズを把握・抽出・分析するための手法を活用し、優先的に標準化を検討するテーマを抽出するなど、工程表を踏まえた対応を着実に実施した。</li> </ul> <p>（2）過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者向け標準化セミナーについては、前年度の 12 回と同程度開催しており、セミナーを通じて消費者代表の育成につなげることができた。</li> <li>・消費生活関連規格等の消費者代表者が参加する規格の審議においては、利害関係を有するグループに属する委員の構成が適正な比率（例：生産者 3、消費者 3、販売者 1、中立者 3）で実施しており、また、技術専門委員会等での消費者代表の参加者数は、前年度の 16 名と同程度であり、これまでと同様、JIS 規格原案に消費者の視点を適切に反映させることができた。</li> <li>・優先的に標準化すべき課題を新たに 13 件特定し検討に着手することができた。</li> </ul>

	(3) 上記以外の評価
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・標準化に関する消費者ニーズの把握・抽出・分析の手法を活用し、国内・国際標準化活動に消費者の視点を適切に反映するための取組を継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 85 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
経済産業省	社会環境整備型規格開発事業	187 百万円の内数	187 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 86 番	
具体的施策	消費者の生活における正確な計量について、地方公共団体などと協力し、制度の実効性を向上させるための取組を行うとともに、計量器の実態等を踏まえることにより、計量の適正化を推進します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット計量行政室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・平成 22 年度と同様に、工程表に沿った取組を進めていくこととする。  〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・(平成 22 年度に検討された)特定商品の計量に係る不正事業者名の公表について、計量法関係ガイドライン集に反映するとともに、関係地方自治体への説明及び周知を行った(平成 23 年 4 月) ・計量法関係省令(特定計量器検定検査規則等)への反映を念頭に、ガスメーターや燃料油メーター、量器用尺付タンクといった特定計量器や容量表示付きガラス製びん(特殊容器)に係る JIS の策定を行った(平成 23 年 5 月～11 月)。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今年度と同様に、工程表に沿った取組を進めていくこととする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 86 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
経済産業省	法定計量関連調査事業	27	24
	法定計量関係経費	11 百万円の内数	11 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 87 番	
具体的施策	<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>
担当省庁等	消費者庁、文部科学省、関係省庁等
実施時期	一部実施済み。 継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費生活情報課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立する。</li> </ul> <p>平成 23 年度は、昨年度より開催した会議及びテーマ別会合における課題等の整理を 8 月目途に行う。整理した各課題を分科会にて集中的に議論し、具体的対応策等の取りまとめを行う。</p> <p>〔参考指標〕 会議の開催時期・内容・回数</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者教育推進会議 2 回、テーマ別会合 1 回、3 つの分科会各 2 ～ 3 回を開催</li> <li>平成 23 年 6 月 6 日『消費者教育推進会議テーマ別会合 ターゲット教育の推進、震災時等における消費行動について』 当初は 3 月 14 日に開催予定であったが、東日本大震災が起こり、この時期の開催とした。 消費者庁及び文部科学省からの説明に基づき、主として高齢者や子どもなどのターゲット教育の推進、また、震災時等の消費行動について意見交換が行われた。</li> <li>平成 23 年 7 月 25 日『第 2 回消費者教育推進会議』 現状認識と今後の課題について、「中間整理」(案)を示した。</li> <li>平成 23 年 8 月 30 日「中間整理」の公表</li> <li>平成 23 年 10 月～12 月 『分科会 「体系化」』を 3 回開催 『分科会 「学校での教育」』を 2 回開催 『分科会 「社会での教育」』を 2 回開催</li> <li>平成 24 年 3 月 16 日『第 3 回消費者教育推進会議』 課題と方向について、「取りまとめ」(案)を示した。</li> <li>平成 24 年 4 月 6 日「消費者教育推進のための課題と方向」の公表 「中間整理」において示された課題等を 3 つの分科会で検討し、消費者教育推進会議の報告「消費者教育推進のための課題と方向」を取りまとめた。</li> </ul>

今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・当該会議の報告「消費者教育推進のための課題と方向」にある施策を平成 24 年度以降に実施していく。</p> <p>例えば、平成 24 年度の施策として、          消費者の自主的な活動・「消費者学習」運動への支援の検討、          消費者教育の体系的プログラムの作成、          消費者教育ポータルサイトの充実等、          消費者教育における教員研修等プログラムの検討          等を実施する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 87 番	
具体的施策	<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>一部実施済み<sup>(注 87)</sup></p> <p>消費者教育推進会議の取りまとめ結果(平成 24 年 4 月 6 日)を踏まえ、継続的に実施します。</p>

(注 87) 平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催し、平成 24 年 4 月 6 日に報告書取りまとめ。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育推進会議	2	2
文部科学省	消費者教育推進事業	25	25

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 88 番	
具体的施策	関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費生活情報課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・引き続き、消費者教育に関する情報と知見の共有化を目指して、消費者教育ポータルサイトの適切な運用を行っていき、教材や取組等の提供情報の拡充を行う。  〔参考指標〕 ポータルサイト上の提供情報数
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・年間を通して、消費者教育に係る新しい教材や取組等の情報がある際には随時登録を行った。(約 100 件) ・関係省庁や地方自治体に対して、消費者教育に係る教材や取組などの情報の提供を依頼し登録を行うなど、消費者教育ポータルサイトの充実を図った。(新規分：約 640 件、更新分：約 330 件) ・消費者教育ポータルサイト上に外部から消費者教育に係る情報提供が登録できるフォームを設定した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も引き続き、消費者教育に関する情報と知見の共有化を目指して、消費者教育ポータルサイトの適切な運用を行うとともに、教材や取組等の情報提供の拡充及び充実を図る。 ・消費者教育推進会議の報告「消費者教育推進のための課題と方向」により、消費者教育ポータルサイトの双方向化についての検討を行うとともに、学校での消費者教育のためのポータルサイトについても、独立させて新設するか等の検討を行うこととする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 88 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育ポータルサイトの活用	6	6

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 89 番	
具体的施策	消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み。 継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費生活情報課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・昨年度作成した中学生向け消費者教育副教材「消費者センスを身につけよう」の中学校の授業における具体的な活用状況等を調査する。それにより、副教材を用いた先進的教育手法や効果測定について、効率的・効果的な消費者教育を実施するという観点から検討を行う。  〔参考指標〕 先進的教育手法・効果測定等に関する調査学校数
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成 22 年度に作成した中学生向け消費者教育副教材「消費者センスを身につけよう」の活用状況等を調査し、その際、活用状況が良いと思われる学校をいくつか選定し、指導方法等についてのヒアリングの実施や作成した指導案等を入手することとした。しかし、ヒアリングを実施したところ、副教材と同時に作成した「教師用解説書」の授業の展開例(指導方法)による授業を実施した学校が多く、学校独自の指導案等の入手ができず検討することはできなかった。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 89 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育の教育手法と効果測定の検討	14	14

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 90 番	
具体的施策	消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費生活情報課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・文部科学省が開催する消費者教育に関する研究協議会において連携の推進を促す。  〔参考指標〕 研究協議会参加者数
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成 24 年 1 月 18 日に文部科学省で開催した「消費者教育フェスタ(199 名参加)」において、先進事例の紹介や連携・協働をテーマにしたシンポジウムを行い、連携の推進を促した。 ・平成 24 年 2 月 22 日～23 日に岐阜県で開催した「消費者教育フェスタ in ぎふ」(2 日間延べ 1,027 名参加)において、文部科学省、岐阜県、岐阜県教育委員会、岐阜市、岐阜市教育委員会の共催により、岐阜市内の小中学校を会場に企業・団体等による出前授業の実施や連携事例を紹介した。 ・これらの取組により、地方公共団体において教育委員会と消費者行政部局との連携のモデルを示すことにより、連携の推進を促した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進することとする。 ・特に、消費者教育推進会議の報告「消費者教育推進のための課題と方向」により、消費者行政部局等に例えば「学校支援担当者」を置くなどを提案する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 90 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
文部科学省	消費者教育推進事業	25	25

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 91 番	
具体的施策	学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方策について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	一部実施済み。 指針の普及・啓発を継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費生活情報課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・平成22年度に作成した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の普及・啓発を継続的に実施する。  〔参考指標〕 「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の配布状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成23年3月に策定した「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を、都道府県及び市町村教育委員会、全国の大学、短期大学、高等専門学校に配付した。 ・平成24年1月に開催した「消費者教育フェスタ」等において、指針を周知した。 ・指針のポイントをまとめた大学向け啓発パンフレットを作成し、全国の大学、短期大学、高等専門学校に配付した。 ・これらの取組により、指針の普及・啓発を実施することができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・指針の普及・啓発を継続的に実施する。(施策番号95,98に記載)
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 91 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (平成23年3月に「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を策定し、全国の都道府県及び市町村教育委員会並びに大学、短期大学、高等専門学校に配付。)

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
文部科学省	消費者教育推進事業	25	25

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 92 番	
具体的施策	学校教育及び社会教育における取組状況調査、ヒアリング調査等を実施し、必要に応じて事例集の更新を行います。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・取組状況調査、ヒアリング調査等を実施し、必要に応じて事例集の更新を行う。  〔参考指標〕 調査実施団体数、事例集の配布状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・大学等及び社会教育における取組事例集を、文部科学省ホームページに掲載するとともに、都道府県・市町村教育委員会並びに全国の大学・短期大学・高等専門学校に配布した。 ・消費者教育を実施する行政、大学、NPO法人等を対象に取組の現地調査(調査実施箇所数：6箇所)を行い、事例の収集及び事業の参考にした。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も、取組状況調査、ヒアリング調査等を実施し、必要に応じて事例集の更新を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 92 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
文部科学省	消費者教育推進事業	25	25

「消費者基本計画」における

具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)

施策番号 93 番	
具体的施策	<p>新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。</p> <p>また、新学習指導要領の実施に向けて、消費者教育に関する講座の充実など、教員の消費者教育に関する指導力の向上を図ります。</p>
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省初等中等教育局教育課程課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成23年度の実施予定]</p> <p>・引き続き消費者教育に関する内容を充実した新学習指導要領の周知徹底や教員の消費者教育に関する指導力の向上に努める。</p> <p>[参考指標]</p> <p>新学習指導要領の周知徹底を図るための周知方法や周知回数、関係省庁の副教材の作成・配付への協力、教員等に対する消費者教育に関する講座・説明会などの開催回数、受講人数</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領の周知徹底等のため、平成23年7月に「小学校、中学校の新学習指導要領の円滑な実施に向けた説明会」、「高等学校の新学習指導要領(数学、理科、理数)の先行実施に向けた説明会」、11月に「小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」、「高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会」等を実施した。</li> <li>・平成23年度においては、新しい学習指導要領に基づき、消費者教育に関する記述が充実した小学校教科書が発行された。</li> <li>・消費者庁が実施する高等学校用の消費者教育副教材作成のための委員会が平成23年8月から12月まで6回開催され、文部科学省担当官がオブザーバーとして出席し、助言等を行った。(平成22年度の中学校用副教材に引き続き作成)</li> <li>・教員等に対する消費者教育に関する講座が12道府県において実施され、1,358人が受講した。(平成22年度は14道府県において実施し、1,530人が受講)</li> <li>・「消費者教育フェスタ」を東京(平成24年1月18日)及び岐阜(平成24年2月22~23日)にて開催し、特に学校教育における消費者教育の動向の説明や先進的な取組の周知、公開授業等を実施した。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度も引き続き新学習指導要領の周知徹底を行うとともに、教員研修や教材開発に関する調査研究などを通じて学校における消費者教育の充実を図る。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 93 番	
具体的施策	<p>新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。</p> <p>また、学校における消費者教育推進のための調査研究の実施や学校における消費者教育に関する協議会の開催、指導事例集の作成などを通じて新学習指導要領を踏まえた消費者教育の充実を図ります。</p>
担当省庁等	変更なし

実施時期	変更なし
------	------

-----

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
文部科学省	学校教育における消費者教育の推進	19	19

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 94 番	
具体的施策	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。
担当省庁等	消費者庁、金融庁、総務省、法務省、関係省庁等
実施時期	一部実施済み。 継続的に実施します。
担当部局・課・室名	別紙のとおり
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も引き続き、文部科学省と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などを作成し、学校における消費者教育に対する支援を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 94 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注94)</sup> 。 継続的に実施します。

(注94)平成23年度に担当省庁等において教材等を作成。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	消費者教育用教材の作成	26	26
	研修事業	1,858百万円の内数	1,858百万円の内数
金融庁	学校における金融知識等普及施策推進実施経費	3	3
	金融知識等普及施策経費	19	19

担当部局・課・室名	消費者庁消費生活情報課	金融庁総務企画局政策課	総務省情報流通行政局情報通信利用促進課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)			
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領の内容を反映した高校生向け副教材を、文部科学省と連携し、外部専門家の協力により作成し、学校における消費者教育に対する支援を行う。</li> </ul> <p>〔参考指標〕 副教材の作成数、副教材作成委員会の開催数</p>	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在活用している副教材(中学向け、高校向け)について、新学習指導要領の内容を反映した副教材(中学向け、高校向け)へと改訂するため、関係省庁等と連携を図るとともに、検討会を開催する予定。</li> <li>・学校における金融経済教育に対する支援を適切に行う。</li> </ul> <p>〔参考指標〕 副教材の作成状況、パンフレットの配布状況・活用状況</p>	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、子どもによる ICT メディアの健全な利用を促進するため、「ICT メディアリテラシー育成プログラム」の普及を図る。</li> </ul> <p>〔参考指標〕 教材の公開状況、活用状況</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領の内容を反映した高校生向け副教材を作成するに当たって、外部専門家(家庭科教育、消費者問題) 教員(社会科、家庭科)を委員とする「教材作成委員会」を立ち上げて、平成 23 年 8 月 30 日から平成 23 年 12 月 6 日まで全 6 回開催した。本委員会には、オブザーバーとして、文部科学省と独立行政法人国民生活センターから職員が参画し、密接に連携をとった。</li> <li>・平成 24 年 2 月、「もしあなたが消費者トラブルにあったら」(生徒用冊子教材)、「ネットショッピングの落とし穴(インターネットによるトラブル)」、「おしゃれのリスク(製品事故によるトラブル)」、「もうけ話にご用心(連鎖販売取引によるトラブル)」(以上 3 点は映像教材)、「教師用解説書」を作成し、公表した。</li> <li>・当該副教材は上述のように新学習指導要領の内容を反映するとともに、「教師用解説書」には、新学習指導要領に沿った授業の展開例を掲載した。</li> <li>・冊子教材や映像教材は高校生だけでなく、若者向けにも活用できることから、「若者・高校生向け」としている。</li> <li>・外部専門家の活用、文部科学省等との連携により、より効果的かつ効率的に作成することができた。</li> <li>また、平成 25 年度に当該副教材の活用状況等に関する調査等を行うこととしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副教材(中学向け、高校向け)の活用の在り方について検討するため、関係機関等の検討会に参画し、副教材等の活用状況に係る教育現場・教師の現状と課題を把握した。</li> <li>・平成 23 年 10 月、金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂を行い、全国の高等学校等に配布した。配布に併せて、ガイドブックの活用状況の現状把握とさらなる有効活用のため、活用状況アンケートを実施した。アンケート結果によると、卒業生への配布や家庭科、公民科、現代社会等の学校授業などで有効に活用されている。</li> <li>・上記のように関係機関等と連携し、学校における金融経済教育に対する支援を効果的に実施している。</li> </ul>	<p>子ども達の ICT メディアをより主体的・能動的に扱う能力( ICT メディアリテラシー)を育成するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度から引き続き、小学校高学年を対象とした教材「伸ばそう ICT メディアリテラシーつながる！わかる！これがネットだ」を web 上に公開した。</li> <li>・平成 21 年度に開発した中・高校生を対象とした教材を引き続き web 上に公開するとともに、平成 22 年度に開発した新たな教材を平成 23 年 4 月から公開した。</li> </ul> <p>( <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html</a> )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度から公開した新たな教材については、指導資料中にネットショッピングやオークションなどを利用する際の留意点等を記載し、学校、家庭等における話合いや消費者教育のきっかけ作りに資するようにした。</li> </ul>

担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 23 年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法教育用教材の配布</li> <li>・出前授業の実施</li> </ul> <p>[参考指標]</p> <p>出前事業の実施状況</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省ホームページ上に法教育に関する教材を公開した。</li> <li>・消費者の権利を含め、契約や司法の役割等について、64 回、4,130 名に対して法教育の出前授業を実施した。</li> <li>・工程表どおり施策を実施した。</li> </ul>

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 95 番	
具体的施策	大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施します。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課、高等教育局学生・留学生課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・消費者教育に関する説明会の開催などを通じて、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施し、研究成果の還元を図る。 ・関係会議の場における周知を継続して行うなど、各大学等へ消費者問題に関する注意喚起を行う。  〔参考指標〕 (前掲：施策番号91) 情報提供及び啓発の実施時期・内容・回数、大学等の学生支援担当者に向けた研修回数、受講人数、受講後の満足度(アンケート)
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を全国の大学・短期大学・高等専門学校に配布した。 ・指針の内容を踏まえた大学等向け啓発パンフレットを作成し、全国の大学・短期大学・高等専門学校に配布した。 ・消費者教育フェスタ(平成24年1月18日)において、社会教育・大学分科会を設け、指針の解説を行うとともに、大学等の取組事例の発表と意見交換を行った。(分科会参加者：71名、分科会満足度：87.8%) ・平成23年8月24日から地区別に開催された「学生指導研修会」(全3地区で開催)等において、大学等の学生支援担当者に対し消費者トラブルについて注意喚起を行った。 ・昨年度に引き続き、大学等の学生支援担当者への注意喚起及び指針の普及・啓発を行うことができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・関係会議の場における周知を継続して行うなど、今後も引き続き各大学等への注意喚起を行う。 ・平成24年度以降、消費者教育フェスタの開催などを通じて、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施し、成果の還元を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 95 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
文部科学省	消費者教育推進事業	25	25

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 96 番	
具体的施策	担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。
担当省庁等	消費者庁、公正取引委員会、金融庁、法務省、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	別紙のとおり
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も継続して、地域における消費者教育の推進を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 96 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
公正取引委員会	独占禁止法教室	2	2
	一日出張事務所	4	4
	消費者との対話	1	1
金融庁	一般社会人向けパンフレット等作成経費	10	10
	金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	3	3
	金融知識等普及施策経費	19	19
文部科学省	消費者教育推進事業	25	25

担当部局・課・室名	消費者庁消費生活情報課	公正取引委員会官房総務課	金融庁総務企画局政策課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）			
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育ポータルサイト（前掲：施策番号 88）にて、関係省庁、地方公共団体等が作成した消費者教育教材や出前講座の紹介等、消費者教育に関する様々な情報の提供を行い、地域における消費者教育の推進を行う。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>（前掲：施策番号 88）</p>	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一日公正取引委員会、消費者セミナー、中学生・高校生・大学生向け独占禁止法教室等を開催するなど、地域における消費者教育を推進し、消費者教育用教材の作成・配布を行う。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>教材の作成・配布状況、出前講座の実施状況・受講後の満足度（アンケート）、講師派遣実績</p>	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融経済教育の観点から、パンフレット（はじめての金融ガイド等）を作成・配布し、活用状況等のアンケートを実施するなど、地域における金融経済教育の推進を行う。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>関係省庁等における取組状況（教材の作成・配布状況、出前講座の実施状況、講師派遣実績）</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁や地方公共団体に対して、消費者教育に係る教材や取組等の情報収集を行い、消費者教育ポータルサイトの充実を図った。また、年間を通じて、新しい教材や取組等の情報がある際には随時登録を行った。</li> <li>・平成 22 年 5 月に印刷し配布した「高齢者の消費者トラブル 見守りガイドブック」については、継続して地方の実情に応じた活用が行われている。</li> <li>・上記のように地域における消費者教育の推進に寄与している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度においては、一日公正取引委員会を 8 回、消費者セミナーを 39 回、独占禁止法教室を 96 回（中学 32 回、高校 9 回、大学 55 回）開催した。</li> <li>また、消費者教育用教材「私たちの暮らしと独占禁止法の関わり」等を消費者セミナー及び独占禁止法教室の出席者に配布した。</li> <li>・消費者セミナーや独占禁止法教室の参加者からのアンケート結果では、「満足」、「おおむね満足」との回答が消費者セミナーについては 73%、独占禁止法教室については 89%と良好な結果が得られており、地域における消費者教育の推進に寄与している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未公開株取引問題等に関するガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を全国の地方公共団体等へ配布した。配布に併せて、ガイドブックの活用状況の現状把握とさらなる有効活用のため、活用状況アンケートを実施した。アンケート結果によると、本ガイドブックは、出前講座や相談受付時における使用など有効に活用されている。</li> <li>・平成 23 年 10 月、金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂を行い、全国の地方公共団体等に配布した。配布に併せて、ガイドブックの活用状況の現状把握とさらなる有効活用のため、活用状況アンケートを実施した。アンケート結果によると、本ガイドブックは、出前講座や成人式における配布などで有効に活用されている。</li> <li>・関係機関等と連携して、金融経済教育に係るシンポジウムや出前講座を実施するほか、地域で開催される講座等へ講師等を派遣した。</li> <li>・上記のように地域における金融経済教育の普及を推進している。</li> </ul>

担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）		
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法教育用教材の配布</li> <li>・出前授業の実施</li> </ul> <p>〔参考指標〕 出前事業の実施状況</p>	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育用教材の作成・配布等、地域における消費者教育の推進を行う。</li> </ul> <p>〔参考指標〕 教材の作成・配布状況</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務省ホームページ上に法教育に関する教材を公開した。</li> <li>・消費者の権利を含め、契約や司法の役割等について、64 回、4,130 名に対して法教育の出前授業を実施した。</li> <li>・工程表どおり施策を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域において消費者教育を推進する際の参考となる「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を全国の都道府県・市町村教育委員会に配布した。</li> <li>・教育委員会、消費者行政部局、消費者教育に関わる関係者が参加し、消費者教育フェスタを平成 24 年 1 月に東京、2 月に岐阜で開催した。東京会場では、パネルディスカッションや先進事例の発表、民間団体や企業等が作成した学習教材の展示を行い、岐阜会場では、学校を会場に消費者教育の授業公開や民間団体や企業等によるデモンストレーション授業を行った。</li> <li>・地域の家庭における消費者教育の推進のため、親子向けの消費者教育の教材を作成し、商業施設や学校を会場にワークショップを行った。その成果を踏まえ、消費者教育の企画者向けの実践の手引きを作成した。</li> <li>・これらの取組により、地域における消費者教育の推進を行った。</li> </ul>

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 97 番	
具体的施策	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	一部実施済み。 継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費生活情報課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議(前掲：施策番号87)」において、多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。  〔参考指標〕 (前掲：施策番号87)
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等の多様な主体をメンバーとする「消費者教育推進会議」(前掲：施策番号87)において、消費者教育を推進するための連携の方法について協議した。 【消費者教育推進会議メンバー】 会長：内閣府副大臣 副会長：文部科学大臣政務官 委員：消費者団体・NPO、学識経験者、事業者団体、教育関係者、労働関係等(17名) 行政委員：消費者庁、文部科学省 幹事：16府省庁等 ・文部科学省において、「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、消費者教育フェスタを1月に東京で、2月に岐阜で実施した。東京会場では、連携・協働をテーマにしたパネルディスカッションや先進事例の発表、民間団体、企業等が作成した学習教材の展示を行い(36団体が展示を実施。参加者は199名。)岐阜会場では、学校を会場に消費者教育の授業公開や民間団体、企業等によるデモンストレーション授業を行った(32団体がデモンストレーションを実施。参加者は2日間で延べ1,027名。)これらのことにより、多様な主体の連携による実施がなされた。 以上のように、昨年度に引き続き、多様な主体の連携による取組を行うことができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 97 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注97)</sup> 。 継続的に実施します。

(注97)平成22年11月より開催している消費者教育推進会議を継続して開催。関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育推進のためのイベントを開催(東京、岐阜)。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
文部科学省	消費者教育推進事業	25	25

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 98 番	
具体的施策	社会教育主事に対する研修の実施や大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 23 年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育主事への研修や、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施し、社会教育施設における消費者教育の推進を図る。</li> <li>・親子を対象とした消費者教育の内容及び方法について、試行的実施による効果検証を含む研究を行うとともに、研究協議会の開催等により、成果の還元を図る。</li> </ul> <p>[参考指標] 講習や研修・講座等の開催回数、受講人数、受講後の満足度(アンケート)</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国 14 会場で社会教育主事講習を実施し、消費者教育の講義を実施した(1,005 名参加)。</li> <li>・「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を全国の都道府県・市町村教育委員会に配布した。</li> <li>・平成 24 年 1 月に開催した消費者教育フェスタにおいて、社会教育・大学分科会を設け、指針を周知するとともに、社会教育における先進的な取組事例の発表と意見交換を行った。(分科会参加者:71 名、分科会満足度:87.8%)</li> <li>・地域の家庭における消費者教育の推進のため、親子向けの消費者教育の教材を作成し、商業施設や学校を会場にワークショップを行った。その成果を踏まえ、消費者教育の企画者向けの実践の手引きを作成した。</li> <li>・昨年度に引き続き、研修の実施や指針の普及・啓発等を行うことができた。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、社会教育主事への研修や、大学等及び社会教育における消費者教育の指針等の普及・啓発を継続するとともに、公民館等での消費者教育を促進する取組を実施し、社会教育施設における消費者教育の推進を図る。
備考	

**「消費者基本計画」の見直し**

施策番号 98 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
文部科学省	消費者教育推進事業	25	25

「消費者基本計画」における  
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成23年度）

施策番号 99 番	
具体的施策	日本司法支援センターにおける協議会の開催等を通じ、消費生活センターをはじめ、消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するなどして、より緊密な連携・協力関係の構築に努め、速やかに法的トラブルの解決を図ります。
担当省庁等	法務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	総合法律支援法第7条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の各地方事務所等における消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するほか、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた事故情報の「事故情報データベースシステム」への登録を行うなどして、関係機関・団体との緊密な連携・協力関係の構築に努め、速やかに法的トラブルの解決を図る。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体が参加した地方協議会等の開催数、事故情報データベースシステムへの登録件数</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>1 平成23年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の各地方事務所において、年1回以上の地方協議会を開催し、関係機関に対して日本司法支援センターの事業概要について周知するとともに、関係機関との意見交換を実施するなど、より緊密な連携・協力関係の構築に努めた（平成23年度は92回の地方協議会を開催）。</li> </ul> <p>2 上記1以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法テラス・サポートダイヤルに寄せられた事故情報の「事故情報データベースシステム」への登録を行った（平成23年度の登録件数5件）。</li> <li>・平成23年3月の東日本大震災への対応として、消費者庁及び国民生活センターと協力して宮城県本吉郡南三陸町、同県亶理郡山元町、同県東松島市、岩手県上閉伊郡大槌町において、複数専門家によるワンストップのよろず相談会を実施している。</li> </ul> <p>3 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度、法テラスコールセンターにおいては国民生活センターから、地方事務所においては県消費生活センターや警察からそれぞれ担当者を招いて研修会等を実施するなどして、より緊密な連携・協力体制の強化を図ることができた。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度以降も引き続き、全国の日本司法支援センター各地方事務所等において消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催して関係機関・団体との緊密な連携・協力関係の構築に努めるほか、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた事故情報の「事故情報データベースシステム」への登録を行うなどして、速やかに法的トラブルの解決を図る。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 99 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
法務省	セーフティネットとしての日本司法支援センターの事業の維持・強化	16,554 百万円の内数	16,554 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 100 番	
具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手口や発生状況について、ウェブサイト、防犯講話等により若年者、自営業者等の被害者層への情報提供・注意喚起を的確に行います。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等の被害を更に減少させるため、引き続き、ウェブサイトや防犯講話等による被害者層への情報提供・注意喚起を実施する。  〔参考指標〕 ウェブサイト、防犯講話等による情報提供・注意喚起の実施状況、関係機関・団体との意見交換会等の開催状況
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・警察庁や都道府県警察のウェブサイトや防犯講話を通じて、融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手口や発生状況について注意すべきポイントを示すなどして、情報提供・注意喚起を行った。 ・東日本大震災に便乗した融資保証金詐欺の発生を踏まえ、平成 23 年 5 月、中小企業庁と連携して、自営業者が多く加盟する中小企業団体に向けたメールによる注意喚起を実施した。 ・上記施策の結果、平成 23 年における架空請求詐欺の認知件数は 756 件であり、平成 22 年と比較して 57.4%減少した。融資保証金詐欺の認知件数は 525 件であり、平成 22 年と比較して 45.0%増加となったが、平成 21 年(1,491 件)からは大きく減少しており、上記施策には一定の効果があったと評価できる。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・融資保証金詐欺の発生の増加を抑えるとともに、架空請求詐欺等の被害を更に減少させるため、引き続き、ウェブサイトや防犯講話等による被害者層に対する情報提供・注意喚起を的確に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 100 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 101 番	
具体的施策	生活経済事犯について、国民が自主的に被害を回避できるよう、被害の発生状況に応じてウェブサイト、リーフレット等の各種媒体により生活経済事犯の発生・再発防止に向けた広報啓発活動を推進します。
担当省庁等	警察庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活経済対策管理官
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・生活経済事犯の情勢を踏まえた広報啓発活動を実施する。  〔参考指標〕 広報啓発活動の実施状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災や原子力発電所事故に便乗した生活経済事犯被害の未然・拡大防止を図るため、関連情報の収集や関係機関・団体との情報共有を行った上で、政府広報等を利用した広報啓発活動を実施した。</li> <li>・利殖勧誘事犯被害の防止及び被害回復を図るため、ポスター及びリーフレットを作成した上、都道府県警察に配布し相談者への対応に活用するよう指示するとともに、これらを警察庁ウェブサイトに掲示した。</li> <li>・政府広報(ラジオ)を通じて、最近の利殖勧誘事犯の現状を国民に伝え、被害の未然防止のための広報啓発活動を実施した。</li> <li>・利殖勧誘事犯の被害防止を呼び掛ける社団法人全国消費生活相談員協会のリーフレット作成に協力した。</li> <li>・警察庁ウェブサイトにおいてインターネット上での無承認医薬品の購入に対する注意喚起を行った。</li> <li>・不正商品対策協議会が作成した模倣品・海賊版撲滅に向けた広報啓発用ポスターを都道府県警察に配布し活用するよう指示した。</li> <li>・不正商品対策協議会が主催した不正商品撲滅キャンペーンを後援し、当該キャンペーンに警察庁担当者を派遣して知的財産権の保護や不正商品の排除を訴えた。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、生活経済事犯の情勢を踏まえた広報啓発活動を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 101 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 102 番	
具体的施策	総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒等を対象とした啓発講座を実施します。
担当省庁等	総務省、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局データ通信課、文部科学省生涯学習政策局参事官付
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年六月十八日法律第七十九号)第四条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒等を対象とした啓発講座を実施する。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	〔平成23年度の実施状況〕 ・平成23年度から保護者、教職員向けの講座に加え、児童生徒向けの講座を開始したこと等により、講座の開催件数は全国で900回を達成した(前年度:557回)。 ・携帯電話・インターネット等の最近の利用動向に基づいた様々なトラブル事例に対応するための教材(動画コンテンツ)を作成した。平成24年度以降、啓発講座で活用予定。  〔平成23年度の実施状況の評価〕 ・平成23年4月～平成24年3月までに開催した講座の受講者を対象に行ったアンケート結果によると、受講者の9割以上が役立つ内容であると回答。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も継続して、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒向けの講座を実施する。 ・e-ネットキャラバン推進について、引き続き総務省及び文部科学省連名の通知を都道府県・指定都市に送り、小・中・高等学校をはじめ関係団体等への周知を依頼する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 102 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
総務省	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)	6百万円の内数	6百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 103 番	
具体的施策	景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	不当景品類及び不当表示防止法 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14号
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。  〔参考指標〕 消費者団体等主催の説明会等への講師派遣回数・パンフレットの配布数
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・景品表示法の普及・啓発を図り、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援することは、消費者による適切な商品・サービスの選択を確保し、また、同法違反行為の未然防止を図る観点からも必要不可欠である。 ・平成23年度は、前年度に引き続き、消費者団体、地方自治体等が主催する景品表示法の説明会等に講師を派遣したり(99回)、景品表示法のガイドブックとして、新たに「事例でわかる!景品表示法」を作成・配布したりした(37,022部)。同ガイドブックは、消費者庁ホームページに掲載して閲覧に供した。これらによって、消費者や事業者等が景品表示法の理解を深めるのに資する有効な普及・啓発が図られた。 ・また、景品表示法に係る事業者等からの相談に対応することで、事業者等における景品表示法の遵守に有効な支援を行った。平成23年度においては、17,205件の相談に対応した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 103 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	協定又は規約の設定、普及・啓発、遵守状況調査関係	13	13
	景品表示法等に関する相談・普及関係	4	4

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 104 番	
具体的施策	消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム瑕疵保険に加入する事業者の検索サイト等の情報提供を通じて消費者の適正な選択を支援</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>ウェブサイトへの掲載状況、消費者向け講習会での情報提供件数</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>〔実施状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム瑕疵保険、既存住宅売買瑕疵保険を利用する事業者に保険法人への登録を求める制度を実施するとともに、引渡後リフォーム保険など新たに創設した保険においても事業者に保険法人への登録を求める制度を導入。各保険法人のホームページに各登録事業者を掲載。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム瑕疵保険 登録事業者数：10,745 事業者 (平成23年度)</li> <li>・既存住宅売買瑕疵保険 <ul style="list-style-type: none"> <li>売主が宅建業者の場合 登録事業者数：1,471 事業者</li> <li>売主が宅建業者以外の場合 登録事業者数：357 事業者 (平成23年度)</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・消費者の事業者選びの参考とするため、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて、全保険法人に登録されたリフォーム事業者等を検索できるサイトを公開している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス数：451,473 件(平成23年度)</li> </ul> </li> <li>・消費者の事業者選びの参考とするため、原則としてリフォーム工事についてリフォーム瑕疵保険への加入を要件とするなど消費者保護に十分に配慮されたリフォーム事業者選択支援サイトを公開している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム事業者選択支援サイトの採択実績：4 事業者</li> </ul> </li> <li>・全国各地のホームセンター、家電量販店、住宅展示場等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントにおいて、検索サイトの紹介を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント開催回数：53 回(平成23年度)</li> <li>・参加人数：3,600 人(平成23年度)</li> </ul> </li> <li>・リフォーム支援制度を紹介したガイドブックで検索サイト及びリフォーム事業者選択支援サイトについて消費者に周知した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布部数：189,469 部(平成23年度)</li> </ul> </li> <li>・都道府県及び政令指定都市のうち、16 道府県及び8 市においてリフォーム事業者登録・紹介制度等を実施している。</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度 of 具体的施策の実施予定はすべて実施。</li> <li>・リフォーム瑕疵保険、既存住宅売買瑕疵保険を利用する登録事業者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム瑕疵保険</li> </ul> </li> </ul>

	<p>登録事業者数：6,546 事業者（平成 22 年度） 10,745 事業者（平成 23 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅売買瑕疵保険 売主が宅建業者の場合 登録事業者数：1,232 事業者（平成 22 年度） 1,471 事業者（平成 23 年度）</li> <li>売主が宅建業者以外の場合 登録事業者数：226 事業者（平成 22 年度） 357 事業者（平成 23 年度）</li> <li>・リフォーム事業者等を検索できるサイトへのアクセス数 272,200 件（H22.7～H23.3） 451,473 件（平成 23 年度）</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度以降も引き続き、消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 104 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅消費者への相談体制の整備事業	300 百万円の内数	300 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 105 番	
具体的施策	国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。
担当省庁等	消費者庁、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費生活情報課、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(食育推進担当)、食品安全委員会事務局勧告広報課、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課、農林水産省消費・安全局消費者情報官
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	食育基本法(平成17年法律第63号)第25条第1項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・食品の安全性・栄養・食習慣などについての正確な情報の提供等の推進  〔参考指標〕 食育に関心を持っている国民の割合 <現状値>70.5% <目標値>90%以上
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>・「食育月間」(6月)に、関係府省庁が連携して以下の取組を実施するなど食品の安全性・栄養・食習慣などについての正確な情報提供等の取組を実施した。</p> <p><b>【消費者庁】</b> ・第6回食育推進全国大会における「食品と放射能Q&amp;A」(冊子)や食品表示に関するパンフレットの配布を通じた普及啓発</p> <p><b>【内閣府】</b> ・第6回食育推進全国大会の開催(静岡県:6月18日、19日) ・政府広報、ホームページによるPR等の広報媒体を通じた普及啓発</p> <p><b>【食品安全委員会】</b> ・ホームページ等による情報提供</p> <p><b>【文部科学省】</b> ・ホームページによるPR等の広報媒体を通じた普及啓発</p> <p><b>【厚生労働省】</b> ・関係団体等を通じた普及啓発 ・ホームページ等による情報提供</p> <p><b>【農林水産省】</b> ・本省及び地方農政局等の「消費者の部屋」特別展示の実施 ・ホームページやセミナーによる食品安全や健全な食生活を送るために必要な情報の提供 ・地域における食育活動への支援を通じた情報提供</p> <p>・上記のとおり、「食育月間」中に各種広報媒体や行事等を通じた広報啓</p>

	発活動を重点的に実施し、また、様々な主体相互が積極的な連携を図ることで、効率的な情報提供等の推進を行うことができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 105 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
内閣府	食育推進経費	45 百万円の内数	45 百万円の内数
食品安全委員会	リスクコミュニケーション実施経費	24	24
農林水産省	食育実践活動推進事業	195	195
農林水産省	消費・安全対策交付金	3,023 百万円の内数	3,023 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 106 番	
具体的施策	市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の養成等を行う市民後見推進事業、及び都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う高齢者権利擁護等推進事業の実施等により、高齢者の権利擁護の推進を図ります。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省老健局高齢者支援課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	老人福祉法第 32 条、第 32 条の 2
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・高齢者の権利擁護の推進を図るため、市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業、市民後見人の養成等を行う市民後見推進事業及び都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う高齢者権利擁護等推進事業が積極的に実施されるよう、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等において、都道府県等に事業の周知や取組事例の情報提供等を行う。  〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	1. 「平成 23 年度の具体的施策の実施予定等」に対する達成状況 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(平成 24 年 2 月 23 日開催)において成年後見制度利用支援事業、市民後見推進事業及び老人福祉法の改正等について周知を行った。 また、厚生労働省のホームページ内で市民後見関連情報として市民後見推進事業実施市町村の取組事例等を掲載し、情報提供を行っている。 2. 「過去の実績との比較を踏まえた評価
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度も引き続き全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等において、都道府県等に高齢者の権利擁護の推進を図るための各種事業について、事業の周知や取組事例の情報提供等を行っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 106 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
厚生労働省	成年後見制度利用支援事業	64,170 百万円の内数	64,170 百万円の内数
	市民後見推進事業	2,000 百万円の内数	2,000 百万円の内数
	高齢者権利擁護等推進事業	2,000 百万円の内数	2,000 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 107 番	
具体的施策	介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）に対する研修において、成年後見制度等の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図ります。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。（各自治体等が年に1回以上研修を開催しています。）
担当部局・課・室名	厚生労働省老健局振興課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成18年6月15日老発0615001号） 介護員養成研修の取扱細則について（平成18年6月20日老振発0620001号）
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・介護支援専門員及び訪問介護員の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識を向上させる。  〔参考指標〕 受講人数
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・各都道府県において、介護支援専門員及び訪問介護員の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の向上を含む研修を継続的に実施した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も引き続き、各都道府県において研修を実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 107 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
厚生労働省	介護支援専門員研修改善事業	9	9

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 108 番	
具体的施策	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、内閣府、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・関係府省庁において、審議会委員の選任に当たって、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努める。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・今後の関係省庁等における審議会委員の選任に資するため、全国の消費者団体数、会員数、団体の性格、設立年代、関心事項、活動状況等についての調査として消費者庁が実施した「消費者団体基本調査」の結果を、審議会を有する関係省庁等に配付することとした。 ・消費者庁は、今後、各省庁が消費者団体から委員等を募集する必要がある場合等に、消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システムを活用できるよう協力することとした。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・上記の「消費者団体基本調査」を平成24年5月中に関係省庁等に配付予定。 ・引き続き関係府省庁においては、審議会委員の選任に当たって、当該審議会の性格等に応じて、消費者庁の消費者団体との情報・意見交換システムを活用するなどにより、生活者・消費者を代表する委員の選任に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 108 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 109 番	
具体的施策	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	別紙のとおり。
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	
備考	・引き続き消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備し、関係省庁が行う施策に反映させていく。

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 109 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、消費者制度課、消費生活情報課、地方協力課	食品安全委員会事務局勧告広報課	公正取引委員会官房総務課、審査局管理企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）			私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（第45条）
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>実態を踏まえた体制整備の状況・消費者のアクセスのしやすさの状況（公益通報者保護制度相談ダイヤル及び個人情報保護法質問ダイヤルにおける情報・相談件数、消費者ホットラインの利用件数）</p>	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>食の安全ダイヤルの相談件数</p>	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>相談件数の推移，申告件数の推移</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁における消費者からの情報・相談受付体制における実績は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益通報者保護制度相談ダイヤル：約 83 件 / 月</li> <li>・個人情報保護法質問ダイヤル：約 253 件 / 月</li> <li>・消費者ホットラインの利用実績：19,674 件 / 月</li> </ul> </li> <li>・この他、消費者庁が所管する法令に関する法解釈・情報提供についても常時対応した。</li> <li>・東日本大震災のために消費生活センター等が相談を実施できなくなった地域をバックアップするため、平成 23 年 3 月 27 日から 7 月 29 日まで、独立行政法人国民生活センターに「震災に関連する悪質商法 110 番」を開設し、相談に対応した（実績：919 件）。</li> <li>・全国の消費生活センター等の相談窓口の相談員からの当庁所管法令に関する法令解釈照会や改善提案等を受け付ける専用窓口として、“相談員の窓”を平成 24 年 4 月 1 日に設置。</li> <li>・上記のとおり、各相談体制において適切に対応した他、ウェブサイト等において上記の体制を紹介して周知を図ることにより、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を進めることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食の安全ダイヤルにより消費者等からの情報・相談等に適切に対応した。</li> <li>月平均相談件数：約 167 件 / 月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者からの独占禁止法等に関する一般相談については、来訪や電話等による相談を受け付け、適切に対応した。</li> <li>・独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供については、電子申告の受付等消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備することで、情報提供等について適切に対応することができた。</li> <li>・平成 23 年度の申告件数は、8,759 件と高水準となっている。</li> </ul>

担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課	金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）			
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警視庁及び各道府県警察本部並びに警察署に設置された相談窓口や電話により、引き続き、国民からの相談を受け付ける。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>警察安全相談取扱件数</p>	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付けている金融サービス利用者相談室にて受け付けた相談等の件数等</p>	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>電気通信消費者相談センター及び総合通信局等への相談・問合せ件数</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民から寄せられた相談に円滑に対応することができるよう、警視庁及び各道府県警察本部に警察総合相談室を、警察署に警察安全相談窓口を、それぞれ設置し、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等を非常勤の警察安全相談員として配置するなど、相談受理体制を整備しており、国民からの相談に対して適切に対応した。</li> <li>・警視庁及び各道府県警察本部に警察相談専用電話を設置し、全国統一番号の「#9110」番に電話を掛ければ、自動的に警察相談専用電話に接続されるようにしているなど、相談について利便を図っている。</li> </ul>	<p>金融庁における利用者からの情報・相談受付体制における受理実績は以下のとおり（平成 23 年 4 月から平成 23 年 12 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融サービス利用者相談室（大臣目安箱、貸金相談デスクを含む）：30,876 件</li> <li>・金融円滑化ホットライン：21 件</li> <li>・ディスクロージャー・ホットライン：50 件</li> <li>・証券取引等監視委員会の情報受付窓口：4,571 件等</li> </ul> <p>平成 23 年度分の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のとおり、各情報・相談受付体制において適切に対応した。</li> <li>・金融サービス相談員を増員するとともに、平成 23 年 10 月より、相談受付終了時間を 16 時から 17 時に延長したほか、ウェブサイトやリーフレットにおいて上記の体制を紹介するなど、利用者の利便性の向上を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務省における消費者からの情報・相談受付体制における実績は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信消費者相談センター：4,858 件 / 年（暫定値）</li> <li>・総合通信局等：3,015 件 / 年（暫定値）</li> </ul> </li> <li>・電気通信サービスのトラブルに遭わないようにするため、事例集と対処法を公表。（平成 23 年 7 月 29 日）</li> <li>・この他、総務省が所管する法令に関する法解釈・情報提供についても常時対応した。</li> <li>・上記のとおり、各相談体制において適切に対応した他、ウェブサイト等において上記の体制を紹介して周知を図ることにより、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を進めることができた。</li> </ul>

担当部局・課・室名	文部科学省大臣官房総務課法令審議室	厚生労働省政策統括官社会保障担当参事官室	農林水産省消費・安全局消費者情報官
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	消費者安全法第12条等		
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <p>・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。</p> <p>〔参考指標〕</p> <p>実態を踏まえた体制整備の状況</p>	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <p>・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。</p> <p>〔参考指標〕</p> <p>PIO-NET情報の省内共有件数</p>	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <p>・本年度の組織再編を受け、地方組織における相談受付体制を再編。</p> <p>〔参考指標〕</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>・平成21年9月に都道府県教育委員会等に対して発出した事務連絡「消費者事故等の通知について」に基づき、消費者事故等に係る情報の迅速な伝達のための体制を継続的に整備している。</p>	<p>・地方自治体等の関係行政機関と連携して、消費者から寄せられた情報を共有し、適切に対応。</p> <p>・国民生活センターを通じて寄せられた消費者からの情報・相談について、PIO-NETを活用し、省内で共有。</p> <p>平成23年度の省内共有件数：54,603件</p>	<p>・農林水産行政等に関する消費者相談への対応と積極的な情報提供等を行うため、本省及び地方組織に「消費者の部屋」等を設置。平成23年9月の農林水産省の組織再編に伴い、地方組織における相談受付体制を再編整備。</p> <p>・東日本大震災発生時は、農林水産省の施策に関連した消費者からの相談等に適切に対応。</p> <p>・ウェブサイトや「消費者の部屋」における展示等を通じ消費者へ分かりやすい情報提供に努めた。</p>

担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ 商取引・消費経済政策課消費経済企画室	国土交通省大臣官房広報課、監察官、 総合政策局安心生活政策課	環境省
根拠法令（具体的な条文 （条 項など）も記載）			
平成 23 年度の具体的施 策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備 を継続的に実施。  〔参考指標〕	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・国民からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的 に実施。  〔参考指標〕	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制を 整備。  〔参考指標〕 実態を踏まえた体制整備の状況
平成 23 年度の具体的施 策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省本省、各経済産業局及び沖縄総合事務 局経済産業部の消費者相談室において、引き続き消 費者からの当省所管物資、役務に係る各種相談や要 望等を受け付けた。また、当省所管法律に係る解釈 照会への対応を通じ、個別トラブルに対する助言等 を行った。月平均約 900 件の相談等に対し、適切に 対応した。</li> <li>・消費者安全法に基づき、経済産業局も含めた省内 原課及び消費者相談室に届いた消費者事故情報を、 財産に関する消費者事故・生命身体に関する消費者 事故に分類して収集した上で消費者庁に通知し、当 該情報・意見が消費者政策に集約されるよう努めて いる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民からの情報・相談等に適切に対応した。</li> <li>・ホットラインステーションへの問合せ：約 1,000 件/月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者を含め、国民の皆様から広く相談・提 案を受け付けるため、ウェブサイト上で問合せ 窓口「MOE メール」を設け、内容に応じて担当課 室が対応する体制をとっている。</li> <li>・また、消費者と接点の深い住宅エコポイント 事業については昨年度に引き続き相談体制を整 えている。</li> <li>・上記のとおり、消費者から寄せられた情報を 的確に把握し、適切に対応することができた。</li> </ul>

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 110 番	
具体的施策	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、法務省
実施時期	平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成24年常会への法案提出を目指します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者制度課、法務省民事局参事官室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成23年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、平成23年夏に取りまとめられた「集团的消費者被害救済制度専門調査会」報告及び消費者委員会の意見を踏まえ、平成24年常会への法案提出を目指して検討を行う。</li> <li>・消費者の財産被害に係る行政手法について、庁内検討チームにおいて検討を行い、平成23年夏までに検討結果の取りまとめを行う。また、当該取りまとめを踏まえ、各論点に応じた専門性を有する有識者等からなる研究会を開催し、法制的な検討も含めた議論を行う。</li> </ul> <p>[参考指標]</p> <p>「集团的消費者被害救済制度専門調査会」への出席及び資料等の提供回数、「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」及び「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の開催回数</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>[実施状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年10月から「集团的消費者被害救済制度専門調査会」において、訴訟制度を中心とした被害救済制度の在り方についての調査・審議が行われ(平成23年度は6回開催)、消費者庁は全回出席し、制度設計上の論点についての考え方を整理した資料を作成し提供した。</li> <li>・平成23年8月に、同専門調査会報告書が取りまとめられ、同報告書を受けて消費者委員会から「幅広く関係者から意見を聴取した上で、速やかな立法化を目指して検討作業を進めること」等を内容とする意見が提出された(「集团的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見」(平成23年8月26日))。</li> <li>・消費者庁において、それらを踏まえて、制度の具体的な仕組みについて検討を進め、平成23年12月に「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」について意見募集(意見募集期間:平成23年12月9日~28日)を実施した(意見提出者数:214(団体・個人))。</li> <li>・平成23年12月13日に、「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」について消費者委員会に説明を行った。</li> <li>・上記意見募集の結果等を踏まえ、集团的消費者被害回復に係る訴訟制度について、平成24年常会への法案提出を目指して検討を行った。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年12月に「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」を発足し、以後9回会議を開催し(平成23年度中に4回開催)、平成23年8月に取りまとめを行った。</li> <li>・平成23年8月19日に、上記取りまとめについて、「集团的消費者被害救済制度専門調査会」に報告を行った。同専門調査会報告書を受けて消費者委員会から「集团的消費者被害の救済・抑止をより効果的に行うために</li> </ul>

	<p>は、行政的手法を活用することが不可欠であることから、引き続き、取り組むべき課題について検討を進めること」等を内容とする意見が提出された（「集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見」（平成 23 年 8 月 26 日））。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年 10 月に「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」を発足し、以後 5 回開催し（平成 24 年 3 月末現在）「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置」や「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」について議論を行った。</li> <li>・平成 23 年 12 月に「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置」について取りまとめを行い、当該取りまとめを踏まえ、平成 24 年 2 月 14 日に、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。</li> <li>・平成 23 年 12 月 21 日に、上記取りまとめについて消費者委員会に報告を行った。</li> </ul> <p>[ 評価 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、平成 23 年 8 月にまとめられた「集団的消費者被害救済制度専門調査会」報告及び消費者委員会意見や平成 23 年 12 月に実施した意見募集の結果を踏まえ、平成 24 年常会への法案提出に向けて、制度の具体的な仕組みについて検討を進めることができた。</li> <li>・「財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置」や「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」について、「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」及び「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の開催により、検討を進めることができた。</li> <li>・上記「消費者安全法の一部を改正する法律案」における重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置に関する規定は、消費者の財産被害の発生・拡大防止に資するものである。また、同法律案における関係行政機関等への情報提供に関する規定は、金融機関によるいわゆる振り込め詐欺救済法に基づく犯罪利用預金口座の凍結を通じて、「財産の隠匿・散逸防止」にも資するものである。</li> </ul>
<p>今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、できる限り早期に成案を得て、国会へ法案を提出することを目指し検討を行う。</li> <li>・また、「財産の隠匿・散逸防止策」及び「行政による経済的不利益賦課制度」のさらなる課題については、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において引き続き検討を行う。</li> </ul>
<p>備考</p>	

「消費者基本計画」の見直し

<p>施策番号 110 番</p>	
<p>具体的施策</p>	<p>変更なし</p>
<p>担当省庁等</p>	<p>変更なし</p>
<p>実施時期</p>	<p>一部実施済み<sup>(注 110 - 1)</sup>。 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、できる限り早期に成案を得て、国会へ法案を提出することを目指します。財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を行い<sup>(注 110 - 2)</sup>、平成 24 年度中を目途に取りまとめます。</p>

(注 110 - 1) 平成 24 年 2 月 14 日、重大な財産被害を生じさせた事業者に対する行政措置の導入や消

費者被害の発生・拡大防止に資する情報の関係機関への提供等を内容とする「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出済み。

(注 110 - 2)「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」において検討。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	集団的消費者被害救済制度の導入	12	12

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 111 番	
具体的施策	多重債務者対策について、相談窓口の高度化など地方公共団体による地方消費者行政としての取組に対する支援を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」などの活用例の紹介を通じ、地方自治体における取組が効果的に図られるよう引き続き支援していく。  〔参考指標〕 取組事例の発信、紹介、国民生活センターでの研修実績
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成23年度においては、「地方消費者行政活性化基金」を通じ、引き続き弁護士・金融機関等の専門家を講師とした多重債務問題研修の実施や、多重債務相談窓口の設置など地方自治体の取組を支援し、地方自治体における多重債務者対策の充実を図った。 ・また、独立行政法人国民生活センターにおいても、78コース中8コースで消費生活相談員などを対象とした多重債務関連講座を開講し、能力向上を図った。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「地方消費者行政活性化基金」などの活用例の紹介を通じ、地方自治体における取組が効果的に図られるよう引き続き支援していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 111 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 112 番	
具体的施策	自殺の多くは、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的な問題が背景にあり、防ぐことができるものです。そのため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」等に基づき、広報・啓発活動の実施、各種相談対応の充実・強化、ゲートキーパーの育成・拡充、地域の実態を踏まえたきめ細かな対策の支援等、自殺対策の一層の強化を図ります。
担当省庁等	内閣府
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(自殺対策担当)
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	自殺対策基本法(平成18年法律第85号)
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「自殺総合対策大綱」(平成19年6月閣議決定)及び「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成22年2月5日自殺総合対策会議決定)に基づき、自殺対策を総合的に推進する。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>1. 「平成23年度の具体的施策の実施予定等」に対する達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「自殺予防週間(9月10日～16日)に合わせ、自殺対策について一人ひとりにできることや、人とのつながりの大切さ等について考え、呼びかけるトークセッション(東京都:9月9日)、期間限定での初の「全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル」や、HPによる情報提供、メッセージムービー、ポスター作成・掲示、交通広告の実施等の啓発活動を実施した。</li> <li>「自殺対策強化月間」(3月)には、「全員参加」をテーマに、「あなたもゲートキーパー宣言!」のキャッチフレーズの下、国民一人ひとりが声掛けなどそれぞれの立場でできることから取り組んでいくことを促進した。具体的には、期間限定の「全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル」を実施したほか、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞・フリーペーパー等の媒体を使用した広告や情報提供、ポスター作成・掲示、交通広告の実施、Jリーグとのコラボレーション等、多様な形態による啓発活動を展開した。</li> <li>警察庁の協力を得て、毎月、市区町村別まで詳細に集計した自殺に関するデータを公表している。</li> </ul> <p>2. 上記1以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自殺対策タスクフォースの設置期限を平成25年3月31日まで1年延長し、引き続き機動的に自殺対策を推進することとした。</li> <li>平成23年度第3次補正予算により、都道府県に造成した地域自殺対策緊急強化基金に37億円を積み増すとともに、設置期限を平成24年度まで延長した。</li> <li>平成24年に行う予定の自殺総合対策大綱の見直しに向けた検討に着手した。</li> </ul> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期間限定でも初の「全国一斉こころの健康相談統一ダイヤル」を実施することができ、悩みを抱えた人の受け皿を充実させることができた。</li> <li>地域自殺対策緊急強化基金を効果的に活用してもらったため、各地域における自殺の実態について迅速かつ詳細に情報提供することができた。</li> </ul>

	4．上記以外の評価
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年に行う見直し後の「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を総合的に推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 112 番	
具体的施策	自殺は、多重債務等の社会的要因も含む様々な要因が複雑に関係して引き起こされるものです。そのため、見直し後の「自殺総合対策大綱」に基づき、国、地方公共団体、民間団体で連携して、相談窓口の充実等、総合的な対策の一層の強化を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
内閣府	自殺対策推進経費	211	211

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 113 番	
具体的施策	国民生活センター紛争解決委員会において、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続を実施し、結果の概要を公表するとともに、消費者紛争について裁判外紛争解決手続を実施する地方公共団体及び民間 ADR 機関との連携を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	国民生活センター法第 34 条等
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・引き続き、国民生活センター紛争解決委員会での取組を適切に行う。 ・現在、国民生活センターの担っている ADR 機能の在り方も含めて、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において検討を行っているところであり、平成 23 年夏を目途に最終結論を得ることとなっている。そのため、今後の取組については、それを踏まえて対応していく。  〔参考指標〕 重要消費者紛争の和解の仲裁等の申請件数、地方公共団体及び民間 ADR 機関との連携状況(連絡会議等の開催件数、内容等)
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成23年度における紛争解決委員会への申請件数は150件であり、平成22年度に比べ1割程度増加している。また、手続が終了したものは179件であり、平成22年度に比べ約7割増加している。さらに、制度開始以来これまで手続が終了した事案(339件)のうち約6割の201件で和解が成立した。 ・国民生活センターの担っているADR機能については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)において、平成25年度を目途に国に移管することとされ、その具体的な在り方については、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において引き続き検討中。 ・平成23年度に新設された東京都「消費者被害者救済委員会」及び文部科学省「原子力損害賠償紛争解決センター」に手続のノウハウを提供したほか、埼玉県消費者苦情処理部会活性化のための情報提供を行った。 ・最高裁判所民事二課、(社)日本損害保険協会「そんぼADRセンター」、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターと申請状況等について情報交換会を実施した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・現在、「国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会」において、(1)国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方、(2)消費者庁、消費者委員会その他の消費者行政に係る体制の在り方について検討が進められており、その議論を踏まえ、必要な措置を講じる。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 113 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	ADR 事業	1,858 百万円の内数	1,858 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 114 番													
具体的施策	日本司法支援センターの民事法律扶助業務の周知徹底を図るとともに、多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブルの紛争解決に努めます。												
担当省庁等	法務省												
実施時期	継続的に実施します。												
担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課												
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	総合法律支援法第4条												
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブルの紛争解決に努める。  〔参考指標〕 平成23年度における多重債務問題に関する無料法律相談、代理援助及び書類作成援助の実施件数。												
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	1 平成23年度分の「工程表」の達成状況 ・平成23年度も民事法律扶助業務を継続的に実施し、多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブルの紛争解決に努めた。 ・平成23年3月の東日本大震災への対応として、被災3県を中心に、民事法律扶助の巡回相談を積極的に活用するほか、宮城県及び岩手県の沿岸部に合計4か所の出張所を設置して無料法律相談等民事法律扶助を実施し、被災者の法的トラブルの紛争解決に努めた。 また、一定の要件を満たした被災者に対し、自己破産事件予納金の立替えや事件進行中の立替金の償還を最長6か月間猶予する特例措置を創設し、民事法律扶助を被災者にとって利用し易いものにする事で、法的トラブルの紛争解決の促進に努めた。  2 過去の実績との比較を踏まえた評価 平成24年3月末現在における多重債務問題に関する無料法律相談等の件数は次のとおりであり、件数は減少したものの、引き続き、多くの相談・援助が必要となっている。 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border: none;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">平成22年度</th> <th style="text-align: center;">平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無料法律相談</td> <td style="text-align: center;">116,921件</td> <td style="text-align: center;">101,252件</td> </tr> <tr> <td>代理援助</td> <td style="text-align: center;">74,283件</td> <td style="text-align: center;">60,094件</td> </tr> <tr> <td>書類作成援助</td> <td style="text-align: center;">7,019件</td> <td style="text-align: center;">5,734件</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度	平成23年度	無料法律相談	116,921件	101,252件	代理援助	74,283件	60,094件	書類作成援助	7,019件	5,734件
	平成22年度	平成23年度											
無料法律相談	116,921件	101,252件											
代理援助	74,283件	60,094件											
書類作成援助	7,019件	5,734件											
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブルの紛争解決に努める。												
備考													

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 114 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
法務省	セーフティネットとしての日本司法支援センターの事業の維持・強化	16,554 百万円の内数	16,554 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 115 番	
具体的施策	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいきます。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。
担当省庁等	金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・引き続き、金融ADR制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいく。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図っていく。  〔参考指標〕 紛争解決機関の指定状況、金融ADR制度の周知状況、各指定紛争解決機関の業務実施状況、金融トラブル連絡調整協議会の開催状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・金融トラブル連絡調整協議会の開催 平成23年12月1日に、第42回金融トラブル連絡調整協議会を開催し、各指定紛争解決機関の業務運営や連携状況、及び利用者利便性の向上に向けた取組状況等について報告を受け、更なる改善を図るべき点等について議論を行ったこと等により、各指定紛争解決機関間の連携の強化を図ることができた。 ・金融ADR制度の周知 金融庁ウェブサイトにおいて、金融ADR機関の業務実施状況等の速やかな掲載及び金融ADR制度専門ページの充実のほか、政府広報重要広報テーマへの登録など、金融ADR制度の広報等を積極的に実施し、制度の確実な浸透を図ることができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、金融ADR制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいく。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携を図っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 115 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
金融庁	金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費	1	1

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 116 番	
具体的施策	民間賃貸住宅の契約トラブルを円滑に解決するために裁判外紛争処理 手続制度(ADR)の活用を促進するとともに、関係者間において、紛争処 理事例等の情報共有を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅総合整備課
根拠法令(具体的な条文 (条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策 の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・賃貸借関係紛争に関する電話相談・専門家等による面接相談体制の整備 等の事業に対して支援。  〔参考指標〕 制度の周知徹底状況、相談体制の整備状況、情報共有の状況
平成 23 年度の具体的施策 の実施状況及び評価	・司法書士会、行政書士会等(14 機関)に、専門家による賃貸借関係紛 争に関する電話相談・面接相談の実施や、相談体制の整備、賃貸借関係紛 争に係る相談会等を昨年引き続き実施させることができた。 ・「民間賃貸住宅に関するトラブル相談対応事例集」を作成し、ADR 機関、 消費生活センター、不動産関係団体、地方公共団体を対象とした「民間賃 貸住宅をめぐるトラブル相談対応研修会」を全国 5 力所で実施し、紛争処 理事例の情報共有を行うことができた。 ・ADR 制度の紹介及び民間賃貸住宅に関する ADR 機関を掲載したパンフレ ットを作成し、都道府県、司法書士会、行政書士会等の団体、不動産業界 団体等に配布したことにより、周知することができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直 しに向けての考え方	・平成 24 年度においても、ADR(裁判外紛争解決手続)の活用等による電 話相談や面接相談体制の整備等の事業に対して支援を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 116 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅セーフティネット基盤強化推進事業(賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑 化支援)	515 百万円の内数	515 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 117 番	
具体的施策	<p>住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備します。</p>
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第67条第1項、第83条第1項 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第33条第1項、第34条第1項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に実施</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>各弁護士会におけるあっせん等の件数、紛争処理業務の相談・助言及び苦情の処理件数・傾向、当該業務を通じて収集した情報の消費者への提供に係る検討状況</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>〔実施状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争処理申請受付件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅性能評価を受けた住宅：31件（平成23年度）</li> <li>・住宅瑕疵担保責任保険付き住宅：74件（平成23年度）</li> </ul> </li> <li>・住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅の所有者全員に対して、紛争処理等活用可能な制度について紹介する資料を送付した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料送付部数：342,755部（平成23年度）</li> </ul> </li> <li>・全国の弁護士会に対して、紛争処理や無料専門家相談に関する紛争処理委員研修及び個別研修を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催件数：紛争処理委員研修 16回（平成23年度） 個別研修 9回（平成23年度）</li> <li>・参加人数：紛争処理委員研修 1,196人（平成23年度） 個別研修 476人（平成23年度）</li> </ul> </li> <li>・住まいるダイヤル（(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター）に全国均一料金でかけられるナビダイヤル（全国共通 0570-016-100）を引き続き導入するとともに、全国各地のホームセンター、家電量販店、住宅展示場等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントや、リフォーム支援制度を紹介したガイドブック、住まいるダイヤルが作成する各種パンフレット等で同番号を周知した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいるダイヤルの電話相談件数：20,624件（平成23年度）</li> </ul> </li> <li>・地方自治体発行の広報誌4誌に住まいるダイヤルの相談業務に関する広報記事を掲載し、消費者に住まいるダイヤルの相談業務について周知し</li> </ul>

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅性能評価を受けた住宅、瑕疵保険に加入した住宅及びリフォーム工事に関して、全国各地の弁護士会において弁護士と建築士に無料で対面相談できる無料専門家相談制度を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込み実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅性能評価を受けた住宅：137件（平成23年度）</li> <li>住宅瑕疵担保責任保険付き住宅：375件（平成23年度）</li> <li>リフォーム工事：549件（平成23年度）</li> </ul> </li> <li>・52 弁護士会（平成23年度）</li> </ul> </li> <li>・弁護士等による無料専門家相談制度について、無料専門家相談を実施する全国の弁護士会と連携し、各地域の主要新聞紙面において広報を行った。</li> <li>・各地方自治体の相談担当者向け講習会において、住まいるダイヤルを含めた支援制度等について情報提供を行うとともに、住宅相談事例や対応の進め方等を紹介した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・15 都道府県、422 機関 694 名参加（平成23年度）</li> </ul> </li> <li>・消費生活センター等の相談員向け講習会において、住まいるダイヤルを含めた支援制度等について情報提供を行うとともに、住宅相談事例や対応の進め方等を紹介した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施回数 24 会場、336 機関 776 名参加（平成23年度）</li> </ul> </li> <li>・被災した住宅の補修・再建を支援するため、住まいるダイヤルにおいて、被災した住宅の補修に関する相談に応じる（平成24年3月31日現在 11,528 件）とともに、弁護士等による無料専門家相談、リフォーム無料見積りチェック等により、被災者の消費者トラブルからの保護を図っている。特に、平成23年3月31日から同年8月31日までは、住まいるダイヤルにおける被災地専用フリーダイヤルの設置、被災主要都市における相談窓口の設置及び現地での無料診断・相談にも取り組み、現地での無料診断・相談の申込みは6,078件であった。</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度の具体的施策の実施予定はすべて実施。</li> <li>・その上で、弁護士等による無料専門家相談制度について、無料専門家相談を実施する全国の弁護士会と連携し、各地域の主要新聞紙面において広報を行った。</li> <li>・各弁護士会における評価住宅の紛争処理申込件数 23件（平成22年度） 31件（平成23年度）</li> <li>・各弁護士会における保険付き住宅の紛争処理申込件数 49件（平成22年度） 74件（平成23年度）</li> <li>・住まいるダイヤルの電話相談件数 20,075件（平成22年度） 20,624件（平成23年度）</li> </ul>
<p>今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度以降も引き続き、住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図る。</li> <li>・平成24年度以降も引き続き、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図る。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討する。</li> <li>・リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルにつ</li> </ul>

	いての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図る。また、弁護士等による無料専門家相談の実績の整理・分析を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 117 番	
具体的施策	<p>住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備するとともに、これらの制度の周知を図ります。また、弁護士等による無料専門家相談の実績の整理・分析を行い、リフォーム相談ガイドラインの作成等を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
国土交通省	住宅消費者への相談体制の整備事業	300 百万円の内数	300 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 118 番	
具体的施策	金融サービス利用者相談室の在り方について、平成 22 年度以降継続的に検証を行い、その結果と今後の対応方針を必要に応じて公表するほか、役割の検討、拡充を図ります。
担当省庁等	金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・利用者に対するアンケート形式の満足度調査を実施し、公表する。  〔参考指標〕 「利用者満足度調査」による実施結果
平成 23 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	・金融サービス利用者相談室の在り方についての検証を行うため、平成 22 年度に実施した「第三者によるモニタリング調査(相談業務における対応評価分析)」に続き、平成 23 年度においては、「利用者満足度調査」を実施し、公表を行った。 ・上記の調査の結果等を踏まえ、相談員のスキルアップ研修等を実施するとともに、金融 ADR 機関が円滑に紛争解決業務を遂行できるよう、当室に利用者から寄せられた相談の傾向等を意見交換の場において当該機関へ情報提供することを、平成 23 年 12 月から定期的に変更するなど、当室の役割の拡充を図ることができた。
今後の取組方針(平成 23 年度を含む)「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、相談体制の整備・充実に向けた検証を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 118 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 119 番	
具体的施策	消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターにおいて、経由相談を強化するとともに、土日祝日相談の実施など「消費者ホットライン」を通じた消費生活センターのバックアップに取り組み、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第3項、消費者基本法第25条、国民生活センター法第10条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・消費者ホットラインを通じ、地方の相談窓口を引き続き支援していくほか、現在、国民生活センターが担っている相談機能の在り方も含めて、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において検討を行っているところであり、平成23年夏を目途に最終結論を得ることとなっている。そのため、今後の取組については、最終結論も踏まえて対応していく。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費者ホットラインを通じた消費生活センターのバックアップとして、土日祝日相談の実施のほか、平成23年6月より「平日バックアップ相談」を開始。平日バックアップ相談利用者の利便性向上等のため、平成23年11月には平日バックアップ相談の電話番号を国民生活センター及び消費者庁のホームページに掲載して周知を図った結果、件数が大幅に増加。平日バックアップ相談の開始以来、合計で1,217件(平成24年3月16日現在)の相談が寄せられた。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も引き続き、平日バックアップ相談の周知等を通じ、消費生活センターのバックアップに取り組む。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 119 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	相談事業	1,858百万円の内数	1,858百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 120 番	
具体的施策	警備業務に関する苦情の解決業務が円滑に行われるよう関連団体を支援します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	警備業法第 20 条
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・警備業務に関する苦情の適切な解決に向け、社団法人全国警備業協会に対する支援を継続的に実施する。  〔参考指標〕 社団法人全国警備業協会に寄せられた苦情件数及びその主な内容
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・社団法人全国警備業協会に対して寄せられた苦情件数は、前年度に引き続き 0 件であったが、苦情が寄せられた場合には、備え付けられた苦情管理簿を利用して組織的に苦情を処理するよう、社団法人全国警備業協会に対して指導を実施した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・警備業務に関する苦情が寄せられた場合において、適切な解決が図られるよう、社団法人全国警備業協会に対する支援を継続的に実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 120 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

「消費者基本計画」における  
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成23年度）

施策番号 121 番	
具体的施策	<p>「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効果的な活用策について具体的な検討を行います。</p> <p>また、今回の「東日本大震災」で被害を受けた自治体のバックアップに取り組みます。</p>
担当省庁等	消費者庁
実施時期	前段については、一部実施済み。また、「プラン」に基づく施策については、平成22年度に引き続き実施します。 後段については、引き続き実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、積極的に地方の「現場」に出向き、情報交換や意見交換の機会を充実させていくほか、先進事例の紹介などを通じ、地方消費者行政の充実・強化に向けた環境の整備に努めていく。</li> <li>・また、「東日本大震災」で被災した自治体へのバックアップに取り組んでいく。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>消費者庁職員による「現場」との意見交換実績、「基金」の活用状況、執行研修の開催実績、「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度においては、延べ193回「現場」に出向き、意見交換等を行った。</li> <li>・基金の活用については、平成21～23年度の3年間で、             <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活センターは200箇所程度増加</li> <li>・相談員は550名程度増員</li> <li>・相談員の処遇改善としては、延べ300程度の自治体で報酬引上げとなるなど、着実に効果が現れている。</li> </ul> </li> <li>・研修については、平成22年度に引き続き、特定商取引法及び景品表示法を中心に、執行研修を実施。平成23年度は、6月に初任者向けに「執行初任者研修」（約100名参加）、9月にケーススタディの充実により一層の「実戦志向」を図る「執行専門研修」を実施した（約90名参加）。</li> <li>・国民生活センターにおいて、実務経験豊富な消費生活相談員が、主として、小規模な消費生活センターや消費生活センターが設置されていない市町村等の相談窓口を定期的に巡回し、そこに勤務する相談員や担当自治体職員に対して、相談への対応や困難事案の解決等に関して直接助言等を行う「消費生活相談専門家による巡回訪問事業」を実施している。</li> </ul> <p>平成23年度においては、449市町村に対し、延べ5,317回の巡回訪問を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に各分野の専門家を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必</li> </ul>

	<p>要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行っている。（平成 23 年 5 月～）</p> <p>平成 24 年 3 月 31 日現在では、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の自治体相談窓口（15 自治体 45 箇所）と法テラス出張所（4 箇所）に、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、社会保険労務士、社会福祉士、ファイナンシャルプランナーを延べ 2,356 人（延べ人日）派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の安全・安心をより一層確保するため、平成 23 年 11 月より国民生活センターと共同で自治体に検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制を整備。</li> </ul> <p>すでに配備済みの 137 台（平成 24 年 3 月 30 日現在）も含め、平成 23 年度中に配分決定した 224 台を平成 24 年 5 月末までに配備予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、「運営要領の弾力化」を行い①震災対応の緊急事業への活用を可能とするとともに、被災 4 県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）については、②いわゆる「2分の1基準」の緩和、③取り崩し期限の延長（最大平成 25 年度末まで）といった柔軟な運用を可能とした。</li> <li>・各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等）により、被災 4 県（岩手・宮城・福島・茨城）では基金に不足が見込まれるため、平成 24 年度予算において 3.64 億円の上積み。</li> </ul>
<p>今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化及び「東日本大震災」で被災した自治体へのバックアップについて取り組んでいく。</li> </ul>
<p>備考</p>	

「消費者基本計画」の見直し

<p>施策番号 121 番</p>	
<p>具体的施策</p>	
<p>担当省庁等</p>	<p>施策番号 122 番に統合</p>
<p>実施時期</p>	

【関連予算】（単位：百万円）

<p>省庁等</p>	<p>施策・事業名</p>	<p>平成 23 年度 当初予算額</p>	<p>平成 23 年度 補正後予算額</p>
<p>消費者庁</p>	<p>「現場」の関係者との意見交換他</p>	<p>108 百万円の内数</p>	<p>108 百万円の内数</p>

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 122 番	
具体的施策	「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成23年度中に、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組みます。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第4項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政の充実・強化策の検討に際しては、今回の「課題の整理」に加え、消費者委員会の審議結果なども参考とし、地域主権改革の理念を十分踏まえ、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組む。</li> <li>・検討に際しては、地方自治体の行政担当者や相談員、消費者団体などの地方の「現場」の関係者の声も広く聞きつつ、検討していく。</li> </ul> 〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者委員会の「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」を受け、「指針」の作成、PIO-NET刷新、相談員資格の法的位置付けの明確化、地方における法執行体制の強化、自治体の裁量で消費者行政も含め自由に活用できる財源確保等を主な内容とする“集中育成・強化期間”後の地方消費者行政の充実・強化に向けた取組の検討状況について”を平成23年8月5日に消費者委員会に報告。</li> <li>なお、平成24年度予算については、食の安全・安心のための取組、地域の多様な民間団体への活動支援のための「地方消費者行政活性化基金」の上積み(5億円)。</li> <li>・消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化については、「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」を立ち上げ、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図るべく、これまでに資格付与団体や自治体からのヒアリングを行った。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の各検討結果を踏まえた上で、対応していく。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 121・122 番	
具体的施策	<p>地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を推進します。</p> <p>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政について、詳細な事例集とこれを基にした「地方自治体への期待」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組みます。</p> <p>地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>今回の「東日本大震災」で被害を受けた自治体のバックアップに取り組みます。</p> <p>消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>「地方消費者行政活性化基金」終了<sup>(注122)</sup>後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>実施済み。</p> <p>継続的に実施します。</p> <p>及び：引き続き実施します。</p> <p>及び：引き続き検討します。</p>

(注 122) 平成 24 年度(被災 4 県については平成 25 年度)まで延長。

施策番号 122-2 番	
具体的施策	消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 24 年夏を目途に、今後の方向性について一定の結論を得た上、更に検討を進めます。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	地方消費者行政の現況調査他	108 百万円の内数	108 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 123 番	
具体的施策	「消費者ホットライン」について、国民生活センターと連携して、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。さらに、国民生活センターでは、現行の土日祝日相談に加えて、平日においても「消費者ホットライン」のバックアップに取り組みます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・引き続き消費者の利便に資する形で実施する。  〔参考指標〕 消費者ホットラインの利用件数
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成23年度の利用実績としては、236,082件(平均19,674件/月)の利用があり、利用者の大半が初めて消費生活相談窓口へ相談する方と考えられることから、身近な消費生活相談窓口を案内するという役割を一定程度果たすことができた。 ・消費者ホットラインを通じた消費生活センターのバックアップとして、土日祝日相談の実施のほか、平成23年6月より「平日バックアップ相談」を開始。平日バックアップ相談利用者の利便性向上等のため、平成23年11月には平日バックアップ相談の電話番号を国民生活センター及び消費者庁のホームページに掲載して周知を図った結果、件数が大幅に増加。平日バックアップ相談の開始以来、合計で1,217件(平成24年3月16日現在)の相談が寄せられた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・消費者の利便に資する形で引き続き実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 123 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	消費者ホットライン	133	133
	相談事業	1,858百万円の内数	1,858百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 124 番	
具体的施策	都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等)を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課、消費者安全課、取引対策課、表示対策課、食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・引き続き、都道府県における法執行が強化されるよう各種施策を充実するとともに、都道府県との連携に努める。  〔参考指標〕 執行研修等の開催実績、各研修の受講者数、ブロック会議開催実績、地方公共団体からの行政実務研修員等の受入れ実績
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	平成23年度においては、 ・特定商取引法及び景品表示法を中心に、執行実務に必要となる基礎知識の習得を目的とした執行初任者研修を6月に実施、約100名参加。 ・執行に必要な実務スキルの向上を目指した「執行専門研修」を9月に実施。約90名が参加 ・「地方消費者行政ブロック会議」を全国6ブロックで開催、経済産業局も交え、各都道府県課長と法執行の強化について意見交換を実施するなど、都道府県における法執行強化の支援や連携に努めた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、都道府県における法執行が強化されるよう各種施策を充実するとともに、都道府県との連携に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 124 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	特定商取引法等専門研修(特定商品取引適正化推進等経費)	3	3
	都道府県等との連絡等関係	4	4
	景品表示法情報ネットワークの構築	22	22
	地方公共団体向け執行研修他	108百万円の内数	108百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 126 番	
具体的施策	政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・引き続き、積極的に地方の「現場」へと出向き、より緊密な関係の構築に努めていくとともに、「ブロック会議」などの充実により、更なる情報共有の強化を図っていく。  〔参考指標〕 説明会や連絡会議の開催回数
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費者庁幹部及び経済産業局などの国の機関と都道府県・政令市の担当課長との意見交換や情報共有の場として、「地方消費者行政ブロック会議」を全国6ブロックで開催した。 ・平成24年度予算で措置された「地方消費者行政活性化基金」の上積みについて全国説明会を実施したほか、平成23年度内に5県で地方説明会を実施。 ・消費サイドでの食の安全を確かめる体制整備のため、食品の放射性物質検査機器の自治体への貸与を進めており、その開始に当たっては、全国説明会のほかに自治体の希望に応じて4県に出向いて説明を行った。 また、機器の操作方法等の習得を目的とする研修会をのべ12回開催するなど可能な機会を捉え、国の施策の周知に努めた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、積極的に地方の「現場」へと出向き、より緊密な関係の構築に努めていくとともに、「ブロック会議」などの充実により、更なる情報共有の強化を図っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 126 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	消費者行政ブロック会議他	108百万円の内数	108百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 127 番	
具体的施策	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 24 年 9 月までに実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者制度課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 5 項
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 23 年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適格消費者団体からヒアリングを行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。また、消費者団体訴訟制度の周知・広報を引き続き行うほか、適格消費者団体における認定 NPO 法人制度に関する理解を深め、同団体における認定申請を促す。</li> </ul> <p>[参考指標]</p> <p>適格消費者団体との意見交換回数、認定 NPO 法人の認定を受けた適格消費者団体数</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>[実施状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者団体訴訟制度導入時から、適格消費者団体の活動紹介及び消費者団体訴訟制度の周知・普及を継続的に実施。平成 23 年度においては、消費者団体訴訟制度に関するパンフレットを改訂し、関係省庁、都道府県、政令指定都市、消費生活センター等に配布した(3,311 箇所)に約 39,000 部配布)。また、消費者団体訴訟制度フォーラムを福岡、大阪にて開催した。</li> <li>NPO 法の改正(平成 23 年 6 月)により、「認定 NPO 法人」の認定要件が緩和されたことを受け、適格消費者団体が認定 NPO 法人として認定され、団体に対する寄附金について税制優遇措置を受けることができるように、同制度の周知等を行った。</li> <li>適格消費者団体の活動や制度等の周知等を行うための新たな経費を平成 24 年度予算に計上した。</li> <li>集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、一定の要件を満たした適格消費者団体が訴訟追行主体として想定されており、当該団体が業務遂行に係る費用等を得られるよう措置する方向で検討。</li> </ul> <p>[評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者団体訴訟制度について、パンフレットの配布や消費者団体訴訟制度フォーラムの開催により、同制度及び団体の活動について、より周知を図ることができた。</li> <li>「認定 NPO 法人」制度についての周知を図り、新たに 1 団体が認定 NPO 法人に認定された。また、今後、認定 NPO 法人への認定を目指す団体が申請手続を進めていくための情報交換を効果的に行うことができた。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年度予算を執行し、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うとともに、引き続き、必要な支援策について検討する。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 127 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注127)</sup> 。 考えられる支援の在り方について、引き続き検討します。

(注 127) 平成 24 年度予算として、適格消費者団体の活動や制度等に関する周知を行うための経費を計上。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 128 番	
具体的施策	<p>地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、PI0-NET 端末の設置に向けて検討を進めることや、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。</p> <p>また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。</p>
担当省庁等	消費者庁
実施時期	PI0 - NET 端末の設置については、平成 23 年度内に利用可能となるよう具体化を進めます。その他については、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者制度課、地方協力課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>PI0-NET 端末の設置について、利用可能となるよう具体化を進めるとともに、消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>判決等の公表件数、適格消費者団体に対する調査・事情聴取の実施状況、申請を受けてから認定までに要した期間</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>〔実施状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者団体訴訟制度に関するパンフレットを作成し、関係省庁、都道府県、政令指定都市、消費生活センター等に配布した(3,311 箇所)に約 39,000 部配布)。</li> <li>消費者団体訴訟制度フォーラムを福岡、大阪にて開催した。</li> <li>適格消費者団体の差止訴訟について、消費者庁ホームページにて判決等の公表を行った(計 11 回)。</li> <li>適格消費者団体に対する定例調査及び事情聴取を実施した(9 団体)他、新たに 1 団体を認定した。</li> <li>適格消費者団体の新規認定及び認定の有効期間の更新について、申請から標準処理期間の 60 日から 90 日以内で処分を行った(新規認定 1 団体、更新 2 団体)。</li> <li>適格消費者団体への PI0 - NET 端末の設置については、具体化を目指し、地方公共団体、適格消費者団体及び国民生活センター等関係者の意見の把握に努めるとともに、必要な機器や関係規定の変更等について検討を行った。</li> </ul> <p>〔評価〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者団体訴訟制度について、パンフレットの配布や消費者団体訴訟制度フォーラムの開催により、同制度及び団体の活動について、より周知を図ることができた。</li> <li>適格消費者団体に対する定例調査やヒアリングを行い、適正に認定・監督を行うことができた。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格消費者団体への PI0-NET 端末の設置については、地方公共団体をはじめとする関係者との調整を踏まえ、利用可能となるよう引き続き検討し、具体化を進める。</li> </ul>

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 128 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	適格消費者団体へのPI0-NET 端末の設置については、地方公共団体をはじめとする関係者との調整を踏まえ、利用可能となるよう引き続き検討し、具体化を進めます。その他については継続的に実施します。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	適格消費者団体の認定・監督、支援	20	20

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 129 番	
具体的施策	消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	検討の結果、可能なものから逐次実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費生活情報課、地方協力課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成23年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、消費者団体等との意見交換の実施や消費者団体等が実施するシンポジウム等への出席を通じて、各消費者団体の要望・意見等を聴取する。</li> <li>・引き続き、消費者団体への情報提供や、効果的な情報交換の在り方の検討等を行い、可能なものから逐次実施する。</li> <li>・引き続き「地方消費者グループ・フォーラム」を実施し、地域で消費者問題に携わる者の交流や連携を促進する。</li> </ul> <p>[参考指標]</p> <p>消費者団体等が実施するシンポジウム等への出席(講師等を含む。)回数、「地方消費者グループ・フォーラム」開催実績</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者団体等との自由討議を基本とした意見交換会を1回、個別テーマに関する意見交換会を5回開催した。消費者庁の実施する施策について情報提供を行うとともに、消費者団体側の要望・意見等を聴取し相互理解を深めた。</li> <li>・消費者団体等が実施するシンポジウム等に49回出席。消費者庁の実施する施策について情報提供を行うとともに、消費者団体側の要望・意見等を聴取した。関係者等との意見交換等を通じ、より相互理解を深めた。</li> <li>・地域で消費者問題に携わる者の「交流の場」として、平成22年度より全国8ブロックで「地方消費者グループ・フォーラム」を開催、消費者庁からは全ブロックに長官をはじめ幹部が出席し、交流を図った。</li> <li>・「食べて応援しよう！」を掲げて東日本大震災の被災地復興の応援に取り組む消費者団体や地方自治体との意見交換・情報共有の場を設け、こうした取組をバックアップしていくことを目的に、7月12日、「食べて応援しよう！」消費者フォーラムを川崎市で開催。</li> <li>・全国のより多くの消費者団体等と情報・意見交換を行うため、3月28日、「消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システム」の運用を開始。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、積極的に消費者団体等との意見交換の場を設け、継続的に要望・意見の聴取を行い、効率的な情報交換に取り組むとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討する。</li> <li>・平成24年度についても、引き続き「地方消費者グループ・フォーラム」を実施し、地域で消費者問題に携わる者の交流や連携を促進する。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 129 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	地方消費者グループ・フォーラム他	108 百万円の内数	108 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 130 番	
具体的施策	<p>公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。</p> <p>消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査等を行います。</p>
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者制度課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	(後段)公益通報者保護法附則第2条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成23年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。</li> <li>・公益通報者保護専門調査会による消費者委員会報告(平成23年2月)や消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」(平成23年3月)等を踏まえ、必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>[参考指標]</p> <p>説明会及び研修会の回数・参加者数・満足度、行政機関における通報・相談窓口の設置率</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>[実施状況]</p> <p>1. 公益通報者保護法の周知・啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関(約1,800機関)を対象に、平成23年3月31日時点における通報・相談窓口の設置状況等の調査を実施、同年12月に公表。通報・相談窓口を「設置している」と回答した行政機関の割合は、府省庁100%、都道府県100%、市区町村47.3%。</li> <li>・平成24年1月に、全国5箇所で、「公益通報者保護法説明会」及び「行政機関職員向け公益通報者研修会」を開催(合計約750名が参加)。アンケートの結果、消費者庁からの説明について「有益であった」「まあ有益であった」と回答した者の割合は、説明会・研修会ともに約9割に達した。</li> <li>・公益通報者保護制度について分かりやすくまとめた「公益通報ハンドブック2011」約15,000部を一般国民、民間事業者及び行政機関等に配布。</li> </ul> <p>2. 「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」(平成23年3月)等を踏まえた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「通報窓口の設置促進のための施策」については、通報制度を既に導入済みの事業者で実際に用いられている70社以上の社内規程を、ほぼそのまま利活用できる形で取りまとめた「民間事業者における内部通報制度に係る規程集」を、平成23年9月に公表。</li> <li>・「周知や啓発」については、前掲のとおり、説明会及び研修会を、平成24年1月に全国5箇所で実施し(合計約750人が参加)、「公益通報ハンドブック2011」約15,000部を広く配布</li> <li>・消費者委員会意見等を踏まえた、法や通報処理制度の実態についての調査等を行うための経費を平成24年度予算に計上した。</li> </ul>

	<p>[評価]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公益通報者保護法説明会」及び「行政機関職員向け公益通報者研修会」を全国で開催したり、「民間事業者における内部通報制度に係る規程集」を公表するなど、具体的施策の内容（公益通報窓口の整備等の促進及び消費者委員会での検討を踏まえた必要な措置）に従った取組を実施することができた。</li> <li>・通報・相談窓口を「設置している」と回答した行政機関の割合は、前年度調査より、府省庁・都道府県は同水準（100%）を維持し、市区町村では2.6ポイント増加しており、設置が進んでいることが認められる。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。</li> <li>・消費者委員会意見等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査等を実施する。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 130 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	公益通報者保護の推進	22	22

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 131 番	
具体的施策	不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約(景品表示法第11条に基づく協定又は規約)の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援します。
担当省庁等	消費者庁、公正取引委員会
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課、公正取引委員会取引企画課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	不当景品類及び不当表示防止法第11条 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第14号
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう関連団体等を支援する。  〔参考指標〕 活動に対する講師派遣件数等
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・不当な表示や過大な景品類は、短期間のうちに、その内容がエスカレートし、際限なく広がっていくおそれを有している。このような不当な表示等を効果的に規制するとともに、その未然防止を図るためには、規制当局の限られたリソースだけでは困難である。業界自らが自主的かつ積極的に守るべきルールとして定めた公正競争規約が積極的に活用され、適切に運用が行われるように関連団体等を支援することが必要不可欠である。 ・公正競争規約の所要の変更につき公正競争規約を運用する団体である公正取引協議会から相談を受け認定を行ったこと、消費者庁及び公正取引委員会の規約担当職員が、日常の業務において各公正取引協議会の担当者と連絡を取り合い、規約の適正な運用等について必要な助言等を行ったことにより、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が有効に促進された。 ・具体的には、平成23年度においては、4件の公正競争規約案について新設又は変更の認定申請を受け付け相談等に対応し、うち1件の公正競争規約について変更の認定を行った。 ・また、平成23年度においては、公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等へ、18回講師を派遣した。 ・公正競争規約の実効性の確保を目的として各公正取引協議会が実施する、表示に関する公正競争規約の試買表示検査会の一部について、運営業務等を支援した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう関連団体等を支援する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 131 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	協定又は規約の設定、普及・啓発、遵守状況調査関係	13	13

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 132 番	
具体的施策	訪問販売、通信販売、テレマーケティングのそれぞれの事業に関わる自主行動基準の整備、電話相談・苦情処理等が円滑に行われるよう関連団体を支援します。問題のある事業者の活動に対して特に高齢者や子どもに対する訪問販売、通信販売、テレマーケティングによる被害抑制の視点から改善を指導します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ商取引・消費経済政策課消費経済企画室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	特定商取引に関する法律第 29 条の 5（訪問販売協会の業務の監督） 特定商取引に関する法律第 32 条の 2（通信販売協会の業務の監督）
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・引き続き適時に関係団体に対して注意喚起等を行うとともに、関係団体における苦情処理等が円滑に図られるよう対応する。  〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・関係団体における苦情処理等が円滑に図られ、健全な商取引が行われるよう、訪問販売、通信販売の団体・各社と意見交換を行った。 また、関係団体の要望に応じて、講師を派遣し、法令に基づき健全な商取引が行われるよう促した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、関係団体における苦情処理等が円滑に図られ、健全な商取引が行われるよう適切な対応を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 132 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 134 番	
具体的施策	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 23 年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。
担当部局・課・室名	消費者庁総務課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 3 項
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁が所管している各法律については、引き続き厳正に執行するとともに、平成 22 年度の政策評価を通じて、平成 22 年度の執行状況の点検・評価を行う。</li> <li>・これらの点検・評価の結果を踏まえた上で、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行う。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>平成 22 年度の政策評価の実施状況、平成 24 年度に向けた体制整備状況</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 22 年度の消費者庁の政策評価について、「消費者庁政策評価基本計画」(平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定、平成 22 年 10 月 7 日改定。)及び「平成 22 年度消費者庁政策評価実施計画」(平成 22 年 10 月 7 日消費者庁長官決定)に基づき、平成 23 年 9 月に実施し政策評価書を公表し、食品表示対策の推進、生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制、消費者被害救済制度の検討などに関する課題を指摘した。</li> <li>・この政策評価を踏まえた上で、消費者庁が所管する法律の執行体制の強化、効果的に機能する仕組みの構築及び法制化に向けた検討などに取り組むこととし、予算要求及び機構・定員要求並びに改正法案の国会提出につなげたところであり、消費者行政に係る体制の更なる整備等に有効に結び付けることができた。</li> <li>・改正法案として、消費者安全調査委員会(仮称)の設置及び財産分野の重大な消費者被害の発生・拡大防止のための対応の強化を盛り込んだ消費者安全法の一部を改正する法律案(平成 24 年 2 月 14 日閣議決定)並びに貴金属等の訪問購入に関する規制の強化を目的とした特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(平成 24 年 3 月 2 日閣議決定)を国会に提出した。</li> <li>・消費者委員会においても、消費者基本計画の検証・評価・監視の一環として、消費者庁所管法令・消費者保護関連法令の執行状況を確認した。</li> <li>・このほか、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)においては、買取り価格を決定する際に消費者担当大臣の意見を聞くこととされ、障害者基本法(最終改正:平成二三年法律第九〇号)には消費者としての障害者の保護に関する規定が盛り込まれた。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁が所管している各法律については、引き続き厳正に執行するとともに、平成 23 年度の政策評価を通じた点検・評価を行う。</li> <li>・これらの点検・評価の結果を踏まえつつ、消費者の利益及び擁護の増進</li> </ul>

	に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について消費者委員会と協力して引き続き検討を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 134 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 24 年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。

-----

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 135 番	
具体的施策	消費者を主役とした行政に向けて国家公務員に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修の実施を図ります。
担当省庁等	消費者庁、人事院
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費生活情報課、人事院人材局研修調整課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・引き続き、国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を着実に実施する。また、研修の成果が、参加者以外の職員にも共有されるよう工夫していく。  〔参考指標〕 研修参加者の評価(アンケート)
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費生活センター、日本司法支援センター、公共職業安定所等の協力を得て、本府省審議官級への昇任者を対象に、窓口業務を体験する研修(業務体験研修)を実施(計 2 回、49 名が参加)。 ・各業務体験研修の終了後に実施した事後研修において、業務体験研修の成果やその成果を参加者以外の職員にどのように共有するかなどについて、各研修参加者にあらかじめレポートを提出させた上で、研修参加者同士でのグループ討議を行った。 ・研修参加者のアンケートにおいて、参加者の 98.0% (平成 22 年度は 92.4%) から有益、同じく 98.0% (平成 22 年度は 97.0%) から満足との回答を得るなど、前年度と同様、高い評価を得ている。 ・消費者を主役とした行政に向けて、国家公務員が国民一人ひとりの立場に立って行政を執行することが求められているところ。消費生活センター等の現場における窓口体験を通して、消費者・生活者の声に直接触れることができる本研修については、上記のとおり、参加者のほぼ全員から有益・満足との回答を得るなど、効果的に実施されている。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度同様、引き続き着実に研修を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 135 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 136 番	
具体的施策	労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、地方協力課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・労働相談など他の相談機関においても、消費生活相談窓口を案内できるような取組を推進  〔参考指標〕 消費生活相談窓口の周知状況
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費生活相談の要素を含んだ相談等が各省庁の相談窓口寄せられた場合に、それらを消費生活相談窓口案内することができるよう、消費者庁が運用している「消費者ホットライン」( )の周知用チラシを印刷し、労働相談窓口をはじめ、関係省庁等が有する各種の相談窓口 1,621 箇所合計 128,790 部配付して周知を依頼した。 ・昨年度は、消費者庁から厚生労働省に対して消費者ホットラインの周知を依頼したが、今年度は、同省だけでなく、地方経済産業局や日本司法支援センターの支部等、出先機関も含め、関係省庁等が有する各種相談窓口 1,621 箇所周知を依頼した。  消費者ホットラインとは 全国共通の電話番号から地方自治体が設置している身近な消費生活相談窓口を案内するシステム
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 136 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 137 番	
具体的施策	消費者政策担当課長会議等について、消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換等を行うほか、消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から機動的に開催します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・引き続き消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・個別事案に応じて関係省庁が集中的に議論する場を設けることに重点を置き、消費者基本計画の見直し等に向けて消費者政策担当課長会議を1回、特定事項についての関係省庁等との連絡会議を随時開催した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 137 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 138 番	
具体的施策	公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するため、競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に行い、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図ります。
担当省庁等	公正取引委員会
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	公正取引委員会官房人事課、経済取引局企業結合課、審査局管理企画課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、価格カルテル、入札談合等の独占禁止法違反事件に厳正かつ積極的に対処する。また、一般消費者の利益が十分確保されるよう的確な企業結合審査を行う。</li> <li>・政府の新規採用抑制の方針を踏まえつつ、引き続き、公務員試験合格者について新規採用・内部育成を行うとともに、即戦力を有する職員を確保するための取組を継続する。</li> <li>・引き続き、必要に応じて体制強化・機能拡充を図る。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>独占禁止法違反事件の処理内容・件数・平均処理期間、課徴金額、企業結合事案の処理内容・処理期間、採用状況、内部育成(研修)の実施状況、体制強化・機能拡充の状況</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ 303 名の事業者に対して 22 件の法的措置を採り、また、延べ 277 名の事業者に対して総額 442 億 5784 万円の課徴金納付命令を行っており、価格カルテル、入札談合等の独占禁止法違反事件に厳正かつ積極的に対処した。</li> <li>・平成 23 年度においては、届け出られた 275 件の企業結合計画について、迅速かつ的確に審査を行った。このうち、競争を実質的に制限することとなると考えられた 2 件については、当事会社が問題解消措置を採ることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した。また、届出会社に報告等を求める必要がないと判断した案件については 30 日の期間(第 1 次審査)内に審査を終了するとともに、届出会社から禁止期間(企業結合を実行してはならない期間)の短縮の申出のあった案件について当該期間を短縮した。</li> <li>・公務員試験合格者について、平成 23 年度に 32 名を新規採用。</li> <li>・即戦力を有する職員を確保する観点から、民間実務経験者及び任期付職員を 9 名採用。</li> <li>・職位及び所属に応じて、業務の遂行上必要とされる知識・スキルを付与する各種研修を実施。</li> <li>・審査部門及び下請法調査部門を中心に 20 人の新規増員。</li> <li>・おおむね従来と同様、必要な公務員試験合格者の新規採用・内部育成を行うとともに即戦力を有する職員を確保した。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するため、競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に行い、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図る。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 138 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
公正取引委員会	独占禁止法違反行為に対する措置等	221 百万円の内数	221 百万円の内数
	独占禁止法違反行為に対する措置等	9 百万円の内数	9 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 139 番	
具体的施策	消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、常勤化を含む委員の在り方について検討するとともに、その事務局体制の充実・強化を図ります。さらに、消費者庁をはじめ関係省庁は、消費者庁及び消費者委員会設置法第8条に基づく消費者委員会からの資料の提出の要求等に対し、迅速かつ適切に対応します。
担当省庁等	内閣府、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	内閣府消費者委員会事務局
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法第8条及び附則第2項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・事務局機能の充実・強化に関する措置(機構定員及び予算要求)を行う。また、消費者庁及び消費者委員会設置法第8条に基づく資料の提出の要求等に対して、消費者庁をはじめ関係省庁に迅速かつ適切な対応を求める。  〔参考指標〕 事務局体制の充実・強化に係る措置(機構定員・予算要求)の状況、消費者委員会による要求内容・件数と対応内容
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成22年度に行われた消費者委員会委員の常勤化に関する検討結果(委員の常勤化よりも事務局体制の強化を急ぐべき)を踏まえ、事務局機能の充実・強化に係る措置(機構定員及び予算要求)を行った。 ・関係省庁に対する資料要求やヒアリングの結果等を踏まえ、平成23年度は消費者委員会として建議6本、提言4本、意見表明等11本を行った。なお、消費者委員会設置法第8条に基づく消費者委員会からの資料提出要求については、特段の必要が生じなかったため実績なし。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するための措置を行う。また、必要に応じ消費者庁及び消費者委員会設置法第8条に基づく資料の提出等を求める際には、消費者庁をはじめ関係省庁に迅速かつ適切な対応を求める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 139 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
内閣府	消費者委員会の運営	289	289

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 140 番	
具体的施策	温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比 25%削減する目標の達成に向けた新たな国民運動であるチャレンジ 25 キャンペーンの中で、オフィスや家庭などにおける CO2 削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民の皆様呼び掛けていきます。
担当省庁等	環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	特別会計に関する法律第 85 条第 3 項 地球温暖化対策の推進に関する法律第 3 条第 3 項
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・効果的なキャンペーンを展開していくため、実施する施策一つ一つについて、その都度見直しを行い、より費用対効果の高い事業展開を図っていく。  〔参考指標〕 個人チャレンジャーへの参加数、チャレンジ 25 キャンペーンサイトへのアクセス数、地球温暖化防止の意識調査
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・チャレンジ 25 キャンペーンへの賛同者を増やし、国民や企業などの地球温暖化防止の意識向上を図るため、施策毎に実施効果を検証し、より多くのターゲットに地球温暖化防止について関心を持ってもらえるような普及・啓発活動を展開した。  1. 達成状況 ・チャレンジ 25 キャンペーンへの賛同者を募り、より一層の温暖化対策を図るため、様々な普及・啓発企画を展開し、平成 24 年 3 月末現在で約 90 万人の個人チャレンジャーを獲得することができた。  2. 評価 ・同キャンペーンが 2010 年 1 月に開始されてから、着実に賛同者を得ることができたことについては、今後事業を展開する上で一つの指標となる。  3. 上記以外の評価 ・チャレンジ 25 キャンペーンの認知度の上昇、国民の地球温暖化防止の意識向上を図ることができた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度も効果的なキャンペーンを展開していくため、実施する施策一つ一つについて、その都度見直しを行い、より費用対効果の高い事業展開を図っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 140 番	
具体的施策	低炭素社会の構築に向けた国民運動の中で、オフィスや家庭などにおける CO2 削減に向けた具体的な行動を提案し、その行動の実践を広く国民の皆様呼び掛けていきます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
環境省	CO2 削減アクション推進事業 (チャレンジ 25 国民運動関連事業費)	243	243

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 141 番	
具体的施策	身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。
担当省庁等	環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 17 条第 4 項、第 5 項
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・引き続き、専門的で分かりにくい化学物質に関する情報を分かりやすく整理して簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成(追加・更新)するとともに、身近な化学物質に関する疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の育成・派遣を実施していく。  〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・「平成 23 年度の具体的施策の実施予定等」に対する達成状況 2011 年版「化学物質ファクトシート」を発行。情報を更新・追加(40 物質)するとともに、平成 20 年度の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)施行令の改正後に排出等の把握等の対象に追加された 40 物質について、情報を分かりやすく整理して簡潔に取りまとめ(平成 24 年度公表予定)。 ・「化学物質アドバイザー」について、地方自治体、企業等への派遣及び新たな知見の習得のための講習会を実施。  ・「過去の実績との比較を踏まえた評価」 2008 年度版「化学物質ファクトシート」(303 物質)に化管法の対象化学物質 40 物質の情報を新たに追加。2012 年版に追加すべく、40 物質について情報を取りまとめ。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 141 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み <sup>(注141)</sup> 。 引き続き、身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、化学物質に関する情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進し

ます。

(注 141) 化管法の対象化学物質 462 物質中 352 物質 (平成 23 年度は 40 物質を新たに追加) について、化学物質ファクトシートとして情報を整備。

---

【関連予算】(単位: 百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
環境省	PRTR 制度運用・データ活用事業の一部	15 百万円の内数	10 百万円の内数

「消費者基本計画」における  
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成23年度）

施策番号 142 番	
具体的施策	カーボンフットプリントの仕組みを、関係省庁が連携し、国際的整合性に配慮した上で、構築します。また、温室効果ガスの排出量や削減の「見える化」について、消費者が理解しやすく、生産者等が取り組みやすい方法を検討しています。
担当省庁等	農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	農林水産省環境政策課、経済産業省産業技術環境局環境ユニット環境調和産業推進室、国土交通省総合政策局環境政策課、環境省地球温暖化対策課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく排出抑制等指針（平成 20 年 12 月 12 日）
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの試行事業の成果を踏まえ、引き続き生産者等が参加しやすいような仕組みの構築と消費者等への理解促進に努める。</li> </ul> 〔参考指標〕 仕組み構築の進捗状況（国内試行事業におけるルールの改定・整備等） 検討の進捗状況、消費者・生産者等からの意見聴取
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	〔実施状況〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・カーボンフットプリントに対する理解促進を図る事を目的に、小・中・高校生、一般消費者を対象とした授業やイベントを 8 件実施。また、環境教育の一環で消費者や、小・中・高校生に対して指導等ができるリーダーの育成を目的としたイベントを 2 件実施。</li> <li>・上記のイベント等からのフィードバックをカーボンフットプリントの仕組みの構築に反映させることができた。</li> </ul> <b>【参考】</b> PCR（商品種別算定基準）策定基準を 25 件認定。また、PCR を基にマークの許諾が認められた商品数は 157 件。（平成 24 年 3 月 30 日時点）  〔評価〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの試行事業の成果を踏まえ、引き続き生産者等が参加しやすいような仕組みの構築と消費者等への理解促進を達成した。</li> <li>・生産者等からの意見聴取、消費者等に対する受容性調査を実施した。</li> </ul> <b>【参考指標】</b> カーボンフットプリントのルールの検討を行うため試行事業を実施し、仕組み構築に反映させた。 国による 3 年間の試行事業によって PCR（商品種別算定基準）策定基準を 73 件認定し、マークの許諾が認められた商品数は 469 件となった。店頭で扱われる商品も増えてきている。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	国によるカーボンフットプリント制度試行事業は平成 23 年度をもって終了。平成 24 年度から民間自主事業となった。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 142 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし

実施時期	実施済み。 (国の試行事業は終了し、平成 24 年度から民間自主事業となった。)
------	---

-----

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 143 番	
具体的施策	<p>3 Rについて、以下のとおり、その推進を図ります。</p> <p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、3 R行動の実践を呼びかけます。</p> <p>「3 R推進全国大会」を開催し、参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供します。</p> <p>「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取り組みます。</p>
担当省庁等	環境省、経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室、経済産業省産業技術環境局環境ユニットリサイクル推進課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <p>・10 月の3 R推進月間に「環境にやさしい買い物キャンペーン」を都道府県、流通事業者等へ呼びかけ、実施する。また、10月28日（金）から30日（日）にかけて「3 R推進全国大会」を京都府京都市で実施する。10月28日（金）には、「3 R推進全国大会」記念式典において、循環型社会形成推進功労者表彰や3 R促進ポスターコンクールの受賞者に対する表彰を実施する。</p> <p>〔参考指標〕</p> <p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」の参加都道府県数、流通業者等の数、3 R促進ポスターコンクールへの応募数</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>「平成 23 年度の具体的施策の実施予定等に対する達成状況」</p> <p>・10 月の3 R推進月間に「環境にやさしい買い物キャンペーン」を都道府県、流通事業者等へ呼びかけ、実施した。また、10月28日（金）から30日（日）にかけて「3 R推進全国大会」を京都府京都市で実施した。10月28日（金）には、「3 R推進全国大会」記念式典において、循環型社会形成推進功労者表彰や3 R促進ポスターコンクールの受賞者に対する表彰を実施した。</p> <p>「過去の実績との比較を踏まえた評価」</p> <p>・「環境にやさしい買い物キャンペーン」への参加都道府県数は、46 都道府県であった。流通業者等の参加数は、45,559 店舗（平成 22 年度）から 47,982 店舗（平成 23 年度）へ増加した。引き続き参加数が増加するよう効果的な取組を実施する。また、平成 23 年度の3 R促進ポスターコンクールへの応募数は、前年度とほぼ同数であり、普及・啓発が図られた。</p>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・これまでの取組を踏まえ、国民、関係主体の3 R行動が高度化するよう新たな施策と組み合わせ、継続的に実施する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 143 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
環境省	循環型社会に向けた普及啓発事業の実施	10	10
	アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	137 百万円の内数	137 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 144 番	
具体的施策	ウェブマガジン「リ・スタイル(Re-Style)」を定期的に発行し、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図ります。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・著名人によるインタビュー、環境イベントの取材や日常生活においてできることを題材としたコラム等「リ・スタイル」において情報を更新するとともに、メールニュースを配信する等3Rに係る普及啓発を図る。  〔参考指標〕 「リ・スタイル」の更新回数、配信登録数、アクセス数
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・「平成23年度の具体的施策の実施予定等に対する達成状況」 著名人によるインタビュー、環境イベントの取材や日常生活においてできることを題材としたコラム等「リ・スタイル」において情報を更新、メールニュースを配信する等3Rに係る普及啓発を図った。  ・「過去の実績との比較を踏まえた評価」 「リ・スタイル」におけるコラム等の更新回数を減らしたため、サイトへの月平均アクセス数は、約20,000(平成22年度)から約18,000(平成23年度)へ減少した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も引き続き3Rに係る普及啓発を継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 144 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
環境省	循環型社会形成に向けた情報提供事業	6	6

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 145 番	
具体的施策	各種リサイクル法の普及啓発のため、ポスターやパンフレット等を作成し、一般国民・関係機関に配布します。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	容器包装リサイクル法第5条第4項、家電リサイクル法第7条第3項、建設リサイクル法第7条第2項、食品リサイクル法第5条第3項、自動車リサイクル法第6条第3項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・引き続き、法の普及、周知を継続的に行う。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・不要となった家電の適正排出を呼び掛けるパンフレット等の作成、容器包装廃棄物の3R推進に係る普及啓発用小冊子の増刷、食品廃棄物等の発生抑制目標の設定に関するパンフレットの作成等を行い、都道府県、関係省庁、関係団体等と協力して配布した。また、リサイクル法の概要等をホームページに掲載するなど、各種リサイクル法の普及啓発を行った。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も引き続き各種リサイクル法の普及啓発を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 145 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 147 番	
具体的施策	<p>生物多様性に配慮した商品・サービスや農林水産物を紹介する展示会の開催、消費活動を含んだ日常生活における生物多様性の取組を分かりやすく示したリストの公表などを通じ、消費者への情報提供を実施します。さらに、生物多様性民間参画ガイドラインの活用推進など、事業者の生物多様性に配慮した取組を推進します。</p> <p>また、生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」について、事例集及び活用のための手引きの提供を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進します。</p>
担当省庁等	農林水産省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室、農林水産省環境政策課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	生物多様性基本法第 19 条第 1 項及び第 2 項
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済活動による生物多様性への影響・依存度に関する情報、事業者による生物多様性保全の取組に関する情報等を収集するとともに、それらの情報を基に経済社会における生物多様性の保全等の促進の在り方を検討する。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>収集した、事業者による生物多様性保全の取組等に関する情報数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生きものマークガイドブック」を利用し、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進する。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>イベントへの出展回数</p>
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済活動における生物多様性への影響・依存度に関する情報、事業者による生物多様性保全の取組に関する情報等を収集・分析するとともに、事業者による生物多様性保全の取組に関する情報について、計 179 社の企業の事例を収集した。</li> </ul> <p>それらの情報を基に経済社会における生物多様性の保全等の促進の在り方を、計 3 回学識者を交えた公開の検討会を開催して検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者が日常の行為を通じて生物多様性について理解する機会を持つことが期待される生きものマークの取組について、「農林水産省生物多様性戦略」(平成 24 年 2 月決定)において推進していくこととした。また、「生きものマークガイドブック」を利用し、農林水産業と生物多様性の関係について、4 回のイベント等の機会を活用して国民理解を図った。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 23 年度同様、生物多様性保全の取組を継続的に実施する。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 147 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
環境省	愛知目標の実現に向けた COP10 主要課題検討調査費	96 百万円の内数	96 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 148 番	
具体的施策	<p>有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し推進します。</p> <p>特に、有機農産物など環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進し、有機農業の推進に資する観点から、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設、産地における消費者との交流等を行います。</p> <p>また、有機農産物の生産・流通の拡大を促進するため、有機 JAS 制度について、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行います。</p> <p>更に、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者であるエコファーマーのネットワーク化を進め、消費者の理解や関心を高めるための活動等を推進します。</p>
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省生産局農産部農業環境対策課(上・下段) 農林水産省 消費・安全局 表示・規格課(中段)
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	<p><u>上・下段(有機農業の推進関係)</u> 有機農業の推進に関する法律 第10条、第11条</p> <p><u>中段(JAS制度の啓発関係)</u> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 第7条、第19条の15等</p>
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成23年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業・有機農産物等の消費者等への普及啓発について、平成22年度の実施の有効性を評価し、平成23年度も引き続き実施する。</li> <li>有機農業の普及啓発等に関する基本的方針を定めた「有機農業の推進に関する基本的な方針」について、平成23年度から見直しの必要性を検討する。</li> <li>有機 JAS 制度について、制度の適切な実施を通じて表示の適正化を図るとともに、有機 JAS 制度を解説したパンフレットの改訂、当該パンフレットの有機関係イベント等での配布により、消費者等への啓発を行う。</li> <li>各地で開催するエコファーマー研究会等に消費者の参加を呼びかけていく。また、エコファーマーの PR と消費者の意向把握を兼ねて農産物の展示・販売を検討する。</li> </ul>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業・有機農産物等の消費者等への普及啓発について、工程表に則し、全国8箇所で開催し、消費者等の参加を得ながら、セミナーや消費者交流型の施策説明会を実施した。</li> <li>基本方針の見直しの必要性の検討のため、関係団体との意見交換等を実施した。</li> <li>地方農政局等の職員が小売店舗等に対する巡回調査等を実施し、表示の適正化を図った。</li> <li>平成22年度に作成した有機 JAS 制度を解説したパンフレットの改訂を行うとともに、当該パンフレットを有機関係イベント等で配布することにより、消費者等への啓発を行った。</li> <li>エコファーマー研究会等(各地で計6回開催)において、先進的事例発表等を通じたエコファーマーネットワークへの加入促進を図るとともに、収穫体験や試食等により消費者との交流や農林水産省内の PR スペース「消費者の部屋」において、エコファーマーが生産した農産物や資料、田んぼの生き物の展示等を行い、消費者に対する PR を行った。</li> </ul>

今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・有機 JAS 制度について、平成 24 年度以降も引き続き、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 148 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
農林水産省	生産環境総合対策事業（有機農業総合支援事業）の内数	104	104
	エコファーマーネットワーク整備事業	11	11

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 149 番	
具体的施策	住宅の販売や賃貸を行う事業者が消費者に対して住宅の省エネルギー性能についての的確に情報提供を行えるよう、住宅が省エネルギー基準に適合していることを表示する住宅省エネラベルの普及促進を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第86条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・住宅の省エネルギー施策に関する説明会等において、住宅省エネラベルの情報提供を継続的に実施。  〔参考指標〕 普及促進のための取組状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・住宅の省エネリフォームに関する講習会等において、住宅省エネラベルの情報提供を行った。 開催回数：全60回  ・住宅省エネラベルの普及啓発等を通じて、「住宅事業建築主の判断の基準」への適合が促され、「住宅事業建築主の判断の基準」適合戸数が、86,657戸(平成22年度末)から135,042戸(平成23年度末)となった。  エコポイント住宅証明書の発行戸数(共同住宅を除くトップランナー基準での戸数)。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・住宅の販売や賃貸を行う事業者が消費者に対して住宅の省エネルギー性能についての的確に情報提供を行えるよう、住宅の省エネルギー施策に関する説明会等において、住宅省エネラベルの情報提供を継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 149 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 150 番	
具体的施策	「建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)」が広く使われるよう普及活動を継続的に実施します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・CASBEEに関する公開セミナー等において、情報提供を継続的に実施。  〔参考指標〕 普及活動の状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<実施状況> ・平成23年7月に「CASBEE 公開セミナー」を開催し、広く一般設計者・施工者等を対象にCASBEEの開発状況(CASBEE都市、不動産マーケットへの対応)や普及状況等に関する情報提供を行った。 ・平成24年1月に「CASBEE等地方公共団体連絡会議」を開催し、CASBEEを活用している地方公共団体における取組状況の紹介等の情報提供を行った。  <評価> ・CASBEEを環境計画書制度の評価ツールとして導入している地方公共団体数が23(平成22年度末)から24(平成23年度末現在)となった。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「建築環境総合性能評価システム(CASBEE)」が広く使われるようCASBEEに関する公開セミナー等において、情報提供を継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 150 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 151 番	
具体的施策	食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰(「食品リサイクル推進環境大臣賞」)し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図ります。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	食品リサイクル法第5条第3項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・引き続き、食品リサイクルの更なる取組の推進、普及啓発を図る。  〔参考指標〕 パンフレット等のHPへの掲載、環境大臣賞を受賞した取組などの優良事例の紹介状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・食品リサイクル法の概要や優良事例の紹介をHPへ掲載した。また、新たに食品廃棄物等の発生抑制目標の設定に関するパンフレットを作成し都道府県等を通じて配布するとともに、リサイクル事業者を対象とした説明会を開催することにより、普及啓発を実施し、更なる取組の推進を図ることが出来た。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度以降も引き続き食品リサイクルの更なる取組の推進、普及啓発を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 151 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 152 番	
具体的施策	<p>環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改訂します。</p> <p>なお、「グリーン購入法適合」と表示される環境ラベルも多くあることから、特定調達品目に関する情報についても提供できるよう、環境表示ガイドラインの改訂に際し留意します。</p>
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省総合環境政策局環境経済課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 附則第2項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的な動向(ISO規格の改定)を注視しつつ、有識者及び業界団体を交え、グリーン購入法に規定された19分野ごとの具体的な信頼性確保方策の詳細を順次検討・策定する。こうした取組を積極的に周知するため、ガイドラインに反映していく。</li> <li>・信頼性確保方策及び情報提供方法に関するセミナーを全国規模で実施するなど、信頼性確保ガイドライン及び環境表示ガイドラインの普及促進に引き続き努める。</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p> <p>環境表示の情報提供の望ましい在り方や信頼性確保についての検討会の回数・頻度・内容</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>1. 「平成23年度の具体的施策の実施予定等」に対する達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造事業者等が信頼性確保ガイドラインに基づいて実践する具体的な取組等を、文具及びオフィス家具業界の事例を基に、他の事業者でも参考となる手引きとして取りまとめた。また、手引きの内容について、セミナーで周知を図るとともに、信頼性確保ガイドラインに追加するなど、普及啓発を行った。</li> </ul> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境表示の信頼性を担保するための仕組みを取りまとめた信頼性確保ガイドラインを拡充することによって、望ましい環境表示に向けた取組をより具体的に示すことができた。</li> </ul> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで作成してきた環境表示ガイドラインや信頼性確保ガイドラインの位置付けの整理を行う。</li> <li>・環境表示ガイドラインの利用状況等の実態調査を行い、ガイドラインの問題点や望ましい環境表示を行う際に阻害要因となっていることを整理し、ガイドラインの改訂を行う。</li> <li>・国際的な動向(ISO規格の改定)を注視しつつ、望ましい環境表示の在り方について有識者及び業界団体を交えて、さらなる検討を行う。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 152 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
環境省	環境物品等情報提供体制整備費	21 百万円の内数	21 百万円の内数
	環境表示の信頼性確保のための検証事業費	122 百万円の内数	122 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 153-2 番	
具体的施策	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <p>決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」(仮称)の運営</p>
担当省庁等	消費者庁、総務省、経済産業省
実施時期	<p>及び：平成23年度中に開始します。</p> <p>平成23年度中に実施します。</p> <p>継続的に実施します。</p> <p>平成23年度中に着手します。</p>
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、総務省総合通信基盤局消費者行政課、経済産業省商務情報政策局情報経済課、商務流通グループ商取引・消費経済政策課消費経済企画室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年7月1日より、決済代行業者登録制度の運用を開始。( )</li> <li>・平成23年度中に、景品表示法に係るインターネット上の表示に関する考え方を提示する。( )</li> <li>・インターネット上の広告表示に関して、引き続き、景品表示法の厳正な執行を行う。( )</li> <li>・引き続き、特定商取引法の厳正かつ迅速な法執行を行い、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し情報提供することにより違法なウェブサイトの削除などを促す。( )</li> <li>・平成23年11月を目途に、将来の消費者相談ネットワーク構築を視野に入れた試験的ネットワークの立ち上げ・運用を目指し、各国における消費者行政関係機関等と検討を行っているところ。( )</li> <li>・平成23年7月28日に第1回インターネット消費者取引連絡会を実施。第2回以降は、随時開催を行う。( )</li> </ul> <p>〔参考指標〕</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>平成23年7月1日より決済代行登録者制度の運用を開始し、21社の決済代行業者が本制度に登録。</p> <p>「インタ-ネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を取りまとめ、公表した(平成23年10月28日)。</p> <p>広告表示に対するネット上の監視活動の強化を継続的に実施した。</p> <p>越境取引に関する消費者相談窓口「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」を開設(平成23年11月1日~)。</p> <p>「インタ-ネット取引連絡会」の運営を開始(第1回 平成23年7月23日、平成23年度内に4回開催済み)。関係事業者、消費者団体等の参</p>

	加を得て、新たに発生しつつある課題を共有し、関係者に対応を働きかけていくための連携・協力の場として活用、関係者の取組の円滑化を図った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度の取組を踏まえ、消費者の安全・安心の確保に向けた施策を引き続き実施する。 ・施策番号 171 番を本施策に統合し、新たに を設ける。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 153-2 番・171 番	
具体的施策	<p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <p>決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」(仮称)の運営 二国間会議、UNCITRAL の作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>実施済み<sup>(注 153-2)</sup>。今後の制度の在り方について継続的に検討します。</p> <p>実施済み<sup>(注 153-2)</sup>。「留意事項」の周知を継続的に実施します。</p> <p>、 、 : 継続的に実施します。</p> <p>実施済み<sup>(注 153-2)</sup>。今後のネットワークの構築の在り方について継続的に検討します。</p>

(注 153-2) 決済代行登録者制度の運用を開始

(注 153-2) 「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表

(注 153-2) 消費者庁越境消費者センター (CCJ) を開設

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	インターネット取引調査	33	33
	電子商取引モニタリング等事業(特定商品取引適正化推進等経費)	159	159

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 154 番	
具体的施策	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。
担当省庁等	消費者庁、総務省
実施時期	検討の結果を踏まえ、平成23年度中に、所要の措置を講じます。 継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁取引対策課、総務省消費者行政課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第12号
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用する等、有識者による検討の場である利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する検討会の迷惑メールへの対応の在り方に関する提言を踏まえた措置を講ずる。  〔参考指標〕 行政処分の件数
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」に基づく措置命令を10件実施し、法の厳正な運用を推進。 ・平成23年8月に、迷惑メールへの対応の在り方に関する提言を踏まえ、簡便なオプトアウト方法の例を追加するなど「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」の改正を実施。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・ を継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 154 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」を改正) 継続的に実施します。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
総務省	特定電子メール等送信適正化業務委託	158	158

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 155 番	
具体的施策	迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、送信元プロバイダに通知することにより、プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促します。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。  〔参考指標〕 送信元プロバイダへの通知件数
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成23年度においては、送信元プロバイダに対して約33,000件の通知を実施し、プロバイダによる迷惑メール回線の利用停止措置等の自主的な取組を促進。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・継続的に実施する
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 155 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
総務省	特定電子メール等送信適正化業務委託	158	158

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 156 番	
具体的施策	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	平成23年度に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・取締りの推進により検挙件数は増加しているものの、インターネットオークションに係る犯罪は依然として発生しているため、引き続き取締り及び注意喚起を推進する。  〔参考指標〕 インターネットオークション詐欺に係る検挙件数
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・インターネットオークションに係る犯罪について、取締りを推進した結果、平成23年中のインターネットオークション詐欺に係る検挙件数は389件であった。 ・都道府県警察による情報セキュリティに関する講習等を通じて、インターネットオークションに係る犯罪に関する注意喚起を推進した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・取締り及び注意喚起によりインターネットオークション詐欺防止対策が推進された結果、インターネットオークション詐欺の検挙件数は減少しているものの、インターネットオークションに係る犯罪は依然として発生しているため、引き続き取締り及び注意喚起を推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 156 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成24年度に実施します。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 157 番	
具体的施策	<p>フィッシングに関する注意喚起を行うとともに、フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを推進します。</p> <p>送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。</p> <p>フィッシング被害を防止するため、関係機関と連携して「フィッシング対策協議会(以下、協議会)」を運営し、積極的な情報収集・提供、共有を行い、協議会会員を中心に対策実施を促進するとともに、一般消費者に対しても情報提供・注意喚起を行います。</p>
担当省庁等	警察庁、総務省、経済産業省
実施時期	<p>平成23年度に実施します。</p> <p>継続的に実施します。</p> <p>平成23年秋を目途に活動方法の考え方に関する結論を得て、平成24年度からの実施を目指します。</p>
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課、総務省総合通信基盤局消費者行政課、経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <p>フィッシングに係る犯罪が依然として発生していることから、引き続き取締り及び注意喚起を推進する。</p> <p>引き続き、フィッシング対策にも有効な送信ドメイン認証技術等の技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援する。</p> <p>平成23年度においても、フィッシング対策協議会の活動を適切なものにするための検討会を引き続き開催する予定であり、消費者向けの対策を含めたフィッシング対策協議会の活動を適切なものにするための考え方を取りまとめ、平成23年度以降の取組に反映する。</p> <p>〔参考指標〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援内容・件数(関連)</li> <li>・フィッシングに係る不正アクセス事犯の検挙件数</li> </ul>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<p>〔 について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィッシングに係る犯罪について、都道府県警察の実施する情報セキュリティに関する講習等を通じ、フィッシングに関する注意喚起を行った。</li> <li>・フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを推進した結果、平成23年中のフィッシングに係る不正アクセス事犯の検挙件数は59件であった。</li> </ul> <p>〔 について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度においては、迷惑メール対策推進協議会と連携し、各種業界団体に対して送信ドメイン認証技術等の導入を推進するための説明会を16回開催するとともに、各種業界団体の広報誌等への解説記事の寄稿を7回実施し、送信ドメイン認証技術等の技術的対策の普及促進を支援。</li> </ul> <p>〔 について〕</p> <p>平成23年度分の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィッシング対策協議会ウェブサイトの更新回数：50回</li> </ul> <p>ウェブサイト更新実績は、フィッシング事例(緊急情報、注意喚起を含む)、月次レポート、ニュー</p>

	<p>ウェブサイト記事などの新規掲載数の合計である  <b>フィッシング対策協議会ウェブサイト閲覧数：48,352（11ヶ月分）</b>  平成23年4月～平成24年2月の間の実績に基づく実績値  <b>フィッシング報告数：465件</b>  平成23年4月～平成24年2月の間の実績に基づく実績値  フィッシング報告件数は消費者や事業者からのフィッシングに関する報告件数の合計である（迷惑メールなどのフィッシング以外の報告は含まない）。</p> <p>過去の実績との比較を踏まえた評価  ・平成23年度では、消費者向けにフィッシング対策サービスを提供している事業者に対するフィッシングサイト情報の提供に関し、提供先事業者を増やすことにより、フィッシング対策を更に強化することができた。また、消費者側のフィッシング対策について検討した結果を消費者向けガイドラインにまとめ、消費者向けの啓発活動を行った。</p> <p>〔追加事項について〕  ・平成23年6月に、警察庁、総務省及び経済産業省は、民間事業者等とともに官民連携した情報共有の場として「不正アクセス防止対策に関する官民意見集約委員会」を設け、12月には「不正アクセス防止対策に関する行動計画」をまとめるなど、不正アクセス行為の脅威から利用者等を守るための方策について議論を重ねている。  ・第180回国会において、フィッシング行為の禁止・処罰、識別符号の不正取得等の禁止・処罰、情報セキュリティ関連事業者団体に対する情報提供、不正アクセス行為に係る法定刑の引上げ等を内容として不正アクセス行為の禁止等に関する法律が改正された。</p>
<p>今後の取組方針  「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方</p>	<p>改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進する。  継続的に実施する。  平成24年度においては、フィッシングによる被害の未然防止と拡大防止のため、フィッシング情報を収集・分析し、消費者やフィッシング対策協議会等への情報提供に重点化する。</p>
<p>備考</p>	

「消費者基本計画」の見直し

<p>施策番号 157 番</p>	
<p>具体的施策</p>	<p>改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進します。  送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。  フィッシング被害を防止するため、「フィッシング対策協議会」等関係機関と連携し、積極的な情報収集・調査分析を行うとともに、一般消</p>

	費者に対して情報提供・注意喚起を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 24 年度に実施します。 及び：継続的に実施します。

-----

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
経済産業省	コンピュータセキュリティ早期警戒体制の整備事業	952 百万円の内数	952 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 158 番	
具体的施策	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組みます。
担当省庁等	内閣府
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号) 第4条、第7条、第3章、第30条、附則3条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・青少年のインターネット利用実態調査について調査を実施しつつ、青少年やその保護者に対する啓発活動を推進する。 ・イギリス及び韓国における現状や取組等について調査を実施しつつ、国際協力にも積極的に取り組む。 ・基本計画に盛り込まれた施策の取組状況について、フォローアップを行う。 ・法附則第3条に基づき、法律の施行状況について検討を行う。また、その結果に基づき、必要な措置を講ずるかの検討を行う。  〔参考指標〕 青少年や保護者に対する啓発活動の内容、関連調査の実施状況、違法・有害情報対策に関する国際協力の内容、基本計画のフォローアップの実施状況、法附則第3条に係る検討等の実施状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・青少年のインターネットの適切な利用に係る広報資料を都道府県・政令指定都市や家電量販店等に配布するなど、広報啓発活動を実施。 ・法の施行状況等について、内閣府に設置されている「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」において、平成23年5月、同年8月、平成24年1月、同年3月に検討を実施。平成23年8月の第11回検討会では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」を決定。 ・OECD 情報・コンピュータ・通信政策委員会情報セキュリティ・プライバシー作業部会第30回及び第31回会合(平成23年6月、同年11月)並びにOECD 情報・コンピュータ・通信政策委員会第62回及び第63回会合(平成23年10月、平成24年3月)にそれぞれ参加し、OECD オンライン上の子ども保護勧告が決定された(平成24年2月)。 ・平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査を実施(平成23年10月公表)。 ・「都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議」を開催し、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言」等を周知(平成24年1月)。 ・春の進級・進学時期におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための重点的な啓発活動を都道府県等に依頼(平成24年3月)。 ・Twitterを活用した情報発信を開始(平成24年3月)。

	<p>・イギリス・韓国における青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施（平成 24 年 4 月公表）。</p> <p>&lt; 過去の実績との比較を踏まえた評価 &gt;</p> <p>・青少年のインターネット利用環境実態調査について平成 22 年度調査結果と平成 23 年度調査結果とを比較すると、携帯電話におけるフィルタリングの利用率（59.6% 59.7%）はやや伸び悩んでいる一方で、購入時期別にみると増加傾向にある。家庭のルールの設定率（69.2% 56.5%）や、法の認知率（35.3% 31.9%）はやや数値が低下しており、引き続き取組が必要である。</p>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・関係省庁や民間団体と連携のうえ、法及び基本計画に基づく取組を引き続き推進するとともに、法附則第 3 条に係る検討を引き続き実施する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 158 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
内閣府	諸外国における青少年のインターネット環境整備状況等調査	10	10
	青少年インターネット環境整備法及び基本計画の見直しに向けた検討会の開催経費	3	3

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 159 番	
具体的施策	近年、インターネット、携帯電話等の ICT メディアに関連した子どもの事件が頻発している状況を踏まえ、インターネット通信販売サービスやインターネットオークションの注意点、架空請求メールへの対処方法など、子どもによる ICT メディアの健全な利用を促進するため、ICT メディアリテラシー育成のための指導マニュアルや教材からなる「ICT メディアリテラシー育成プログラム」を開発・公開し、その普及と充実を図ります。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省情報流通行政局情報通信利用促進課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・引き続き、子どもによる ICT メディアの健全な利用を促進するため、「ICT メディアリテラシー育成プログラム」の普及を図る。  〔参考指標〕 教材の公開状況、活用状況
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	子ども達の ICT メディアをより主体的・能動的に扱う能力( ICT メディアリテラシー)を育成するため、 ・平成 21 年度から引き続き、小学校高学年を対象とした教材「伸ばそう ICT メディアリテラシー つながる!わかる!これがネットだ」を web 上に公開した。 ・平成 21 年度に開発した中・高校生を対象とした教材を引き続き web 上に公開するとともに、平成 22 年度に開発した新たな教材を平成 23 年 4 月から公開した。 ( <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/media_literacy.html</a> ) ・平成 23 年度から公開した新たな教材については、指導資料中にネットショッピングやオークションなどを利用する際に留意点等を記載し、学校、家庭等における話合いや消費者教育のきっかけ作りに資するようにした。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、子どもによる ICT メディアの健全な利用を促進するため、「ICT メディアリテラシー育成プログラム」の普及を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 159 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (「ICT メディアリテラシー育成プログラム」の開発・公開)

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 160 番	
具体的施策	電気通信分野において、本人からの求めに応じて自主的に事業者が勧誘を行わないようにするなど、勧誘の適正化を図ります。 また、ガイドラインに基づき、電気通信分野において、適合性の原則を踏まえて勧誘の適正化を図ります。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・有識者による検討の場(利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 電気通信サービス利用者WG)における議論を継続し、利用者利益の確保に向けた取組に必要な方策の提言を平成23年度中に取りまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成22年9月から、PI0-NETデータ等を用いて定量的に評価・検証を行った上で、平成23年12月に利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会において、「電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言」(以下「提言」という。)を取りまとめた。 ・提言においては、勧誘の適正化に向けた方策として、業界を挙げた取組強化が求められ、業界団体において、勧誘に関する自主基準の作成が求められるとともに、各電気通信事業者において、業界団体の自主基準の内容を踏まえた対応を行うことが求められたところ、平成23年12月以降、電気通信サービス推進協議会において、適合性を考慮した説明等の勧誘の適正化、申込みの撤回等を盛り込んだ「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」の作成が進められ、平成24年4月に公表された。 ・提言を踏まえた取組が適切に行われた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度も継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 160 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 161 番	
具体的施策	消費者に対する情報提供義務を定めている法令、ガイドライン等に基づき、電気通信分野において、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・有識者による検討の場(利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 電気通信サービス利用者WG)における議論を継続し、利用者利益の確保に向けた取組に必要な方策の提言を平成23年度中に取りまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成22年9月から、PI0-NET データ等を用いて定量的に評価・検証を行った上で、平成23年12月に利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会において、「電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言」(以下「提言」という。)を取りまとめた。 ・提言においては、情報提供の適正化に向けた方策として、電気通信サービスの契約締結時における重要事項説明において、業界団体において重要事項を分かりやすく1枚から数枚にまとめたモデル例を作成・公表することが求められ、また、セット販売についても理解しやすい図解などの資料を作成することが求められたところ、電気通信サービス向上推進協議会において、平成23年12月以降、順次、検討が行われている。なお、携帯電話サービスに関するモデル例については、平成24年4月に作成された。 ・提言を踏まえた取組が適切に行われた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度も継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 161 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 162 番	
具体的施策	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等を通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備し、また、事業者や関係省庁と適宜意見交換を行います。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局情報経済課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・平成23年度第1四半期には、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の新たな改訂版を公表する。その後、引き続き事業者、関係省庁等との意見交換を行いつつ、更なる改訂の検討を開始する。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	〔実施状況〕 ・平成23年6月に「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行った。さらに、平成24年度第1四半期にも「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行うため、平成23年8月から検討を行っており、改訂案について平成24年4月から5月にかけてパブリックコメントを募集予定。 ・これらの改訂の検討に当たっては、事業者、消費者団体、関係省庁等を集めた検討会を開催し、準則の改訂に対する要望、意見等を聴取し、改訂(案)に反映させた。  〔評価〕 ・平成23年6月の「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂では、「未成年者による意思表示」等の論点の記述の修正を行った。 ・また、平成24年度第1四半期に「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行うため、「ウェブサイトの利用規約の契約への組入れと有効性」、「共同購入クーポンをめぐる法律問題について」等の論点について検討を行い、改訂案について平成24年4月から5月にかけてパブリックコメントを募集予定。 ・以上の改訂を行うため、平成23年度は、「産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会」(計2回)、「電子商取引及び情報財取引等に関する法的問題検討会」(計2回)及び「作業部会」(計6回)を開催した。 ・「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の中で、過去に策定されて古くなっている論点についても、見直しを行い、必要に応じて修正を行った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成24年度第1四半期には、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の新たな改訂版を公表する。その後、引き続き事業者、関係省庁等との意見交換を行いつつ、更なる改訂の検討を開始する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 162 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
経済産業省	我が国情報経済社会における基盤整備(電子商取引及び情報財取引についてのあ るべきルールに関する調査研究)	429 百万円の内数	429 百万円の内数

「消費者基本計画」における  
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成23年度）

施策番号 163 番	
具体的施策	電気通信消費者支援連絡会を、本省及び各地方局において継続的に年複数回開催し、電気通信サービスに関する消費者支援の在り方についての意見交換を踏まえ、消費者問題への機動的な対応を行います。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成23年度の実施予定]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信消費者支援連絡会を引き続き実施する。</li> <li>・また、有識者による検討の場である利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会 電気通信サービス利用者 WG) の提言（平成23年度内を予定）を踏まえた取組強化を図る。</li> </ul> <p>[参考指標]</p> <p>—</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年9月から、PIO-NET データ等を用いて定量的に評価・検証を行った上で、平成23年12月に利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会において、「電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言」（以下「提言」という。）を取りまとめた。</li> <li>・提言においては、関係者間の連携強化に向けた方策として、消費者支援連絡会（地方版、本省版）を今後も継続して開催を行うことが求められたところ、一層の連携強化に向け、参加している各地の消費生活センター及び電気通信事業者の意見を踏まえ、来年度以降の実施方針の検討を行った。</li> <li>・地方版の消費者支援連絡会については、11 の地方支分局（総合通信局等）において、各2回ずつ開催し、東日本大震災を踏まえた電気通信サービスの利活用、スマートフォンに係るトラブル事例、光ファイバーインターネットの勧誘トラブル、電気通信サービス利用者 WG の検討状況等に関し、各地の消費生活センター、電気通信事業者、総務省の間で意見交換・情報共有を行った。</li> <li>・本省版の消費者支援連絡会については、電気通信サービス利用者 WG の検討後に開催（1回）し、提言内容を踏まえた取組の進捗状況について、関係者から報告を行った。</li> <li>・消費生活センター（ヒアリング：81 箇所、パブリックコメント：27 箇所）においては、本取組を評価する意見が大半であり、取組は適切に実施された。</li> </ul>
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度も継続して実施する。</li> </ul>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 163 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
総務省	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方)	6 百万円の内数	6 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 164 番	
具体的施策	様々な電気通信サービスが日常生活や経済活動に必要な社会基盤となっている状況の下で、これまでの総務省の取組を踏まえ、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のための取組を継続して行います。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・有識者による検討の場(利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会 電気通信サービス利用者 WG)における議論を継続し、利用者利益の確保に向けた取組に必要な方策の提言を平成 23 年度内に取りまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。  〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成 22 年 9 月から、PI0-NET データ等を用いて定量的に評価・検証を行った上で、今後求められる対応について検討を行い、平成 23 年 12 月に利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会において、「電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言」(以下「提言」という。)を取りまとめた。 ・提言においては、電気通信サービスの利用者利益の確保・向上に向けた方策として、 契約締結前から契約解除までの各段階に応じた諸手続及び情報提供、 苦情処理対応、 関係者間の連携方策、 利用者リテラシーの向上方策、 安全・安心サービスの提供等の在り方 について、業界団体・各電気通信事業者及び総務省において求められる対応が示され、業界団体・各電気通信事業者・総務省において、平成 23 年 12 月以降取組が進められているところ。 ・提言を踏まえた取組が適切に行われた。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度も継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 164 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 165 番	
具体的施策	「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図ります。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。  〔参考指標〕 法の施行状況の概要の公表時期・周知先数、説明会・講演会の開催場所数・参加者数、説明会・講演会のアンケートの肯定的な評価の割合
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	〔実施状況〕 ・法の施行状況(平成22年度)に関する報告を取りまとめ、その概要を平成23年8月に公表し、同月、消費者委員会へ報告を行った。また、HPに掲載し、関係省庁、地方公共団体等へメール等にて周知を行った。 ・個人情報保護法に関する説明会を全国13会場で開催し、約3,000人の方に参加いただいた。 ・平成22年1月に発行した個人情報保護法パンフレットを平成23年11月に改訂し、地方公共団体等へ配布するとともに、HPに掲載した。  〔評価〕 ・個人情報保護法に関する説明会の参加者に対して行ったアンケートでは、「有益であった」「まあ有益であった」との回答割合が約8割に達するなど、一定の成果を挙げている。 ・個人情報保護法パンフレット改訂版などの広報資料に関して、追加送付の要望が多く寄せられた。  以上の取組により、個人情報保護制度に対する理解の向上を図ることができた。個人情報保護制度への理解が深まることにより、地方公共団体・国民生活センターの苦情相談窓口等において、業務の円滑な遂行が図られることにもつながった。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなど、いわゆる「過剰反応」への対策に取り組み、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 165 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	法律及び制度の内容等に関する情報提供及び啓発	8	8

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 166 番	
具体的施策	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	審議の結果を踏まえ検討に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・消費者委員会での審議への協力。  〔参考指標〕 検討状況(「個人情報保護専門調査会」及び消費者委員会において個人情報保護法に関連する議題が取り上げられた回数)
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	〔実施状況〕 ・平成22年8月から「個人情報保護専門調査会」において、個人情報保護法の施行状況の評価並びに個人情報保護法及びその運用に関する問題点についての調査・審議が行われ(平成23年度は5回開催)必要な資料の提出や説明など、必要な協力を行った。 平成23年7月に、同専門調査会において「個人情報保護専門調査会報告書～個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題～」が取りまとめられ、同年8月に消費者委員会に提出された。これを受け、消費者委員会において「消費者委員会は、本報告書で指摘された検討課題については何れも重要な課題と考えており、今後これらの課題をとりまく状況の推移を見つつ、次期の委員会においても優先的に解決すべき課題等を抽出し、引き続き検討を進める必要があると認識している。」とされた。 ・法の施行状況の概要(平成22年度)について、消費者委員会へ報告を行った。  〔評価〕 消費者委員会個人情報保護専門調査会での議論に資する資料の提供や説明等を適切に行い、専門調査会の円滑な審議や報告書の取りまとめに貢献した。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・消費者委員会において、個人情報保護に係る課題をとりまく状況(「社会保障・税に関わる番号制度」導入に向けた動向等)の推移を見つつ、引き続き検討を進める必要があるとされており、その審議の結果を踏まえ検討に着手する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 166 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

-----  
【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 167 番	
具体的施策	テレビショッピング番組を含む放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度等について検討を行います。 有料放送契約における消費者保護に関する制度整備について検討を行います。
担当省庁等	総務省
実施時期	法案の成立後、直ちに着手します。
担当部局・課・室名	総務省情報流通行政局放送政策課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	【放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度】 放送法第6条及び第107条 【有料放送契約における消費者保護に関する制度】 放送法第147条～第157条
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・放送番組の種別とその放送時間の公表については、平成23年3月に整備した制度に基づき、適切に運用する。 ・有料放送契約における消費者保護については、平成23年6月に整備した制度に基づき、適切に運用する。
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・放送番組の種別とその放送時間の公表については、平成23年3月に整備した制度に基づき、適切な運用を図った。 ・有料放送契約における消費者保護については、平成23年6月に整備した制度に基づき、適切な運用を図った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・放送番組の種別とその放送時間の公表及び有料放送契約における消費者保護について、平成24年度以降も引き続き制度に基づき、適切な運用を図っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 167 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (放送番組の種別とその放送時間の公表及び有料放送契約における消費者保護に関する制度を整備した。)

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 168 番	
具体的施策	OECD 消費者政策委員会 (CCP) において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。
担当省庁等	消費者庁、外務省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、外務省経済局経済協力開発機構室
根拠法令 ( 具体的な条文 ( 条 項など) も記載)	
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・OECD 会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。  〔参考指標〕 CCP 関連会議への参加
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・CCP 本会合 ( 年 2 回 ) に出席し、現在進められている各プロジェクト ( 電子商取引に関する調査、製品安全に関する情報共有等 ) の作業・今後の検討スケジュール等についての議論を行った ( 本会合 : 平成 23 年 4 月及び 10 月 ) 。また、参加プロジェクトに関する議論、作業グループ会合及び情報共有のためのワークショップに出席し、消費者庁越境消費者センター ( CCJ ) , 決済代行業者登録制度、PIO-NET の活用状況等の我が国の事例についての情報提供を行った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、OECD 会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 168 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】( 単位 : 百万円 )

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	国際化に伴う消費者行政対応のうち多国間協力への取組	33 百万円の内数	33 百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 169 番	
具体的施策	地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・日中韓等の地域間及び二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化を図る。  〔参考指標〕 政策対話・協議及び消費者政策に関するフォーラムへの出席
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・日中韓及びASEAN諸国が参加するアジア消費者政策フォーラムに参加し、アジア諸国における消費者政策の取組につき議論を行った(平成23年7月)。 なお、日中韓消費者政策協議会は隔年で開催されており、次回会合は、平成24年度は中国(北京)で開催予定。また、次々回会合は、平成26年度に日本で開催予定。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、日中韓等の地域間及び二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 169 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位:百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	国際化に伴う消費者行政対応のうち二国間・地域間協力への取組	20	20

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 170 番	
具体的施策	「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク( ICPEN )等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。  〔参考指標〕 ICPEN 関連会議・プロジェクトへの参加
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・ICPEN 本会合に出席し、各国における新たな分野における消費者問題への対応及び国境を越える消費者トラブルについての取組等、各国消費者行政法執行機関との間で情報交換を実施し(平成23年4月、平成24年2月)国際的な連携の強化につき取り組んだ。 ・ICPEN 加盟各国の消費者保護当局が参加し、インターネットを監視する「インターネット点検キャンペーン」に参加した(平成23年9月)。また、加盟国各機関が一斉に消費者に対して注意喚起及び情報提供等の啓発を行う「詐欺防止月間」を、「消費者月間」と併せて実施した(平成23年5月)。 ・eConsumer.gov の日本語サイトにおいて情報提供を行った(震災関連の悪徳商法に関する我が国の取組、消費者庁越境消費者センター(CCJ)の開設。)
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 170 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	国際化に伴う消費者行政対応のうち多国間協力への取組	33百万円の内数	33百万円の内数

**「消費者基本計画」における  
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 171 番	
具体的施策	越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、諸外国と連携しつつ、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行います。
担当省庁等	消費者庁、経済産業省
実施時期	引き続き検討を行います。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者政策課、経済産業省商務情報政策局情報経済課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・引き続き、二国間会議、UNCITRALの作業部会場も活用し、越境電子商取引のトラブル解決の在り方について、検討を行う。 ・特に、越境取引に関する消費者トラブルの解決に向け、平成23年11月を目途に、将来の消費者相談ネットワーク構築を視野に入れた試験的ネットワークの立ち上げ・運用を目指し、各国における消費者行政関係機関等と検討を行う。  〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・韓国、台湾、ベトナムとの間でそれぞれ電子商取引に関する会議を開催し、法整備の状況等に関する情報交換を行った。また、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)の越境オンライン紛争解決に関する作業部会に専門家を派遣し、積極的に関与した。 ・越境取引に関する消費者相談窓口「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」を開設し(平成23年11月1日～)、消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築に着手した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・具体的施策の実施状況を踏まえ、153-2に統合する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 171 番	
具体的施策	
担当省庁等	施策番号 153-2 番に統合
実施時期	

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	インターネット取引調査	33	33
経済産業省	アジア域内の知識経済化のためのIT活用等支援事業(日中電子商取引基盤整備事業)	189百万円の内数	189百万円の内数